

目 次

(令和2年)

○第3回臨時会

第1日目（5月19日）

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第25号 令和2年度中城村一般会計補正予算（第1号）	3
承認第1号 専決処分の承認について	4
承認第2号 専決処分の承認について	10
陳情第6号 新型コロナウイルス感染症の発生による会員企業への緊急経営支援について（要請）	59

○第4回定例会

第1日目（6月15日）

会議録署名議員の指名	63
会期の決定	63
諸般の報告	63
行政報告	64
議案第26号 中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	66
議案第27号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例	68
議案第28号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	71
議案第29号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	72
議案第30号 令和2年度中城村一般会計補正予算（第2号）	74
議案第31号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	81
議案第32号 物品等購入の契約について	82
議案第33号 中城村役場新庁舎建設工事（建築附帯外構工事）請負契約の変更契約について	83
報告第6号 専決処分の報告について	86
報告第7号 令和元年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	86

第2日目（6月16日）

一般質問

9番 比嘉麻乃 議員	91
1番 安里清市 議員	103
12番 金城 章 議員	108
13番 石原昌雄 議員	116

第3日目（6月17日）

一般質問

8番 大城常良 議員	125
10番 安里ヨシ子 議員	135
11番 仲松正敏 議員	139
5番 桃原 清 議員	149

第4日目（6月18日）

一般質問

7番 新垣貞則 議員	157
2番 新垣 修 議員	168
3番 渡嘉敷 眞 整 議員	176
6番 玉那覇 登 議員	182

第5日目（6月19日）

陳情第5号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情書	191
意見書第4号 首里城再建に台湾桧材を使用できるよう求める意見書	191

第 3 回 臨 時 会

令和2年第3回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和2年5月19日

会 期 1 日間

閉 会 令和2年5月19日

日 次	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	事 項
第1日	5月19日	火	午後2時	本 会 議	<p>会議録署名議員の指名、会期の決定</p> <p>議案第25号に対する説明、質疑、討論、採決</p> <p>承認第1号、2号に対する説明、質疑、討論、採決</p> <p>陳情に対する討論、採決</p> <p style="text-align: right;">閉会</p>

令和2年第3回中城村議会臨時会（第1日目）

招集年月日	令和2年5月19日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	令和2年5月19日	（午後2時00分）	
	閉会	令和2年5月19日	（午後2時14分）	
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	安里清市	9番	比嘉麻乃
	2番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	3番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	4番	屋良照枝	12番	金城章
	5番	桃原清	13番	欠員
	6番	石原昌雄	14番	伊佐則勝
	7番	新垣貞則	15番	新垣善功
	8番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員				
会議録署名議員	15番	新垣善功	1番	安里清市
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村長	浜田京介		
	副村長	比嘉忠典		
	教育長	比嘉良治		
	総務課長	與儀忍		
	こども課長	金城勉		
	企画課長	比嘉健治		
	教育総務課長	比嘉保		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第25号 令和2年度中城村一般会計補正予算（第1号）
第 4	承認第1号 専決処分の承認について
第 5	承認第2号 専決処分の承認について
第 6	陳情第6号 新型コロナウイルス感染症の発生による会員企業への緊急経営支援について (要請)

○議長 新垣博正 皆さん、こんにちは。ただいまより令和2年第3回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(14時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、15番 新垣善功議員及び1番 安里清市議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日5月19日のみにしたいと思います。御異議ありま

せんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日5月19日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第25号 令和2年度中城村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第25号 令和2年度中城村一般会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第25号

令和2年度中城村一般会計補正予算(第1号)

令和2年度中城村一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,268,722千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,367,192千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月19日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		1,819,945	2,268,722	4,088,667
	2. 国庫補助金	537,488	2,268,722	2,806,210
歳入合計		9,098,470	2,268,722	11,367,192

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,298,371	2,223,047	3,521,418
	1. 総務管理費	1,101,816	2,223,047	3,324,863
3. 民生費		3,420,205	45,075	3,465,280
	2. 児童福祉費	2,024,603	45,075	2,069,678
10. 教育費		1,678,296	600	1,678,896
	4. 幼稚園費	375,088	600	375,688
歳 入 合 計		9,098,470	2,268,722	11,367,192

以上でございます。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

これから議案第25号 令和2年度中城村一般会計補正予算(第1号)を採決します。

(「質疑なし」と言う声あり)

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

(「異議なし」と言う声あり)

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

(「異議なし」と言う声あり)

したがって、議案第25号 令和2年度中城村一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認についてを議題とします。

したがって、議案第25号は委員会付託を省略します。

本件について提出者の説明を求めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第1号 専決処分の承認について御提案申し上げます。

承認第1号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和2年5月19日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が、令和2年3月31日に公布されたことに伴い、中城村国民健康保険税条例等の一部を改正する必要があるが生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したので議会の承認を必要とする。

中城村専決第4号

専 決 処 分 書

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

中城村長 浜田京介

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例71号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>630,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は <u>630,000円</u> とする。 3 (略) 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得	(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>610,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は <u>610,000円</u> とする。 3 (略) 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得

割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 170,000 円 を超える場合には、介護納付金課税額は 170,000 円 とする。

(保険税の減額)

第 17 条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 630,000 円 を超える場合には 630,000 円）同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 190,000 円 を超える場合は 190,000 円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 170,000 円 を超える場合には 170,000 円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000 円 に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 285,000 円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

(3) 法 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000 円 に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき 520,000 円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

2 (略)

(保険税の減免)

第 19 条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特に必要があると認められる者に対し、保険税を減免する。

(1) (略)

割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 160,000 円 を超える場合には、介護納付金課税額は 160,000 円 とする。

(保険税の減額)

第 17 条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 610,000 円 を超える場合には 610,000 円）同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 190,000 円 を超える場合は 190,000 円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 160,000 円 を超える場合には 160,000 円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000 円 に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 280,000 円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

(3) 法 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000 円 に被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき 510,000 円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

2 (略)

(保険税の減免)

第 19 条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特に必要があると認められる者に対し、保険税を減免する。

(1) (略)

(2) 次のア及びイのいずれにも該当する者
ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、後期高齢者支援金等）の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(3) (略)

2・3 (略)

附 則

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条

(2) 次のア及びイのいずれにも該当する者
ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(3) (略)

2・3 (略)

附 則

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条第

中 _____ 「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 34 条第 4 項」とあるのは「法附則第 35 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条」とあるのは「又は 36 条」と、「第 31 条第 1 項」とあるのは「第 32 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 5 の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条及び第 17 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは、「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 23 条中 _____ 「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 34 条第 4 項」とあるのは「法附則第 35 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、 _____

「第 31 条第 1 項」とあるのは「第 32 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 5 の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条及び第 17 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは、「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 17 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

第 2 条 中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例71号）の一部を次のように改正す

る。

改正後	改正前
<p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項 又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>
<p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属す</p>	<p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属す</p>

る国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条と」、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

る国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項_____又は第36条」とあるのは「又は第36条と」、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の中城村国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分書の写しと新旧対照表がございまずので、御参照いただきたいと思ひます。

以上でございまず。

○議長 新垣博正 これて提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となつております承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によつて委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがつて、承認第1号は委員会付託を省

略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがつて、承認第1号 専決処分の承認については承認することに決定しました。

日程第5 承認第2号 専決処分の承認についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

承認について御提案申し上げます。

○村長 浜田京介 承認第2号 専決処分の

承認第2号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和2年5月19日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)が、令和2年3月31日に公布されたことに伴い、中城村税条例等の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したので議会の承認を必要とする。

中城村専決第5号

専決処分書

中城村税条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

中城村長 浜田京介

中城村税条例等の一部を改正する条例

第1条 中城村税条例(昭和47年条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条～第23条 (略) (個人の村民税の非課税の範囲)	第1条から第23条 (略) (個人の村民税の非課税の範囲)

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、村民税（第 2 号に該当する者にあつては、第 53 条の 2 の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。）

2 (略)

第 25 条～第 34 条 (略)

(所得控除)

第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については同条第 2 項、第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第 34 条の 3～第 36 条 (略)

(村民税の申告)

第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、村民税（第 2 号に該当する者にあつては、第 53 条の 2 の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。）

2 (略)

第 25 条～第 34 条 (略)

(所得控除)

第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 12 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については同条第 2 項、第 7 項及び第 12 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第 34 条の 3～第 36 条 (略)

(村民税の申告)

第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公

的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

第36条の3 （略）

（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき

的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

第36条の3 （略）

（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき

同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(削除)

(3) その他施行規則で定める事項

2～5 (略)

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払いを受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者 _____（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(削除)

(3) その他施行規則で定める事項

2～5 (略)

第 37 条～第 47 条の 6 (略)

同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) その他施行規則で定める事項

2～5 (略)

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払いを受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) その他施行規則で定める事項

2～5 (略)

第 37 条～第 47 条の 6 (略)

(法人の村民税の申告納付)

第 48 条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～9 (略)

第 49 条～第 53 条の 12 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第 54 条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 3 項の専有部分の属する家屋（同法第 4 条第 2 項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第 2 条第 2 項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第 348 条第 1 項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、

(法人の村民税の申告納付)

第 48 条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～9 (略)

第 49 条～第 53 条の 12 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第 54 条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 3 項の専有部分の属する家屋（同法第 4 条第 2 項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第 2 条第 2 項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第 348 条第 1 項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、

_____固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第 343 条第 5 項に規定する探索を行つて

もなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119

号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 46 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより 仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第 100 条の 2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項において適用する場合を含む。）の規定によって _____ 管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には _____、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益する

これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

（追加）

5 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119

号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 46 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第 100 条の 2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項において適用する場合を含む。）の規定の適用によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益する

ことができることとなった日から換地処分
の公告がある日又は換地計画の認可の公告が
ある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮
換地等に対応する従前の土地について登記簿
又は土地補充課税台帳に所有者として登記又
は登録がされている者をもって、仮使用地に
あつては土地区画整理法による土地区画整理
事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつ
て、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係
る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告
があつた日又は換地計画の認可の公告があつ
た日から換地又は保留地を取得した者が登記
簿に当該換地又は保留地に係る所有者として
登記される日までの間は、当該換地又は保留
地を取得した者をもって当該換地又は保留地
に係る同項の所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）

第23条第1項の規定により 使用する埋立
地若しくは干拓地（以下この項において「埋
立地等」という。）又は国が埋立て若しくは
干拓により 造成する埋立地等（同法第42
条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等
に限る。以下この項において同じ。）で工作
物を設置し、その他土地を使用する場合と同
様の状態で使用されているもの（埋立て又は
干拓に関する工事に関して使用されているも
のを除く。）については、これらの埋立地等
をもって土地とみなし、これらの埋立地等の
うち、都道府県、市町村、特別区、これらの
組合、財産区及び合併特例区（以下この項に
おいて「都道府県等」という。）以外の者が
同法第23条第1項の規定により 使用す
る埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用
する者をもって当該埋立地等に係る第1項の
所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の
規定により 使用し、又は国が埋立て若しく
は干拓により 造成する埋立地等にあつて
は、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道

ことができることとなった日から換地処分
の公告がある日又は換地計画の認可の公告が
ある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮
換地等に対応する従前の土地について登記簿
又は土地補充課税台帳に所有者として登記又
は登録されている者をもって、仮使用地に
あつては土地区画整理法による土地区画整理
事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつ
て、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係
る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告
があつた日又は換地計画の認可の公告があつ
た日から換地又は保留地を取得した者が登記
簿に当該換地又は保留地に係る所有者として
登記される日までの間は、当該換地又は保留
地を取得した者をもって当該換地又は保留地
に係る同項の所有者とみなす。

6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）

第23条第1項の規定によつて使用する埋立
地若しくは干拓地（以下この項において「埋
立地等」という。）又は国が埋立て若しくは
干拓によつて造成する埋立地等（同法第42
条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等
に限る。以下この項において同じ。）で工作
物を設置し、その他土地を使用する場合と同
様の状態で使用されているもの（埋立て又は
干拓に関する工事に関して使用されているも
のを除く。）については、これらの埋立地等
をもって土地とみなし、これらの埋立地等の
うち、都道府県、市町村、特別区、これらの
組合、財産区及び合併特例区（以下この項に
おいて「都道府県等」という。）以外の者が
同法第23条第1項の規定によつて使用す
る埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用
する者をもって当該埋立地等に係る第1項の
所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の
規定によつて使用し、又は国が埋立て若しく
は干拓によつて造成する埋立地等にあつて
は、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道

府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第 87 条の 2 第 1 項の規定により国又は都道府県が行う同項第 1 号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第 49 条の 3 に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第 1 項の所有者とみなすことができる。

8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第 10 条の 2 の 15 で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」とい。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第 55 条～第 60 条 （略）

（固定資産税の課税標準）

第 61 条 （略）

2～8 （略）

9 住宅用地（法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第 74 条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び法第 349 条の 3 第 11 項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。

10 小規模住宅用地（法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び前項並びに法第 349 条の 3 第 11 項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固

府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第 87 条の 2 第 1 項の規定により国又は都道府県が行う同項第 1 号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第 49 条の 2 に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第 1 項の所有者とみなす。

8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第 10 条の 2 の 12 で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」とい。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第 55 条～第 60 条 （略）

（固定資産税の課税標準）

第 61 条 （略）

2～8 （略）

9 住宅用地（法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第 74 条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び法第 349 条の 3 第 12 項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。

10 小規模住宅用地（法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び前項並びに法第 349 条の 3 第 12 項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固

定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第27項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

第62条～第74条の2 (略)

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、同号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下

定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

第62条～第74条の2 (略)

(追加)

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は 法第383条の規定によって

申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下

の過料を科する。

2～3 (略)

第76条～第93条 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。

)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

(略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)

の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 (略)

第95条 (略)

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号

に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製

の過料を科する。

2～3 (略)

第76条～第93条 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。

)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

(略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ

の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 (略)

第95条 (略)

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

(追加)

造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、
施行規則第 16 条の 2 の 3 第 1 項に規定する
書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第 1 項（法第 469 条第 1 項第 3 号又は第 4
号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売
業者等が村長に施行規則第 16 条の 2 の 3 第
2 項 に規定する書類を提出している場合に
限り、適用する。

4 （略）

第 97 条 （略）

（たばこ税の申告納付の手続）

第 98 条 前条の規定によってたばこ税を申告
納付すべき者（以下この節において「申告納
税者」という。）は、毎月末日までに、前月
の初日から末日までの間における売渡し等に
係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本
数の合計数（以下この節において「課税標準
数量」という。）及び当該課税標準数量に対
するたばこ税額、第 96 条第 1 項の規定によ
り免除を受けようとする場合にあっては同項
の適用を受けようとする製造たばこに係るた
ばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除
を受けようとする場合にあっては同項の適用
を受けようとするたばこ税額その他必要な事
項を記載した施行規則第 34 号の 2 様式によ
る申告書を村長に提出し、及びその申告に係
る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式によ
る納付書によって納付しなければならない。
この場合において、当該申告書には、第 96
条第 3 項に規定する書類及び次条第 1 項の返
還に係る製造たばこの品目ごとの数量につい
ての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様
式による書類を添付しなければならない。

2～5 （略）

第 99 条～第 130 条 （略）

（特別土地保有税の納税義務者等）

2 前項

の規定は、卸売販売業者等が村長に施行規則
第 16 条の 2 の 3 _____ に規定する書類を提出
しない場合には、適用しない。

3 （略）

第 97 条 （略）

（たばこ税の申告納付の手続）

第 98 条 前条の規定によってたばこ税を申告
納付すべき者（以下この節において「申告納
税者」という。）は、毎月末日までに、前月
の初日から末日までの間における売渡し等に
係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本
数の合計数（以下この節において「課税標準
数量」という。）及び当該課税標準数量に対
するたばこ税額、第 96 条第 1 項の規定によ
り免除を受けようとする場合にあっては同項
の適用を受けようとする製造たばこに係るた
ばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除
を受けようとする場合にあっては同項の適用
を受けようとするたばこ税額その他必要な事
項を記載した施行規則第 34 号の 2 様式によ
る申告書を村長に提出し、及びその申告に係
る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式によ
る納付書によって納付しなければならない。
この場合において、当該申告書には、第 96
条第 2 項に規定する書類及び次条第 1 項の返
還に係る製造たばこの品目ごとの数量につい
ての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様
式による書類を添付しなければならない。

2～5 （略）

第 99 条～第 130 条 （略）

（特別土地保有税の納税義務者等）

第 131 条 (略)

2～5 (略)

6 第 54 条第 7 項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第 1 項の所有者」とあるのは「第 131 条第 1 項の土地の所有者等」と、「同条第 1 項」とあるのは「同法第 23 条第 1 項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第 2 条の 2 当分の間、第 19 条、第 43 条第 2 項、第 48 条第 5 項、第 50 条第 2 項、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項（第 140 条の 7 において準用する場合を含む。）及び第 140 条第 2 項（第 140 条の 7 において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年 _____ における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割

第 131 条 (略)

2～5 (略)

6 第 54 条第 6 項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第 1 項の所有者」とあるのは「第 131 条第 1 項の土地の所有者等」と、「同条第 1 項」とあるのは「同法第 23 条第 1 項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第 2 条の 2 当分の間、第 19 条、第 43 条第 2 項、第 48 条第 5 項、第 50 条第 2 項、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項（第 140 条の 7 において準用する場合を含む。）及び第 140 条第 2 項（第 140 条の 7 において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に _____ 租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に _____ 年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割

合)とする。

2 当分の間、第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年 0.5 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第 2 条の 2 の 2 当分の間、日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5.5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5.5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間

（当該期間内に前条第 2 項の規定により第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の割合を前条第 2 項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第 75 条の 2 第 1 項

（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第 321 条の 8 第 1 項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限が当該年 5.5 パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる村民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該村民税に係る第 52 条の規定による延滞金については、当該年 5.5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）

は、特例期間内にその申告基準日の到来する村民税に係る第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定及び前条第 2 項の規定にかかわらず、当該年 7.3 パーセントの割合と当該申

合)とする。

2 当分の間、第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中

_____においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合と _____する。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第 2 条の 2 の 2 当分の間、日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5.5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5.5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間

（当該期間内に前条第 2 項の規定により第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の割合を前条第 2 項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第 75 条の 2 第 1 項

（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第 321 条の 8 第 1 項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限が当該年 5.5 パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる村民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該村民税に係る第 52 条の規定による延滞金については、当該年 5.5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）

は、特例期間内にその申告基準日の到来する村民税に係る第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定及び前条第 2 項の規定にかかわらず、当該年 7.3 パーセントの割合と当該申

告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合）とする。

2 （略）

第 2 条の 2 の 3～第 2 条の 3 （略）

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第 2 条の 4 平成 30 年度から令和 4 年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第 3 条～第 3 条の 2 （略）

（個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除）

第 3 条の 3 （略）

第 3 条の 3 の 2 平成 22 年度から令和 15 年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から令和 3 年までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき

告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合）とする。

2 （略）

第 2 条の 2 の 3～第 2 条の 3 （略）

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第 2 条の 4 平成 30 年度から平成 34 年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第 3 条～第 3 条の 2 （略）

（個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除）

第 3 条の 3 （略）

第 3 条の 3 の 2 平成 22 年度から平成 45 年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 33 年までの各年である場合に限る。）において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき

額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

第 3 条の 4 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)

第 4 条 昭和 57 年度から令和 6 年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。

2 及び 3 (略)

第 5 条 (略)

(読替規定)

第 6 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 6 条の 2 (略)

2 (削除)

2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する条

額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

第 3 条の 4 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)

第 4 条 昭和 57 年度から平成 33 年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。

2 及び 3 (略)

(読替規定)

第 6 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 6 条の 2 (略)

2 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

3 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する条例

例で定める割合は4分の3とする。	で定める割合は4分の3とする。
3 <u>法附則第15条第26項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u>	4 <u>法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u>
4 <u>法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u>	5 <u>法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u>
5 <u>法附則第15条第27項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u>	6 <u>法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u>
6 <u>法附則第15条第27項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u>	7 <u>法附則第15条第30項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u>
7 <u>法附則第15条第28項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u>	8 <u>法附則第15条第31項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u>
8 <u>法附則第15条第28項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u>	9 <u>法附則第15条第31項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u>
9 <u>法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u>	10 <u>法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u>
10 <u>法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>(削除)</u>	11 <u>法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u>
11 <u>法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u>	12 <u>法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u>
12 <u>法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u>	13 <u>法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u>
13 <u>法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</u>	14 <u>法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</u>
14 <u>法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</u>	15 <u>法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</u>
15 <u>法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u>	16 <u>法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>(追加)</u>
16 <u>法附則第15条第30項第3号イに規定する</u>	17 <u>法附則第15条第33項第3号イに規定する</u>

<p>設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>17 <u>法附則第15条第30項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>18 <u>法附則第15条第33項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>18 <u>法附則第15条第30項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>19 <u>法附則第15条第33項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>19 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>20 <u>法附則第15条第45項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>20 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</p>	<p>21 <u>法附則第15条第47項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</p>
<p>21 (略) (土地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p>	<p>22 (略) (土地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p>
<p>第7条 (略) (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p>	<p>第7条 (略) (平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)</p>
<p>第7条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和元年度又は令和2年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>第7条の2 村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成31年度分又は平成32年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>
<p>2 <u>法附則第17条の2第2項</u>に規定する<u>令和元年度適用土地</u>又は<u>令和元年度類似適用土地</u>であって、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の</p>	<p>2 <u>法附則第17条の2第2項</u>に規定する<u>平成31年度適用土地</u>又は<u>平成31年度類似適用土地</u>であって、<u>平成32年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の</p>

課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 8 条 宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は 附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は 附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等である

課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 8 条 宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は 法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は 法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等である

ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30

ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30

年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（略）

第9条の2～第10条の2 （略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条

年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（略）

第9条の2～第10条の2 （略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第11条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条

の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

第11条2～第12条の4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35

の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

第11条2～第12条の4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例)

第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35

条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

2～3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅

条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

2～3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅

地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 3 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 6 まで、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（個人の村民税の税率の特例等）

第 15 条 平成 26 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の村民税に限り、均等割の税率は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。

地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 6 まで、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（個人の村民税の税率の特例等）

第 15 条 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の村民税に限り、均等割の税率は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。

第 2 条 中城村税条例等の一部を改正する条例（昭和 47 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条</p>	<p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条</p>

の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条又は第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には_____、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項 _____の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の

の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条又は第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には_____、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項 _____の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の

8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日
(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項____、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
(村民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号____において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の村民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

【別記1 参照】

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号

8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日
(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
(村民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業____
を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の村民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

【別記1 参照】

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第

_____の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

(法人の村民税の申告納付)

第48条 村民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項 _____の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項 _____の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項

_____の規定の適用を受け
る場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項

_____の規定の適用を受け
る場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべ

3号の連結法人税額の課税標準の算定期間、又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

(法人の村民税の申告納付)

第48条 村民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項 _____の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項 _____の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項 _____の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条

の91第4項及び第10項 _____の規定の適用を受け
る場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3

第4項及び第10項 _____の規定の適用を受け
る場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべ

き法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第 321 条の 8 第 38 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書（同条第 33 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項 _____ の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項 _____ に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 34 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第 321 条の 8 第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当

き法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第 321 条の 8 第 26 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 22 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当

該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項又は第31項 _____ に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該

該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該

修正申告書の提出期限) までの期間

8 (略)

(削除)

9 法第 321 条の 8 第 52 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の村民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 52 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。）を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電

修正申告書の提出期限) までの期間

8 (略)

9 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 4 項において同じ。）がある連結子法人（同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 4 項において同じ。）（連結申告法人（同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 52 条第 4 項において同じ。）に限る。）については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第 52 条第 4 項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 52 条第 4 項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。

10 法第 321 条の 8 第 42 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の村民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 42 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第 12 項において「申告書記載事項」という。）を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電

子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第 11 項において「機構」という。）を経由して行う方法により村長に提供することにより、行わなければならない。

10 （略）

11 第 9 項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する村長に到達したものとみなす。

12 第 9 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて村長の承認を受けたときは、当該村長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第 75 条の 5 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 9 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、村長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第 10 項の申告についても、同様とする。

13 （略）

14 第 12 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 9 項の申告につき第 12 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を村長に提出しなければならない。

15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内

子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第 12 項において「機構」という。）を経由して行う方法により村長に提供することにより、行わなければならない。

11 （略）

12 第 10 項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する村長に到達したものとみなす。

13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて村長の承認を受けたときは、当該村長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第 75 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 10 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、村長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第 10 項の申告についても、同様とする。

14 （略）

15 第 13 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 10 項の申告につき第 13 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を村長に提出しなければならない。

16 第 13 項前段の規定の適用を受けている内

国法人につき、法第 321 条の 8 第 61 項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第 12 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 14 項の届出書の提出又は法人税法第75 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項

_____の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第 12 項後段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の村民税に係る不足税額の納付の手續)

第 50 条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項_____の納期限 (同条第 35 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項又は第 2 項_____の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第 4 項第 1 号において同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント (前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の通知をし

国法人につき、法第 321 条の 8 第 51 項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第 13 項前段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第 13 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 15 項の届出書の提出又は法人税法第75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項

(同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。) の処分があつたときは、

これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第 13 項後段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の村民税に係る不足税額の納付の手續)

第 50 条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限 (同条第 23 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第 4 項第 1 号において同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント (前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の通知をし

た日が、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項 _____ に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により村民税を免れた場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと _____

_____ による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第 2 項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る村民税について法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項 _____ に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額

た日が、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により村民税を免れた場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第 2 項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る村民税について法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額

に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) (略)

(法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2及び3 (略)

(削除)

(削除)

に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) (略)

(法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2及び3 (略)

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきこ

(削除)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

(略)

とを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

(略)

<p>3～10 (略)</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 当分の間、第52条第1項_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p>	<p>3～10 (略)</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p>
--	--

【別記1】

改正後

法人の区分	税率
<p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、村内に有する事務</p>	<p>年額 5万円</p>

所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	
(略)	(略)

改正前

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人	年額 5万円
<u>イ</u> 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） <u>ロ</u> 人格のない社団等 <u>ハ</u> 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） <u>ニ</u> 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。） <u>ホ</u> 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	
(略)	(略)

第3条 中城村税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正規定並びに同条例附則第3条の4、第5条__及び第5条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は<u>令和元年6月1日</u>から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(村民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の中城村税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の村民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第34条の7並びに附則第3条の4及び第5条の2の規定は、<u>令和2年度</u>以降の年度分の個人の村民税について適用し、<u>令和元年度分</u>までの個人の村民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第34条の7第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、<u>令和2年度分</u>の個人の村民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">【別記1 参照】</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正規定並びに同条例附則第3条の4、第5条<u>例</u>及び第5条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は<u>平成31年6月1日</u>から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(村民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の中城村税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の村民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第34条の7並びに附則第3条の4及び第5条の2の規定は、<u>平成32年度</u>以降の年度分の個人の村民税について適用し、<u>平成31年度分</u>までの個人の村民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第34条の7第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、<u>平成32年度分</u>の個人の村民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">【別記1 参照】</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定</p>

<p>資産税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>令和元年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>資産税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>平成31年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>
---	--

【別記1】

改正後

第34条の7第1項	特例控除対象寄付金	特例控除対象寄付金又は同条第1項第1号に掲げる寄付金 (<u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。)
附則第5条の2	特例控除対象寄付金	特例控除対象寄付金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄付金 (<u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。)
	送付	送付又は中城村税条例等の一部を改正する条例(平成31年中城村条例第15号)附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の中城村税条例附則第5条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

改正前

第34条の7第1項	特例控除対象寄付金	特例控除対象寄付金又は同条第1項第1号に掲げる寄付金 (<u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。)
附則第5条の2	特例控除対象寄付金	特例控除対象寄付金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄付金 (<u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。)
	送付	送付又は中城村税条例等の一部を改正する条例(平成31年中城村条例第15号)附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の中城村税条例附則第5条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

第4条 中城村税条例等の一部を改正する条例(平成元条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第 2 条 中城村税条例の一部を次のように改正する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>附則第 12 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。</p> <p>5 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (削除)</u></p> <p>(3) 第 2 条 _____ _____及び附則第 5 条の規定 令和 3 年 4 月 1 日 (村民税に関する経過措置)</p> <p><u>第 3 条 (削除)</u></p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第 4 条 附則第 1 条の規定による改正後の中城村税条例（以下「元年 10 月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p>	<p>第 2 条 中城村税条例の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第 24 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u></p> <p>附則第 12 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。</p> <p>5 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 第 2 条中中城村税条例第 24 条の改正規定及び附則第 3 条の規定令和 3 年 1 月 1 日</u></p> <p>(3) 第 2 条 <u>(前号に掲げる改正規定を除く。)</u> 及び附則第 5 条の規定 令和 3 年 4 月 1 日 (村民税に関する経過措置)</p> <p><u>第 3 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の中城村税条例第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。</u></p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第 4 条 附則第 1 条の規定による改正後の中城村税条例（以下「新条例 _____」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p>

<p>2 <u>元年 10 月新条例</u>の新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p> <p>第 5 条 (略)</p>	<p>2 <u>新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p> <p>第 5 条 (略)</p>
--	---

第 8 条 中城村税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	改正前
<p>附 則 （施行期日） （村たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 平成 30 年 4 月 1 日から<u>令和元年 9 月 30 日</u>まで 1,000 本につき 4,000 円</p> <p>3～12 (略)</p> <p>13 <u>令和元年 10 月 1 日</u>前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸</p>	<p>附 則 （施行期日） （村たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第 6 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第 12 条の 2 に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ 3 級品」という。）に係る村たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る村たばこ税の税率は、中城村税条例第 95 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 平成 30 年 4 月 1 日から<u>平成 31 年 9 月 30 日</u>まで 1,000 本につき 4,000 円</p> <p>3～12 (略)</p> <p>13 <u>平成 31 年 10 月 1 日</u>前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸</p>

売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 12 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品

(これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000 本につき 1,692 円とする。

14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

【別記 5 参照】

売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 12 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品

(これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000 本につき 1,692 円とする。

14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

【別記 5 参照】

【別記 5】

改正後

第 5 項	前項	第 13 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	令和元年 10 月 31 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	令和 2 年 3 月 31 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 13 項の
(略)		

改正前

第 5 項	前項	第 13 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 31 年 10 月 31 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 32 年 3 月 31 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 13 項の
(略)		

第 9 条 中城村税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p>
<p>第 1 条 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 第 1 条の 2 の規定及び第 3 条中中城村税条例の一部を改正する条例(平成 27 年中城村条例第 17 号)附則第 6 条第 7 項の表第 19 条第 3 号の項の改正規定(「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める部分に限る。)並びに附則第 2 条の 2 及び第 3 条の規定 <u>令和元年 10 月 1 日</u></p>	<p>第 1 条 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 第 1 条の 2 の規定及び第 3 条中中城村税条例の一部を改正する条例(平成 27 年中城村条例第 17 号)附則第 6 条第 7 項の表第 19 条第 3 号の項の改正規定(「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める部分に限る。)並びに附則第 2 条の 2 及び第 3 条の規定 <u>平成 31 年 10 月 1 日</u></p>
<p>第 2 条の 2 第 1 条の 2 の規定による改正後の中城村税条例（附則第 3 条において「<u>元年新条例</u>」という。）第 34 条の 4 の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業</p>	<p>第 2 条の 2 第 1 条の 2 の規定による改正後の中城村税条例（附則第 3 条において「<u>31 年新条例</u>」という。）第 34 条の 4 の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業</p>

年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

第3条 元年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

第3条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第10条 中城村税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第2条による改正後の中城村税条例の規定は、<u>令和元年10月1日</u>から施行する。</p> <p>(村民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の中城村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第2条による改正後の中城村税条例の規定は、<u>平成31年10月1日</u>から施行する。</p> <p>(村民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の中城村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。</p>

第11条 中城村税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第2条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(2) 第3条並びに附則第5条及び第6条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>(3) 第4条並びに附則第7条及び第8条の規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>(4) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(手持品課税に係る村たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第4条 平成30年10月1日から<u>令和元年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。</p> <p>(手持品課税に係る村たばこ税)</p> <p>第6条 <u>令和2年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所におい</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第2条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(2) 第3条並びに附則第5条及び第6条の規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>(3) 第4条並びに附則第7条及び第8条の規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>(4) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(手持品課税に係る村たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第4条 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。</p> <p>(手持品課税に係る村たばこ税)</p> <p>第6条 <u>平成32年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所におい</p>

て所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第8条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに村長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の中城村税条例(以下この項及び次項において「2年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 2年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の

て所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第8条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに村長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の中城村税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の

5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る村たばこ税)

第 8 条 令和 3 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 11 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成 30 年改正規則別記第 2 号様式による申告書を 令和 3 年 11 月 1 日までに村長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和 4 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による

5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る村たばこ税)

第 8 条 平成 33 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 11 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成 30 年改正規則別記第 2 号様式による申告書を 平成 33 年 11 月 1 日までに村長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 34 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による

納付書によって納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の中城村税条例（以下この項及び次項において「3年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 5 3年新条例 第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

納付書によって納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の中城村税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 5 33年新条例 第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第12条 中城村税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中城村税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>(3) 中城村税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第2条の3の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u> (村民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の中城村税条例（第3項において「新条例」という。）の規定中個人の村民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第3号に掲げる規定による改正後の中城村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の村民税について適用し、<u>令和2年度</u>分までの個人の村民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中城村税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>平成32年4月1日</u></p> <p>(3) 中城村税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第2条の3の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u> (村民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の中城村税条例（第3項において「新条例」という。）の規定中個人の村民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第3号に掲げる規定による改正後の中城村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の村民税について適用し、<u>平成32年度</u>分までの個人の村民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p>

専決処分書の写しと新旧対照表がございますので、御参照いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認については承認することに決定しました。

休憩します。

休 憩 (14時11分)

~~~~~

再 開 (14時12分)

○議長 新垣博正 再開します。

日程第6 陳情第6号 新型コロナウイルス

感染症の発生による会員企業への緊急経営支援について(要請)を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第6号は、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。

お諮りします。陳情第6号を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第6号 新型コロナウイルス感染症の発生による会員企業への緊急経営支援について(要請)は採択することに決定しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会における議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本臨時会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

閉 会（14時14分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 新 垣 善 功

中城村議会議員 安 里 清 市

# 第4回 定例会



## 令和2年第4回中城村議会定例会（第1日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和2年6月15日（月）    |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 会             | 令和2年6月15日（午前10時06分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和2年6月15日（午前11時51分） |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 2 番             | 新 垣 修               | 3 番                                | 渡 嘉 敷 眞 整 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕             | 議 事 係 長                            | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ ども 課 長                           | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 保     |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                        |
|------|--------------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                                 |
| 第 2  | 会期の決定                                      |
| 第 3  | 諸般の報告                                      |
| 第 4  | 行政報告                                       |
| 第 5  | 議案第26号 中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例          |
| 第 6  | 議案第27号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例               |
| 第 7  | 議案第28号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例              |
| 第 8  | 議案第29号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例          |
| 第 9  | 議案第30号 令和2年度中城村一般会計補正予算（第2号）               |
| 第 10 | 議案第31号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）         |
| 第 11 | 議案第32号 物品等購入の契約について                        |
| 第 12 | 議案第33号 中城村役場新庁舎建設工事（建築附帯外構工事）請負契約の変更契約について |
| 第 13 | 報告第6号 専決処分の報告について                          |
| 第 14 | 報告第7号 令和元年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について        |

○議長 新垣博正 おはようございます。ただいまより、令和2年第4回中城村議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時06分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 新垣 修議員、3番 渡嘉敷眞整議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月15日から6月19日の5日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は本日6月15日から6月19日の5日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和2年3月3日より、令和2年6月14日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 村議会議員補欠選挙に伴い議席の指定について

中城村議会会議規則第4条第2項及び第3項の規定により、6番 玉那覇登議員、13番 石原昌雄議員を指定しました。

2 常任委員会の委員の指名について

令和2年6月11日、中城村議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務常任委員会の委員に6番 玉那覇登議員を指名しました。

3 特別委員会の委員の辞任並びに選任について

令和2年6月11日付で、大城常良議員より議会だより編集特別委員会の委員を辞任したいとの申出がありましたので、中城村

議会委員会条例第12条第2項の規定により、同日これを議長が許可し、新たに玉那覇登議員を指名しました。

4 特別委員会の委員長の互選の結果について

令和2年6月11日、議会だより編集特別委員会の委員長に、新垣 修議員が互選された旨報告がありました。

5 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、令和2年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますので御参照ください。

6 一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、南部広域行政組合議会の報告について  
それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますので、御参照ください。

7 陳情の処理について

期間中に受理した陳情は2件受理し、6月11日の議会運営委員会で協議した結果、「首里城再建のため台湾桧材の輸出許可を求める陳情」については、文教社会常任委員会へ付託し、「政府に消費税減税を求める意見書提出を求める陳情」は資料配布にとどめることとします。

8 沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

両議長会においては、「新型コロナウイルス感染防止の基本的対処方針」や「沖縄県主催イベント等の開催への対応」を踏まえ、感染防止の観点から計画しておりました定例総会・役員会、研修会が中止や延期となりました。

また、中部地区町村議会議長会における定例総会の議決は「持ち回り決済」による対応となりました。

詳細については別紙を御参照ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 皆さん、おはようございます。行政報告に入る前に一言、御挨拶をさせていただきますと思います。

おかげさまをもちまして、4期目のスタートを切ることができました。大変ありがとうございました。大変重い重責だと認識をしております。

4期目の中城村は、当然のごとく、私は常に新たな第一歩という呼び方をさせていただいておりますけれども、中城がどう変わっていくか、非常に大きな課題も待ち受けております。

中部広域の移行、そして、私がずっと1期目から、ぶれずに行っております子育て支援、それもしっかりと充実をさせていきながら、硬軟を混ぜ合わせた形で非常に素晴らしい中城を、議会の皆様と一緒に頑張っていきたくと思いますので、どうぞ、各課題、その都度丁寧に説明をさせていただきながら、実現に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、議員各位のこれからの御協力、御提言をひとつよろしくお願いをいたします。以上でございます。ありがとうございます。

それでは、行政報告をいたします。

行政報告。令和2年2月から令和2年の4月にかけての主なものを抜粋して御報告いたします。

まず、2月1日には、第2回の中城村教育の日がございました。参加をしております。

2月2日には、第6回のちゅーぶ産業まつり、これも中城が今回担当でございましたので、中城村公共駐車場で、今までの第6回に及ぶちゅーぶ産業まつりの中でも、大変多くの人手があったということで報告を受けてお

ります。

同じ日には、南上原子ども組踊塾生による創作組踊鑑賞がございました。大変相変わらずといたしますか、素晴らしい演技でございました。

2月13日には、福智町の議会の歓迎会に参加をさせていただきました。

2月14日には、先ほど少しお話ししましたが、那覇広域都市計画区域区分における検討協議会がございました。継続審議ということで、私としては一歩前に進んだではないかということで認識をしております。

2月16日には、おきなわマラソンがございました。

2月17日には、先ほどの創作組踊「糸蒲の縁」の未来遺産登録の伝達式がございました。沖縄県でも2例目でございますので、大変価値のある未来遺産登録だと思っております。今後もまた継続して支援をしていきたいと考えております。

2月20日には、地域医療従事者表彰式がございまして、そこに参加をしております。

3月に入りましては、これはもう残念ながら、新型コロナウイルスの関係でほとんどの行事が中止という形になりまして、今掲げてあるものが参加した程度のものでございますので、御参照をいただきたいと思います。

続きまして、令和2年度主要施策の執行状況調書について、読み上げて御報告を申し上げます。

まず総務課、15節令和元年度中城村観光客、これは外国人観光客向けでございますが、防災情報機能強化整備工事、契約年月日が令和2年2月20日、契約方法は指名競争入札、金額が583万円、54.6%、株式会社興洋電子。

続いて議会事務局、10節議会だより印刷製本業務、令和2年4月24日、随意契約、115万5,000円、株式会社アント出版。

企画課、10節令和2年度広報なかぐすく印刷製本業務、令和2年4月1日、指名競争入札、517万円、97.9%、丸正印刷株式会社。

続いてこども課、12節中城村なかよし児童館の管理運営に係る業務委託契約、令和2年4月1日、随意契約、408万1,000円、社会福祉法人陽だまり福祉会。同じく12節中城村子どもの居場所づくり事業に関する業務委託契約、令和2年4月1日、随意契約、880万円、同じく社会福祉法人陽だまり福祉会。

続いて産業振興課、13節地域おこし協力隊活動支援委託業務、令和2年4月1日、随意契約、400万円、中城村観光協会。18節中城村シルバー人材センター補助金、令和2年4月24日、補助金、260万円、中城村シルバー人材センター。18節中城村城跡共同管理協議会負担金、令和2年4月20日、負担金、1,052万3,100円、同じく共同管理協議会。18節クルーズ船受入事業に係る負担金、令和2年4月20日、負担金、186万3,000円、中部広域市町村圏事務組合。

上下水道課、12節、中城村公共下水道事業固定資産調査及び評価業務、令和2年4月23日、指名競争入札、1,277万1,000円、94%、アジア航測株式会社。

教育総務課、18節中城南小学校増築施設備品整備業務、令和2年2月28日、指名競争入札、1,105万5,000円、94.5%、株式会社オキジム。12節中城村公共交通モデル事業（登下校支援）バス運行業務委託、令和2年4月6日、指名競争入札、1,222万3,200円、88.6%、株式会社セノン沖縄支社。

生涯学習課、18節吉の浦公園テニスコート備品購入業務、令和2年2月7日、指名競争入札、85万4,700円、85.4%、中頭スポーツ。11節「中城城跡一災害復旧整備事業報告書」印刷製本業務、令和2年3月3日、指名競争入札、112万2,000円、87.5%、株式会社尚生

堂。12節中城村吉の浦公園ごさまる陸上競技場芝生適正管理業務委託、令和2年4月20日、随意契約、913万円、東洋グリーン株式会社。12節吉の浦公園野球場機能強化整備設計委託業務、令和2年4月28日、指名競争入札、913万円、96.6%、株式会社双葉測量設計。以上、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 続いて、教育行政報告を行います。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆様、おはようございます。教育行政の報告を2月から4月までの報告を主なものだけ報告をしたいと思っております。

2月1日、土曜日、第2回目となる教育の日を実施しております。278名の参加がございました。重量挙げのオリンピック選手、吉本久也氏による講演会を実施しております。

2月8日、土曜日、中頭地区の学力向上実践推進大会が沖縄市民会館で行われて、中城南小学校が実践報告を行っております。

2月9日、日曜日、吉の浦スポーツクラブ講演会、400メートルリレーのオリンピックメダリストの塚原直貴氏による講演会が行われております。

2月28日、中頭地区臨時の教育長会、そして臨時の教育委員会、そして臨時の校長会、全てこの後、3月、4月もコロナウイルスの対策会議を実施しております。

3月7日、中学校の卒業式、残念ながらコロナウイルスの関係で卒業生と保護者のみの参加で実施しております。

3月23日も同じように小学校の卒業式、中城南小学校に告示を述べに行っております。

3月27日、令和元年度全国高校総合体育大会、中城村実行委員会、第2回目の総会を吉の浦会館で行っております。

3月31日、退職者辞令交付式、前主幹の稲

嶺盛久先生も辞令後交付されて、4月からは読谷小学校で校長昇任ということで頑張っております。

4月1日、臨時の教育委員会会議を行います。

4月2日、校長会・教頭会、コロナ関係で各学校で辞令交付を行いました。

4月17日、第4回目の教育委員会会議、これはPFI事業についての勉強会を行います。

以上で、教育行政の報告を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、行政報告を終わります。

日程第5 議案第26号 中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第26号 中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第26号

#### 中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

中城村固定資産評価審査委員会条例（昭和47年中城村条例第53号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

「行政手続等に関する情報通信の技術の利用に関する法律」が改正され、「情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律」へ改められたことに伴い、引用する同法の法律名及び条項の整備を行うため中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要がある。

#### 中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

中城村固定資産評価審査委員会条例（昭和47年中城村条例第53号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                               | 改正前                                                 |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| (書面審理)<br>第6条 (略)                                 | (書面審理)<br>第6条 (略)                                   |
| 2 前項の規定にかかわらず、 <u>情報通信技術</u> を活用した行政の推進等に関する法律 (平 | 2 前項の規定にかかわらず、 <u>行政手続等</u> における情報通信の技術の利用に関する法律 (平 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「<u>情報通信技術活用法</u>」という。) <u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)<br/>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)<br/>(議事についての調書)</p> <p>第10条 書記は、<u>前3条に</u> 規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>( ) 委任)</p> <p>第14条 (略)</p> | <p>成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「<u>情報通信技術利用法</u>」という。) <u>第3条第1項</u>の規定により同行に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)<br/>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる<u>次項</u>を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)<br/>(議事についての調書)</p> <p>第10条 書記は、<u>第7条から第9条までに</u>規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>(固定資産評価審査委員会規程への委任)</p> <p>第14条 (略)</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正前、改正後が記載されておりますので、下線部分が改正される箇所でございます。御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

休憩します。

休 憩 (10時24分)

~~~~~

再 開 (10時25分)

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号は委員会付託を省略

します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号 中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号 中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第27号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第27号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第27号

中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険条例（昭和47年中城村条例第70号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがあり労務に服することができなかった被用者に対する傷病手当金の支給を実施することに伴い、所要の規定を整備する必要があり、中城村国民健康保険条例の一部を改正する。

中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険条例（昭和47年中城村条例第70号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)	附 則 1 (略)

2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）

第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

3 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当

金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

4 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整）

5 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部

を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第3項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

6 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その金額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

7 前項の規定により本村が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項から第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

改正前、改正後、ほとんどもう挿入という形になっております。御参照をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

休憩します。

休 憩（10時28分）

~~~~~

再 開（10時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませ

んか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第27号 中城村国民健康保

険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第28号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第28号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第28号

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、国が示す基準に沿った減免の取扱いを実施するため、中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                     | 改正前                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| (保険税の減免)<br>第19条 (略)<br>2 前項の規定によって保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までにその事由を証明する書類を添付した申請書を村長に提出し | (保険税の減免)<br>第19条 (略)<br>2 前項の規定によって保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までにその事由を証明する書類を添付した申請書を村長に提出し |

|                                                         |           |
|---------------------------------------------------------|-----------|
| なければならない。ただし、村長が必要と認めなければならない。<br>る場合はその期限を別に定めることができる。 | なければならない。 |
| 3 (略)                                                   | 3 (略)     |

附 則

この条例は公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

別紙に改正する箇所が書かれておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第29号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第29号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第29号

中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中城村後期高齢者医療に関する条例（平成20年中城村条例第10号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月15日 提出

提案理由

沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第32号）の一部改正に伴い、中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中城村後期高齢者医療に関する条例（平成20年中城村条例第10号）の一部を次のとおり改正する。

| 改正後                                                                                                                                 | 改正前                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (中城村において行う事務)                                                                                                                       | (中城村において行う事務)                                                                                                                       |
| 第2条 中城村は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 | 第2条 中城村は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 |
| (1)～(7) (略)                                                                                                                         | (1)～(7) (略)                                                                                                                         |
| (8) 広域連合条例附則第5条、第6条及び第7条                                                                                                            | (8) 前各号に掲げる事務に付随する事務                                                                                                                |
| <u>の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u>                                                                                                        |                                                                                                                                     |
| (9) 前各号に掲げる事務に付随する事務                                                                                                                |                                                                                                                                     |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正前、改正後、下線の部分が改正後のものがございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

休憩します。

休 憩（10時38分）

~~~~~

再 開（10時39分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第29号は委員会付託を省略
します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、こ
れで討論を終わります。

これから、議案第29号 中城村後期高齢者
医療に関する条例の一部を改正する条例を採
決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第29号 中城村後期高齢者
医療に関する条例の一部を改正する条例は原
案のとおり可決されました。

日程第9 議案第30号 令和2年度中城村
一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第30号 令和2年度
中城村一般会計補正予算(第2号)について
御提案申し上げます。

議案第30号

令和2年度中城村一般会計補正予算(第2号)

令和2年度中城村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107,143千円を追加し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ11,474,335千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の
金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月15日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		4,088,667	78,301	4,166,968
	2. 国庫補助金	2,806,210	78,301	2,884,511
16. 県支出金		1,241,719	14,850	1,256,569
	2. 県補助金	614,102	14,850	628,952
19. 繰入金		576,779	9,492	586,271
	2. 基金繰入金	576,778	9,492	586,270

21. 諸収入		123,302	4,500	127,802
	4. 雑入	119,633	4,500	124,133
歳 入 合 計		11,367,192	107,143	11,474,335

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		101,328	△960	100,368
	1. 議会費	101,328	△960	100,368
2. 総務費		3,521,418	8,004	3,529,422
	1. 総務管理費	3,324,863	8,004	3,332,867
3. 民生費		3,465,280	31,745	3,497,025
	1. 社会福祉費	1,395,602	1,012	1,396,614
	2. 児童福祉費	2,069,678	30,733	2,100,411
4. 衛生費		921,814	1,451	923,265
	1. 保健衛生費	535,047	45	535,092
	2. 清掃費	386,767	1,406	388,173
6. 農林水産業費		224,796	7,436	232,232
	1. 農業費	166,537	6,958	173,495
	3. 水産業費	57,461	478	57,939
7. 商工費		92,646	20,738	113,384
	1. 商工費	92,646	20,738	113,384
8. 土木費		532,292	144	532,436
	1. 土木管理費	75,911	144	76,055
10. 教育費		1,678,896	38,585	1,717,481
	1. 教育総務費	232,806	5,595	238,401
	2. 小学校費	515,308	2,814	518,122
	4. 幼稚園費	375,688	162	375,850
	5. 社会教育費	234,001	4,759	238,760
	6. 保健体育費	253,979	25,255	279,234
歳 出 合 計		11,367,192	107,143	11,474,335

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは、議案第30号 令和2年度中城村一般会計補正予算（第2号）について、質疑をしたいと思っております。

まず、9ページですね。3款2目の19節扶

助費なんですけれども、これは老人保護措置費ということで101万2,000円計上されているんですけども、これは議案説明の中では、虐待という話が出てきたんですけども、これをちょっともう少し詳細に説明を求めたいと思います。

2点目に、10ページ、児童福祉総務費の1目のほうですね。18節負担金補助及び交付金の保育環境改善等事業補助金ということで、757万4,000円計上されているんですけども、その中で、保育園等20か所への補助金と聞いておるんですけども、これの詳細を教えてください。

それから、各園の補助割合は、一定割合の補助をするのか、あるいはまた子供の人数によって変わるのか、その点もお願いします。

次、3点目に、17ページ、10款教育費の2目、これも18節の負担金補助及び交付金の中で、教材費支援事業ということで、これはコロナ対策で565万5,000円計上されているんですけども、説明の中では、準要保護の方々371名に対して1万5,000円ということで計上されているんですけども、これは、現段階での小学生、中学生、これ全ての人数、認定されている人数が371名であって、それを全てに配布を予定しているのか。この3点、お願いしますと思います。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

9ページの3款1項2目の老人保護措置費につきましては、高齢者虐待の案件が1件発生しまして、その特別養護老人ホームへの措置というのを決定しました。その1割負担分について措置費として計上しております。

内訳としましては、一月当たり、要介護1の方でしたので、9万1,980円が一月の概算額になりまして、これの5月から3月までの金額を計算して上げております。

以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時50分）

~~~~~

再 開（10時50分）

○議長 新垣博正 再開します。

答弁漏れがありますので。

福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

詳細につきましては、個人情報もありますので、大まかな内容でお答えさせていただきます。

まず、ここの案件につきましては、虐待の種類としては、経済的虐待と介護の放棄ということで認定をしております。

あと、世帯として、児童虐待もちょっと関わっていたケースでしたので、児童に関しては、もう既に児童相談所に保護されております。

この高齢者の方は男性なんですけど、この方について、同居の子供のほうですね。娘のほうの経済的虐待と、あと同居の息子のほうが、介護の放棄の発言が結構あったものですから、病院からそのままお家に帰したら、すぐ急変を起こすのではないかということで、今年の9月から相談を受けていたケースではありましたが、4月のほうに経済的な虐待の部分というのが詳細に分かりましたので、4月から5月にかけて検討会議を行いまして、事実確認を行いまして、5月の末に入所判定会議を開いて認定をしたところです。

先週の金曜日、無事病院のほうから施設のほうへ入所はしております。今現在、息子さんのほうとは、こちらのほう関係性がよくなりまして、一応将来的には契約に向けて動けるように御家族のサポートをしながら、これからも支援を続けていくというところでございます。

以上です。

- 議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。  
○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

10ページの3款2項1目18節の保育環境改善等事業補助金につきましては、内容としては、保育施設において新型コロナウイルス対策としての備品、消耗品等購入費の補助として、1施設上限50万で補助しております。これは、令和元年、昨年度から継続しての事業として、令和元年、令和2年で50万の計上で、既に令和元年に使ったところにおいては、その残分を補助するという内容となっております。

- 議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。  
○教育総務課長 比嘉 保 大城議員の質問に答えます。

17ページの教材費支援事業ということで、371名の1万5,000円ということだったんですけれども、こちらのほうは学年により人数等料金とかが変わってきますので、1万5,000円を限度額として、各この学年の生徒は、この準要保護の生徒の教材費ということで予算を上げております。

以上です。

- 議長 新垣博正 休憩します。  
休 憩（10時54分）  
~~~~~  
再 開（10時54分）

- 議長 新垣博正 再開します。
教育総務課長 比嘉 保。
○教育総務課長 比嘉 保 371名全てのこの生徒のもので賄っていくということで計上しております。

以上です。

- 議長 新垣博正 大城常良議員。
○8番 大城常良議員 それでは、1点目から、老人保護措置費にして、やはりいろいろとこれは家族の問題で非常に難しい点も大変

あろうかと思うんですけれども、恐らく今後いろいろな問題が村内でも発生してくるだろうということを踏まえて、こういうところは重々に、ぜひひとつ行政としてバックアップしてもらって、こういう家庭が少しでも減るように対応していただきたいと。漏れなくそういう話があれば、すぐ対応していただきたいというふうに思っております。

次、10ページのほうですね。認可園の改善なんですけれども、これは課長、全て1施設50万ということで理解してよろしいですね。それをやはり今、大変厳しい状況のこういう認可保育園あるいは認定こども園というところがあるもので、これもしっかりと、今後さらに厳しい対応を迫られるかと思うんですけれども、しっかりと対応をしていってください。

あとは、準要保護の371名、全て入っているということなんですけれども、課長、先ほど学年別にこれ単価が違うということなんですけれども、小学校と中学校は違うと思うんですけれども、学年別にも違うわけですか。例えば1年生、2年生、3年生全てその単価というのは違うのか。私は、今まで小学生は小学生、中学生は中学生ということの判断をしていたんですけれども、そういうところは、もうちょっと答弁をお願いします。

- 議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。
○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

小学生と中学生では、教材費の学習の値段が若干違っております。小学校低学年になりますと、初めの教材に少し金額がかかるところでございますが、学年が4年生、5年生と上がるにつれて教材費がある程度抑えられるところでございます。ただし、中学校にまた入学した場合は、さらに教材費等、小学校で

は使わない教材等の値段が出てきますので、それも含めての値段となっております。

以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時57分）

~~~~~

再 開（10時58分）

○議長 新垣博正 再開します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 最後になりますけれども、やっぱり本村のほうも、この準要保護の大分申請者が多くなってきている、毎年毎年ですね。ということで、大変厳しいこれも状況に今なっているだろうと思うんですけども、ぜひひとつこれも漏れなくしっかりと各学年別、あるいはまた子供たちの生活実態も把握していただいて、これがこの家庭にとって大変厳しい困窮時代を迎えないような対策をぜひ取っていただきたいというように思っております。

以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 では、質問させてもらいます。

8ページの財産管理費の中の車両購入費、これコロナ対策とうたって170万、それから電解液生成器購入費、これもコロナ対策等に50万、書いていますけれども、そのまずこのコロナ対策ということで、この車両の主な利用方法、それと電解液生成器の活用事例、どのようにしてこれを使っていくのか。その出た液をどのように消毒用殺菌のほうに活用して使うのか、教えてください。

そして、歳出の教育予算の中にいろいろとその消耗品等、20ページ、この備品購入費の中にもコロナ対策、それから需用費の中にも

消耗品費、コロナ対策194万7,000円、それから189万8,000円とか、その備品とかいろいろコロナがあるんですけど、その中に学校施設における消毒液とか、そういったのが含まれているのか、これを教えてください。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず車両購入費ですけれども、車両につきましては、各学校や、あるいは施設等に、村で生成をしました次亜塩素酸水溶液あるいはマスク、その他の物品等をその施設に運搬するため、搬入するために使用したいと、そのように考えております。

それから、電解液生成器購入につきましては、村において1台を購入しまして、そこで次亜塩素酸水溶液を生成し、各学校あるいは公共施設、そういうところに配布をしたいと、そのように考えているところでございます。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、新垣修議員、御質問の件についてお答えいたします。

ただいま御質問の20ページに関しましては、消耗品等につきましては、あくまで図書館で、これから利用していく図書の購入費に係るバーコードとかを含めたいろいろなものに使っていきますよということと、あと備品に関してですが、こちらは除菌ボックスとあって、これを図書館のほうで一括で購入させていただいて、津覇小、中城小、南小学校、中城中学校、4校分と、図書館の一階、二階分の6台を予定しております。

そして、御質問の学校対策の除菌が入っているかということ、この部分には入っていないです。あくまでも歴史資料館費なので。ただいまの御質問に関しては、先ほど総務課から答弁のありました部分で学校もフォローしていくということになります。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 総務課長のほうからありました、電解液生成器購入のことなんですけれども、これに関しては、意見としては賛成なんですけれども、少しその次亜塩素水のほうで確認したのが、先ほど、軽トラでそういった次亜塩素水を学校に運ぶとかいうお話をなされておりました。もちろんマスクとかそういった器材に関しては理解を示すんですけども、この次亜塩素水に関して、今生涯学習課長のほうが言うには、学校対応、購入を考えていないというお話ですけども、これは、先日、担当の職員と話をしたときに、1日30リッターを限度に生成できる器械であるというふうに聞いております。

これを1日30リッター生成して、約5年間、この器械がもつというふうに聞いておりますけれども、先日学校のほうに少し行ったところ、大体今教職員が学校を4時に終わって、時間を一斉に決めて、各児童の机・椅子、その日に使ったもの全て消毒していると。津覇小学校でちょっと例えさせてもらいますけれども、16教室あって、便所から全てのものを先生方がこの除菌対策、消毒対策に時間を割いていると。1日使う大体所要リッターが、約16リッター使われているというふうに聞いております。

それを今言うように1日30リッターしか生成できないものを、今言うように本庁舎のほうもこれを使おうと思うし、それと、学校は全部で4校ありますので、どう考えても1か所で16リッター、最低でも10リッターしたとしても、役所も含めると5施設で50リッター必要になるのではないかと。あくまでも、このコロナ対策感染症に関しては、いつまで続くか分からないというのがあると思います。第2波、第3波もあるかもしれません。

それで、今、この器械なんですけれども、

50万では予算的にも乏しいんじゃないかというふうに考えていますけど、その辺はどう考えますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えします。

今回、この車両及び電解水生成器につきましては、地方創生臨時交付金を財源として購入したいと、そのように考えております。ですから、そういうその財源を基に機器等を購入しますので、もちろん一般財源等を使えば十分購入は可能だと思いますが、まずはこの交付金を財源として充てたいというふうに考えております。

ですから、全体的なことからすると、この生成器のみに金額を充てるわけにはいきませんので、全体的なバランスを考えた場合に、今議員からは、各学校で16リッターも使うというふうな今お話しですけども、ちょっと我々の想定では、1学校当たり1日に16リッターも使うというふうなことは、ちょっと想定はしておりません。

ですから、30リッターも生成ができれば、村としましては、十分各施設あるいは学校施設への配給、そういうものは賄えるものだというふうなことの認識でございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 総務課長の認識の中では、その30リッターでできるということで、この器械を購入する感じなんですけれども、できれば、教育委員会も含めてなんですけど、やっぱり現場の声も聞いて、多分教育委員会のほうから各学校のほうに、この次亜塩素水ナトリウム水とか、それ等の配布をしているというふうに聞いています。

足りない分に関しては、学校事務のほうで業者と連絡を取りながら購入しているというふうに聞いていますんですけども、今言うように、30リッターでは十分足りているという

ふうに認識でしたら、再度これを発注する前に、その器械にもいろいろと器械がありますので、本当に何が良くていい器械なのかというのを再度確認してもらって、それで優先順位を決めていただいて利活用してほしいと思いますので、お願いいたします。

以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 では、今の新垣修議員に関連するかと思えますけれども、回答をいただいて内容は理解しましたので、それは省いて、ちょっと各学校で登校時に体温測定しているかどうかをちょっと教えていただけませんか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時09分）

~~~~~

再 開（11時11分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 渡嘉敷議員の質問に答えます。

各学校では、家庭での検温してからの登校を依頼しているところです。マスクも忘れずに、朝の検温をしてもらって、それに保護者からサインを書いて登校するようにと指示しているんですけれども、家庭で検温ができなかった、この検温していない子に対して、この非接触型の体温計で測っています。この体温計は、去った5月の19日の臨時議会のほうで、急遽補正を上げ購入しているものです。

以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 説明である程度分かりましたけれども、では、もう特に体温測定というのは時間もかかるだろうし、先生方も大変でしょうから、本来ならば登校したと

きにピッと自動的に画面に出て、体温に問題がないかどうかの、よくテレビ等で保育所とかやっていますけれども、金はかかるかもしれませんが、それを設置すれば学校も非常に楽にスムーズに検温ができ、検査ができるんじゃないかと思っているんですが。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時12分）

~~~~~

再 開（11時13分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩（11時13分）

~~~~~

再 開（11時13分）

○議長 新垣博正 再開します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号 令和2年度中城村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第30号 令和2年度中城村
一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり
可決されました。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時14分）

~~~~~

再 開（11時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第10 議案第31号 令和2年度中城村  
国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を  
議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第31号 令和2年度  
中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1  
号）について御提案申し上げます。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>議案第31号</p> <p style="margin-top: 20px;">令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）</p> <p style="margin-top: 20px;">令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。<br/>（歳入歳出予算の補正）</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,224,491 千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p style="margin-top: 20px;">令和2年6月15日 提出</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">中城村長 浜 田 京 介</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額 | 計         |
|---------|---------|-----------|-----|-----------|
| 5. 県支出金 |         | 1,604,000 | 600 | 1,604,600 |
|         | 1. 県補助金 | 1,603,999 | 600 | 1,604,599 |
| 歳 入 合 計 |         | 2,223,891 | 600 | 2,224,491 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款        | 項        | 補正前の額     | 補正額 | 計         |
|----------|----------|-----------|-----|-----------|
| 2. 保険給付費 |          | 1,418,039 | 600 | 1,418,639 |
|          | 6. 疾病手当金 | 0         | 600 | 600       |
| 歳 出 合 計  |          | 2,223,891 | 600 | 2,224,491 |

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第31号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第31号 令和2年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第32号 物品等購入の契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第32号 物品等購入の契約について御提案申し上げます。

## 議案第32号

### 物品等購入の契約について

令和2年度 電子黒板等教育情報化備品購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |                         |                                          |
|-------------------------|------------------------------------------|
| 1. 契約の目的                | 令和2年度 電子黒板等教育情報化備品購入業務                   |
| 2. 契約の方法                | 指名競争入札                                   |
| 3. 契約金額                 | 金 31,944,000円                            |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | 金 2,904,000円                             |
| 4. 契約の相手方               | 浦添市牧港458番地<br>株式会社 オキジム<br>代表取締役 新 里 哲 郎 |

令和2年6月15日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

電子黒板等教育情報化備品購入業務の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

添付書類といたしまして、契約書、そして入札結果調書がございますので、御参照いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

休憩します。

休 憩（11時31分）

~~~~~

再 開（11時32分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第32号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号 物品等購入の契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第32号 物品等購入の契約については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第33号 中城村役場新庁舎建設工事（建築附帯外構工事）請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第33号 中城村役場新庁舎建設工事（建築附帯外構工事）請負契約の変更契約について御提案申し上げます。

議案第33号

中城村役場新著者建設工事（建築附帯外構工事）請負契約の変更契約について

中城村役場新著者建設工事（建築附帯外構工事）について、次のように請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の決議を求める。

記

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 契約の目的 | 中城村役場新著者建設工事（建築附帯外構工事） |
| 2. 変更契約金額 | 金 153,665,600円 |
| 3. 変更による増額 | 金 21,257,500円 |
| うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 | 金 13,969,600円 |
| 4. 契約の相手方 | 株式会社新栄組・有限会社仲建設工業
特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 沖縄県中頭郡中城村字津覇644番地2
株式会社新栄組
代表取締役 新垣和美 |

令和2年6月15日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

中城村役場新著者建設工事（建築附帯外構工事）請負契約の変更契約の締結については、議会の決議に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

改定契約書の写し、図面等がございますので、御参照をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

休憩します。

休憩（11時36分）

~~~~~

再開（11時40分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありますか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは、議案第33号について質疑をさせていただきます。

今、休憩中にも話がありましたとおり、原設計と変更設計の単価が、倍以上あるいは3倍というような金額に達しているということで、今説明を聞いておりましたら、軟弱地盤があるもので、それだけのコンクリートを入れられないともたないという状況なんですけれども、これは例えば本体工事ですね、今四階建ての庁舎が造られていると。それをボーリング調査している段階で、その軟弱地盤というのは、分からなかったのかどうかですね。

そのときに分かっているのであれば、今の変更の金額にならなかったのかどうかですね。その点はいかがですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

当初、ボーリングデータを基に設計は行っております。ただ、そのデータを基に路盤構成を設計してあったんですが、現場CBR、現地での完了に向けてのCBR試験を取ったところ、支持力が足りなかったということで、今回の改良になっております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 新庁舎は1メートルのかさ上げ、それがなされているような感じというよりはなっているはずなんですけれども、それについて現1番、4番、あるいは5、6番ならば、2、3、5番が、30センチ、46センチ、30センチということなんです。これで盤石の駐車場、あるいは後ろの土間等がしっかりと補強されて、多分大雨とかそういう洪水等が発生した場合でも、確実にもちますというような設定になっているのかどうか、お伺いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

CBR試験とか、しっかり調査を行った上で、こういった改良となっておりますので、十分もつとは考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 来年1月には、引越しの予定にもなっておりますので、ぜひひとつ造ってから、何かまた不具合が出たというようなことが決してないように、しっかりこれはこの駐車場の部分だけではなくて、本体工事もぜひひとつしっかりと整えていって、村民が憩える場所になってほしいと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第33号 中城村役場新庁舎建設工事(建築附帯外構工事)請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第33号 中城村役場新庁舎建設工事(建築附帯外構工事)請負契約の変更契約については原案のとおり可決されまし

た。

日程第13 報告第6号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第6号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条代2項の規定により、これを報告する。

令和2年6月15日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第67号）第180条第1項の規定による議会の議決により指定された事案について専決処分したので、議会に報告する必要がある。

専決処分書の写し、改定契約書の写し、図面等がございますので御報告いたします。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで報告を終わります。休憩します。

休 憩（11時46分）

~~~~~

再 開（11時46分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第14 報告第7号 令和元年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第7号 令和元年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御報告申し上げます。

報告第7号

令和元年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和元年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和2年6月15日 提出

中城村長 浜 田 京 介

令和元年度 中城村一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財源 地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	文書管理引継廃棄支援委託業務	2,016,000	2,016,000	0	0	0	0	2,016,000
		中城村役場新庁舎建設事業	487,778,000	487,778,000	0	0	224,378,000	263,400,000	0
8 土木費	2 道路種梁費	中城村種梁長寿命化修繕事業	10,090,000	10,090,000	0	8,072,000	0	0	2,018,000
10 教育費	2 小学校費	中城南小学校備品整備事業	12,927,000	12,927,000	0	0	0	0	12,927,000
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	新垣中央線災害復旧事業	3,790,000	3,790,000	0	0	0	0	3,790,000
合 計			516,601,000	516,601,000	0	8,072,000	224,378,000	263,400,000	20,751,000

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで報告を終わります。

休憩します。

休 憩（11時49分）

~~~~~

再 開（11時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（11時51分）

## 令和2年第4回中城村議会定例会（第2日目）

|                                |                 |                     |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和2年6月15日（月）    |                     |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和2年6月16日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 散 会             | 令和2年6月16日（午後3時00分）  |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                  | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                 | 安 里 ヨシ子 |
|                                | 3 番             | 渡嘉敷 眞 整             | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                 | 石 原 昌 雄 |
|                                | 6 番             | 玉那覇 登               | 14 番                 | 伊 佐 則 勝 |
|                                | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                 | 新 垣 博 正 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |                      |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 2 番             | 新 垣 修               | 3 番                  | 渡嘉敷 眞 整 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 新 垣 親 裕             | 議 事 係 長              | 我 謝 慎太郎 |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こども課長                | 金 城 勉   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都市建設課長               | 仲 村 盛 和 |
|                                | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲 村 武 宏 |
|                                | 住民生活課長          | 義 間 清               | 上下水道課長               | 知 名 勉   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 荷川取 次 枝             | 教育総務課長               | 比 嘉 保   |
|                                | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生涯学習課長               | 稲 嶺 盛 昌 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 幹<br>主     | 宮 城 政 光 |
|                                | 健康保険課長          | 仲 松 範 三             |                      |         |

議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

(「議長、休憩よろしいですか」と言う声あり)

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (10時00分)

~~~~~

再 開 (10時02分)

○議長 新垣博正 再開します。

比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 おはようございます。

議席番号9番 比嘉麻乃です。

質問の前に、まずもって浜田京介村長、4期目当選おめでとうございます。これまでの多岐にわたる実績が村民に評価されたのではないかなと思います。無投票の当選につながったと思います。

また、これから4年間、中城村のために、中城村のさらなる発展のために一緒に知恵を絞り、そして汗をかいていきたいと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

そして、玉那覇登議員、初当選おめでとうございます。4人の候補者の皆さんもすばらしかったと思いますけれども、その中でも、村民の皆さんがふさわしいということで選ばれたと思います。この後、また一緒に頑張ってまいりましょう。よろしく願いいたします。

それでは、早速通告書に基づきまして質問いたします。

大枠1、新型コロナウイルスについて、新型コロナウイルス感染症により、世界中の人々の命と暮らしに甚大な被害を受けました。2月27日に全国一律休校を要請すると発表され、その

後、緊急事態宣言が発令されました。

多くの皆様の様々な自粛協力のかいあって感染者が減少し、また現在、沖縄県では、昨日で46日以上、感染者がゼロになっておりますが、その一方、今後は、さらにスピード感を持ち、村民の命と暮らし、雇用、経営を守ることが国や県、村の最大の責務だと考えられます。そのことから、今後の生活の立て直しと再流行した場合の迅速かつ適切な対応について伺います。

①特別定額給付金事業の支給対象者数と現在の申請者数、申請率を伺う。

②小中学校の休業措置に伴い、教育委員会と学校の児童生徒への学習支援の取組を伺う。

③休校に伴い、給食食材を納入する農家や食材納入業者に混乱はあったか伺います。

④外出自粛でのストレスから子供への虐待やDVなどの家庭内暴力が急増していると言われていたが、本村の実情を伺う。

⑤休校により急遽1日開所とすることとなった学童クラブの混乱やお困り事はあったか。

⑥新型コロナウイルス関連でお困りの方が相談する相談窓口を設置したか。

⑦現在、防災備蓄品にマスクや消毒液が含まれているか。含まれていないなら、今後の再流行に備えて追加する考えはあるか。

⑧感染拡大の影響で失業した村民への支援について伺う。

⑨新型コロナウイルス感染対策で国から配分された8,583万7,000円の主な支援内容を伺う。

⑩今後、不測の事態に備え、予備費や財政調整基金を増やしていく必要があると思うが、見解を伺う。

大枠2、村長の公約について、浜田村長の4期目の主な公約と決意を伺う。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、多岐にわたってでございますが、教育委員会、こども課、総務課、産業振興課、企画課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2の私の公約についてでございますけども、所見を述べさせていただきますが、本議会の冒頭においても、少し時間を頂まして御挨拶をさせていただきました。その中でも申し述べましたけども、まず第一義的に、私は、第1期目当選のころからぶれずに、子育て支援をやってまいりました。これが一丁目一番地でございますので、今後も子育て支援に関わるものは、どんどんやっていこうということを改めて思っております。

特に、最近では不妊治療の部分で拡充をしていきたいと思っております。沖縄は、全国的にも特殊出生率はずっと1位でございますけども、まだまだ女性がお子さんを安心して生めるという完璧な状態ではないと思っておりますので、より環境を整えていきたいと思っております。

そして、本議会でもお話をさせていただいておりますけども、那覇広域都市計画からの中部広域圏への移行を徹底して、真剣に、先頭を立ててやっていきたいと思っております。これも北中城と共同で、これをしっかりと公約に掲げて、必ず実現していくという気持ちで頑張っていきたいなと思っております。

そして、もう一つは、現庁舎、来年1月には、これ旧庁舎になりますけども、この庁舎跡、現庁舎跡の跡地利用、それをしっかり、これは当然、全てにおいてそうですけども、議員の皆様方としっかり対話をしながら、皆さんからの御提言をいただきながら、よりいい方向性をまた持っていきたいなと、村民サービスの向上という意味でも、必ずこれも実現をして、今後こういう方向にいきますよということをしっかり発信をしていきたいなと思っております。

また、大枠1につきましてはの詳細は、各課で

また答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。ただいまの大枠1の新型コロナウイルスについては、学校現場のほうも大きな影響を受けております。前年度末の学校休業、そして今年度は1か月余り遅れて、5月21日の新年度のスタートということになりました。

その間、臨時の中頭地区の教育長会、村の教育委員会、村の校長会・教頭会、そして毎週の三役会議、課長会等で、感染防止対策会議を30回近く行ってまいりました。特に、学校再開に向けては、各学校長と子供たちの安全管理について、協議を重ねてきました。

今のところ大きなトラブルはなく、教育活動が進んでいるものと思っています。今後も学校現場と連絡を取り合って、迅速かつ適切な対応ができるように、そして子供たちが安全で安心した学校生活が過ごせることを第一優先に、学力の保障には最大の配慮をしていきたいというふうに考えております。

詳細については、②は主幹、③は教育総務課長のほうから答えさせます。

以上です。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、大枠1の①及び⑨、⑩についてお答えします。

特別定額給付金の6月8日時点の支給対象者数は2万1,893人、対象世帯が9,086世帯となっております。6月12日現在の申請世帯は8,261世帯で90.92%の申請率となっております。

続いて、⑨については、各課またがりですが、企画課のほうにおいて答弁していきたいと思っております。

主な地方創生臨時交付金による支援事業としては、子育て世帯への支援として、未就学児のいる世帯へ1人1万円、ひとり親の世帯の場合

は1人2万円の給付金を支給していきます。準要保護世帯の小中学生のいる世帯は、教材費支援として1人1万5,000円の給付、村立の学校に通う小中学生の学校給食費3か月分の無料の支援を行います。

認可外の保育所施設支援として、利用自粛に伴う保育料還付による収入減への支援、認可外学童施設へは、消毒液などの確保へ20万円及び利用自粛による利用料還付についての支援を行います。

村内の事業者への支援としては、中城村商工会への中小企業診断士などの専門家を配置して、各申請のサポート、経営相談窓口を設置するとともに、村内の中小企業及び小規模事業所へ新型コロナウイルス予防対策への支援として1事業所3万円の給付を行います。

続いて、⑩の予備費については、例年2,000万円を当初予算で計上しており、今回の新型コロナウイルス対策費として予備費の一部を活用していますが、現時点において予算を使い切るまでには至っていません。

今後、台風などによる被害、また施設の故障等も考えられますが、現時点においては、今年度予算の増額の予定はしていません。

財政調整基金を増やす必要性については、今後の災害や不測の事態への対応、多くの事業を継続実施していくためにも必要であると考えます。

以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 比嘉麻乃議員の②休業措置に伴い、児童生徒へ学習支援の取組についてお答えいたします。

学習支援の策として、授業の遅れが生じないよう児童生徒への課題プリントの配布を行い、個別に対応が必要な児童生徒に対しては教職員による電話や、必要な子に対しては家庭訪問など家庭学習の定着を確認しております。

また、委員会としまして、5月までの臨時休業による影響によって授業時数が足りなくなっております。そのため、夏休みを10日に短縮し、もし今後、新型コロナウイルスが再流行した場合、新たに授業時数の確保が必要となることが考えられます。例えば、1日の授業時間を1コマ増やす案や土曜日授業の実施や冬休み期間の短縮の検討などが必要となります。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、比嘉麻乃議員の③について、休校に伴う給食の食材について、当初4月の7日から始まる予定が4月の21日までで、21日から5月の7日、5月の7日から5月の21日という3段階の休業の措置を行っておりますが、学校給食の食材の納入者に事前に休業となった場合の段取り調整を行っていただきましたので、混乱を招くことはありませんでした。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大柀1の④の虐待などの本村の状況についてお答えいたします。

外出自粛の影響かは不明確ですが、4月に2件、5月に4件の虐待の情報が入っております。

内訳としまして、住民からの直接の泣き声通報が1件、児童相談所、警察からの5件の虐待に関わる世帯状況確認の依頼がございました。

⑤の学童につきましては、想定外の緊急対応としての依頼での開所でしたので、細かい点も含めまして、混乱はあったと思います。意見として上がっていたのは、朝からの開所に伴う支援員の確保が厳しい、学童で働く支援員自身が感染しないか、心配、恐怖感がある、またそもそも学校が休校なのに、学校以上に3密にある学童の開所自体への問題提起などがございました。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 新型コロナウイルス感

染症などに関する相談窓口についてお答えいたします。

本村におきましては、総合的な相談窓口は設置しておりません。新型コロナウイルス感染症拡大により、感染に対する不安、自粛や休業要請に基づく職に対する不安、生活費に対する不安など、多くの国民が先の見えない状況に不安を抱え、お困りの方も多かったものと考えております。

本村では、感染症に関する部分につきましては健康保険課、中小企業セーフティーネット関係につきましては産業振興課、生活費等につきましては社会福祉協議会、特別定額給付金につきましては企画課と総務課で相談等を受け付けるなど、全庁的に取り組んでおります。

次に、防災備蓄品についてお答えいたします。

これまで災害時の備蓄品として、マスクや消毒液等の感染症対策のための備蓄はしていませんでした。そのため、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、4月中旬にマスク4万枚、消毒液350リットルを調達いたしました。

その後、企業等からもマスク及び消毒液の寄贈があり、現在のところ、ある程度備蓄は整っているものと考えております。

なお、今後予測される第2波、第3波に備え、地方創生臨時交付金を活用し、マスク、消毒液等をさらに備蓄したいと考えております。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは、比嘉麻乃議員の大枠1の⑧についてお答えいたします。

村としては、直接、失業した村民への支援金は、現在ありません。国の支援策として、世帯や個人の皆様に新型コロナウイルス感染症対応休業支援金として、中小企業で働く従業員に対し、休業期間中、賃金が支払われない方へ月額最大33万円を支給することで、第2次補正予算案の本格審議が始まっているところです。

そのほかに、収入減で生活が苦しい世帯へは、緊急小口資金・総合支援資金として最大80万円の貸付制度があります。

また、中小・小規模事業者の皆様へは、雇用調整助成金、実質無利子、無担保融資等の各種支援金があります。

以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは、順を追って再質問させていただきます。

申請率が90.92%ということなんですけれども、100%にはまだ達していないということで、まだ申請手続を済ませていない村民の中には、もしかすると認知症ですとか、ひきこもりなどで、今回の支援事業が伝わっていないという場合もないでしょうか。

その村民に対しまして、いつごろから、どのように提出を呼びかけていくのか、また申請はあったものの、書類の不備などが出た場合に、この対応はどのように行っているのか伺います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

現在、申請率が90%を超えて、担当としては順調に、1か月を経過する中では来ているのではないかというふうに思いますが、議員おっしゃるように、まだ未申請の方もいらっしゃいますので、6月末をめどに、まずは申請を受け付けして、認知症、またひきこもりなど、どういった状況で申請をしていないかというようなことを関係課と、また相談しながら対応もしていきたいというふうに思っています。

書類不備への対応については、まず電話番号も記入されていますので、そこに電話をして、書類不備の分の提出をしていただけるように連絡をして給付をしていっている状況であります。

以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 誰一人漏れがないように、申請率が100%になるまで頑張ってください。

では、次に給付金の支給対象者について伺います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 給付金の対象者ということですが。

○9番 比嘉麻乃議員 現在ですね。

○企画課長 比嘉健治 現在ですね。先ほど答弁申しましたが、6月8日時点の支給対象者数は2万1,893人となっています。

○9番 比嘉麻乃議員 給付金の支給対象というのは、ごめんなさい。分かるから、私。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時24分）

~~~~~

再 開（10時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

答弁漏れの分だけ。

○企画課長 比嘉健治 支給対象者ということで、4月27日時点の住民票のある方ということになっています。

以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 そうですね。お知らせなどにも、令和2年4月27日に村の住民基本台帳に記録されている方というふうにあります。ということは、4月28日以降に誕生したお子様は対象外になるということですよ。

では、村長に伺います。

世の中がこの新型コロナウイルスで被害を受けている中、お母さんのおなかの中ですくすくと育ち、誕生してくれた大切な村民の一人として、この4月27日の基準日ではなく、既に給付金を頂いているこの同級生となる令和3年、来年の4月1日までに誕生したお子様にも平等になるように、この新型コロナ対策、そして村長

が言っています子育て支援として、村独自のもので10万円の給付金を支給する考えはありませんか伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

実は、この件につきましては、私もそれでいいのだろうかということは疑問に思っております。実は三役会議など、庁議など、今回の2次補正の部分で、何とかそれを救う手だてはないものかということをやっと検討しております。

ここでまず言えることは、2次補正で配分額等が市町村に決まってきたとして仮定した場合に、最優先でその部分を充てていくと、どこまで充てていくかということについては、またいろいろ考えるところもありますけども、議員おっしゃるように、子供たちでの不平等感みたいなものが、本当は、もちろん基準日は、ずっと先であればあるほどいいんだろうと思いますが、しかし、どちらかで基準日は決めないといけないとなったときに、最低限でも子供たちの不平等感は拭わなくちゃいけないのかなというのが実感でございます。今のところ、そういう答弁でございます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 そうです。生まれた日によって10万が頂けるか頂けないか、本当に不平等だと思いませんか。お母さんのおなかの中で、ちゃんと一人の人間として育って来ましたし、そのお母さん、不安の中ですよ。出産準備として、ベビーベッド、チャイルドシート、おむつ、産着などを準備しているわけです。その購入費もかかっているわけなんですね。

本村は、今年度からこども課の設置、そして子育て世代包括支援センターも新設されました。中城村は、これから妊娠期から18歳までの切れ目のない子育て支援をしていくわけです。ぜひ早めをお願いしたいと思いますが、もう一度前向きな答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

去った庁議の中でも、これは大きな議論にもなった案件でございまして、いろんな形がありました。私ども中城村の締切日がたしか8月何日かぐらいでしたので、その8月何日までに生まれた子供でやろうかだとか、あるいは今年いっぱい生まれた子供たちでやろうかだとか、いろんな意見で、最終的には私が決めないといけないということだと思います。いろんな意見がある中でですね。

先ほども村長4期目の決意ということで御質問もあったわけですから、あえてちょっと踏み込んだ答弁もさせていただきますけども、まず、先ほど言ったように、最優先にこの4月28日以降に生まれた子供たちが不平等にならないように、最優先に2次補正の資金をまず充てていくと、それをじゃ不平等にならないための基準というのはどこになるかといいますと、学年で考えたときには4月1日、言わば年を超えた令和3年の4月1日までをしっかりとケアしないと、この子供は平等というあかしで、生まれた子供たちに10万円ずつの分はやっていかなくちゃいけないと私は思っておりますので、しっかりそれに向けて、ここでまだ、資金が下りていない段階で言うのもあれですけども、最優先に令和2年4月27日という基準を令和3年4月1日基準にしていきたいと私は思っております。あえて答弁をさせていただきます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ぜひこのことは最優先でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、次に移ります。

小中学校の休業措置に伴い、教育委員会と学校の児童生徒への学習支援、取組なんですけれども、確かに学習課題の配布はあったんですけども、それが全生徒に届いたのか、取りに来

なかった、これは父兄が取ることになっていたんですけども、届かなかった児童生徒はいたのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 先ほどの比嘉麻乃議員の質問に答えたいと思います。

文部科学省からの通知にもありますが、実際にコロナウイルスに伴う臨時休業によって、子供たちの学習の保障に遺漏がないようにという通達もありました。

本村としても、教育委員会としても、学校に対してしっかり子供たちへの学習保障の一環として、必ず学習の機会、場所、そして教材をきちっと届けるようにということでお話をさせていただいています。

実際に登校、学校が再開しました時点までに、もう既に子供たちの各家庭には、教材がしっかり届いております。実際に取りに来れなかった家庭におきましては、実際に家庭訪問などをして、配布をしているという状況で、完全に配布は行われております。

以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では、全児童生徒には、しっかりこの休業中に届いたということによろしいでしょうか。はい。本当に受け取りに来なかったと、あった場合には、中にはどうしても会社を休めないという人もいたと思うので、家庭にちゃんと届けたということはすばらしいことだと思います。今後もまたよろしく願いいたします。

小中高生の保護者アンケートの結果では、休業中での学習時間が1時間未満という人が45%もいたという回答がありまして、また休業になった日数の学習時間の遅れと日数不足の対策として、先ほどありましたように、中城村では夏休みの短縮ということを考えているようなんですけれども、この新型コロナの影響で、学校

の行事ですとか、あと中止など縮小はあるので  
しょうか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 比嘉麻乃議員の  
質問にお答えしたいと思います。

先ほどお話ししました学校行事等への影響で  
すけれども、現在、学校においては、行事の精  
選を図っております。そして、そのための授業  
時数の確保に努めております。

ただ、学校行事の精選をしなければいけない  
ということですので、例えば新入生歓迎会、ま  
た家庭訪問など、できるだけ子供たちの影響が  
少ない行事については、中止または規模を縮小  
しての授業時数の確保を考えております。

以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 まだ検討中のところも  
あるということなのですが、今月は6月という  
ことで、平和集会、平和学習、計画もあると思  
いますが、平和学習の中止とか、あと縮小はな  
いですよ。伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 比嘉麻乃議員の  
質問にお答えしたいと思います。

県の教育施策で、平和教育というのは、重要  
課題の一つになっております。

ただ、今回新型コロナウイルスの感染防止のため  
に、各学校において、平和教育、行事について  
は、基本実施する方向で検討はしておりますが、  
ただ、3密がしっかり確保できるか、その辺は  
学校の状況において、学校長の判断で実施する  
という形になっております。

以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 児童生徒全員集まる、  
密集、集会は難しいと思いますけれども、おっ  
しゃるように、平和学習は何よりも大切な命の  
学習になりますので、最優先にまた取り組んで

いただければと思います。

これから台風やインフルエンザ等での休校も  
予想されます。児童生徒に無理のない程度で、  
授業日数の確保に努めていただきたいと思います。  
今後、新型コロナウイルスの第2波、第3波と、  
再流行で休校になった場合に備えて、しっかりと  
協議をしていただいて、取り組んでいただきた  
いと思います。

また、学習面で、私が特に気になっているの  
が高校入試を控えている受験生です。約2か月  
ほどでしょうか、この休業措置で遅れた学習を  
取り戻すためには、学校プラス塾の力も必要と  
なるのではないかなと思います。

もちろん、この休業は、全ての生徒が学校を  
休みということになったんですけれども、スマ  
ホですとか、あとパソコンがあって、インター  
ネットがつながっている家庭では、通信の学習  
ですとか、あと塾のオンラインの授業が受ける  
ことができたと思うんですね。

しかし、この家庭の事情で、塾にも通えず、  
そして学校の授業だけを学びの場としている生  
徒もいたと思います。そんな中での休業措置  
だったんですね。そこで、既にこの学習の格差  
が出ていると思うんですけれども、このような  
生徒たちへ塾の授業料の一部を助成する考えは  
ないでしょうか。

このコロナで、どうしても収入が減っている  
御両親もいらっしゃると思うんですね。そんな  
中、塾へ行って、学習を取り戻したいと思っ  
ている生徒もいると思います。そこが今回の中学  
生、3年生に限って、この補助をしてほしいと  
いう強い願いなんですけれども、いかがでしょ  
うか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時39分）

~~~~~

再 開（10時39分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

当然、教育委員会、そして教育の分野ですので、教育委員会の意見を尊重いたしますけれども、私が言えるのは、需要があるということであれば、資金的な部分、財政的な部分というのは、今回の2次補正も含めて、我々独自の資金も含めて、大いにやって、できるものだと思っておりますので、あとは教育委員会のほうでしっかり精査していただいて、そういう子供たちが救えるということであれば、財政的な部分では、しっかり支援をしていきたいなと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 これは、早急に協議していただいて、決定をしていただきたいと思えます。というのも、一日も早くこの生徒たちを、さらにまた学習の場へと持っていかないといけないわけで、8月ぐらいまでには、本当に行きたいという人には補助をして、来年の3月の受験前までお願いしたいと思えます。

ひとり親ですとか、非課税世帯はもちろんのこと、またこのコロナの影響で収入が大きく減少した家庭だけでも、しっかりと調査して支援をお願いしたいと思えます。高校生活を送るか送らないかで、将来が本当に変わってくる場合もありますので、ぜひこれはよろしく願います。

では、次に移ります。

休校に伴い、給食食材の件なんですけれども、今回の補正予算では、牛乳、パン、米飯ということで、違約金が46万6,000円が上がっていましたがけれども、その他の食材、お肉とか野菜とかの食材に対してのこの違約金というのはなかったのでしょうか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質問にお答えします。

この牛乳、パン、米飯等の違約金ということでの46万5,000円を計上しております。こちらのほうがミルクとかの加工費について、この加工するうちの何%というような形のもので、沖縄県の学校給食会のほうから、負担金を負担してくださいというようなものがありました。お肉とか、ほかの食材については、加工されておられませんので、そういう負担というものはありません。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では、違約金はなかったということなんですけれども、今回この自粛中に村が行いました食に困っている子たちへ「コロナに負けるな！ごさまる弁当」の配布は、多くの村民と、あと納入業者にとって大きな支援になったのではないかと思います。高く評価いたします。

でも、またその一方、休業中は、調理場は稼働せず、日々雇用の方も、やむを得ず自宅待機だったと思いますが、その補償はあったのか、無給待機というんでしょうか、だったのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、ただいまの御質問にお答えします。

給食センターのほうで働いている会計年度任用職員のほうについては、交換勤務で、その給食センターの清掃を行ったり、調理を行う際のマスクの作成等を自宅で行ったりということで、交換勤務で補償を行っております。

以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。じゃ、給料が発生しているということで、安心いたしました。やっぱり職員と同じように、おいしい給食を作っている方なので、本人の事情で休んだわけでもないですし、役場の働く仲間としての対応だったと思えます。

では、次に移ります。

外出自粛でのストレスから、子供への虐待やDVの家庭内暴力があったかという質問に対しまして、4月に2件、5月に4件ということで、昨日も議案説明の中で、高齢者の方と児童が、経済的かもしれないという問題で、介護の放棄、虐待があったということを知りまして、本当にショックでした。

県によりますと、ふだんは月5件から10件の相談が、自粛中の4月は30件で、3倍以上も増加したというふうに聞きました。感染拡大で外出自粛したものの、家族からの家庭内暴力によって命を脅かしては本当ならないと思います。このようなことが二度と起こらないようにしっかりと見守っていただきたいと思います。

実は、ストレスがたまっているのは大人だけではなく、友達と遊べないとか、あと学習の不安で、子供たちも不安の中で自粛生活を送っていたわけです。それを踏まえて、しっかりと子供たち、また弱い者を守っていただければと思います。

では、⑤に移ります。

休校により、急遽朝から開所することとなった学童クラブの困り事なんですけれども、支援員の確保ができなかった、支援員が感染するんじゃないかと不安だった。3密になるということで、それも心配だったという答弁がありましたけれども、そうなんです。学童は、学校に比べると、どうしても狭いスペースで1日過ごすこととなります。支援員の確保ですとか、あと3密のことを考えると、休業中ではありましたが、各学校の利用はできなかったのでしょうか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの質問について、学童に通っておられないお子さんで、この両親等の勤務等ができない場合、学校のほうを開放しておりました。各学校1人から3名

ほど、低学年の方が学校のほうに来て、行っているという状態で、そのときには、学校の教諭等は出勤で、各教室で、各自のものをやっていますので、そのときに、この学校に来たお子様たちを見ているという状態で、各小学校のほうを開けております。

以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 学童に通っていない児童ということなんですけれども、私が言いたいのは、要するに学童で1日過ごすなら、広い学校で過ごしたほうが3密を避けられ、感染の防止になるのではないかなというふうに言いたいわけなんです。確かに今回小学3年生までの児童で自宅待機が厳しい場合は、小学校で対応するというものではあったんですが、保護者から、この自粛中にこんなお困りの声がありました。

子供だけの留守番では、火元が心配、親の目が届かない分、ずっとゲームをしている。兄弟げんかを止める人がいない。家庭学習はしているが、勉強の意欲が維持できない。食費が倍増し、家庭が苦しいなどの声が上がっておりました。その学校を開放し、またこの給食を提供することで、このような困り事が解消できるのではないかなというふうに思います。

そういったことから、今後、第2波、第3波に備えて、学童を利用している児童や、あと希望者だけでも、低学年と言わず、学校で過ごせ、あと給食も提供していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。学童に行くのであれば、学校のほうが広いです。

でも、家で見られる人がいれば、家で、もちろん自粛をお願いしますということです。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 比嘉麻乃議員の質問にお答えしたいと思います。

本件の件に関しては、非常に難しい問題でご

ざいます。

ただ、学校は休校ではなくて、学校が休業状態であります。学校においては、学校の教職員については、学校が再開されたときに備えて学習の計画をどのようにしなければならぬという、実は業務負担もあります、学校休業については、原則自宅待機にて行うというのが文科省の通達でもありました。

ただ、学校において、教職員の感染も防がないといけないという観点もあるものですから、実際にこの問題については、まだ行うにしても行わないにしても、難しい問題となっておりますので、実際、現在のところにおいては自宅待機が望ましいのかなというふうにして考えております。

以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 再開のための学習の計画というのは、前もって3月いっぱいにはできるのではないかなというふうに思いますし、文科省の通達ということであるんですけども、村独自で、その地域地域に合った自粛のやり方とかもあるのではないかなと思います。どう考えても、学童の狭い場所よりは、私は、学校のほうがいいんじゃないか。

そこで、給食を出していただければ、本当に親も安心して仕事に行ったりできるわけなんです。朝から夕方まで学童で過ごしていると、児童のストレスも出てくるのではないかなと思いますので、第2波、第3波に備えて、これもまたしっかりと協議していただきたいと思えます。

では、次に移ります。

相談窓口を設置したかという質問をしましたが、商工会のほうでは行われているということで、事業者からの相談の中には、最大100万から200万の給付のある持続化給付金の相談なのかなと思いますが、それはオンラインで

の申請しかできないそうですね。スマホとかパソコンがないと、手続きができないということもあるようなので、そのサポートは必要だと思いますので、ぜひしっかり行ってください。

私が言いたいのは、役場にも相談窓口、設置したほうがいいのではないかなと思います。先ほどからも、課長の答弁の中からもよくあります。生活が苦しいとか、食べる物が無い、家庭内で暴力を受けているなど、命に関わる様々な悩みを相談できる、一番身近な役場に、新型コロナウイルス問題だけに特化したワンストップ相談窓口を設置し、村民の声に耳を傾けていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

理想的には、議員の提言は、いいことだろうというふうに感じております。

ただ、人間的な限りがございますので、役場の中で様々な相談を受け付ける、ワンストップといいたいでしょうか、1か所というわけには、なかなか厳しい面があります。

そのために、それぞれの担当課におきまして、例えば先ほど答弁しましたけれども、中小企業のセーフティーネット関係であれば、産業振興課を中心に商工会で相談を受け付けていると、感染症につきましては、健康保険課のほうで受け付けております。中城村役場の現状からすると、今のやり方のほうがいいんじゃないかなというふうなことで考えてはおりますが、ただ、今せつかくの御提言ですので、今後の検証を含めまして、どういうやり方がいいか再度検討したいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 確かに職員の皆さんは大変です、あとそういった専門でもないの、とても困ると思うんですね。なので、特別職で採用をしていただいて、一つ窓口を設けてあげ

るのもいいかなと思います。役場に行けば、解決してくれる、話を聞いてくれるということがあれば、本当に助かると思いますので、そこが役場の役割だなというふうにも思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

あと備蓄品についてなんです、マスクと、あと消毒液の購入をこれからもやっていくということなんです、確かに今後、台風ですとか、あと土砂災害、地震などに避難場所でコロナウイルスやインフルエンザなどの感染症が流行した場合は、確実にマスクと消毒液は必要となりますので、できるだけ早く、そして多く確保していただきたいと思ひます。

では、⑧に移ります。

失業した村民への支援についてなんですけれども、行ってないということなんです、いろんな支援を、先ほど頂きました。たくさん支援があるようなんですけれども、この感染拡大の影響で、この解雇ですとか、雇い止めが相次ぎ、県内では、これ今日の新聞だったんですけれども、2月から合計で499名の方が解雇ですとか、雇い止めになる予定だということなんです、それに伴って生活保護受給者が急速にふえているということなんです。

早急に支援が必要だと私は思っておりますが、4月に成立しました1次補正予算は10万円給付など、個人向けの直接給付が目立っていましたが、先日の2次補正は、何か雇用の支援強化が主な政策だったのかなというふうに思ひます。

そこで、また提案なんですけれども、今年度は、中城村は新庁舎の引っ越し先がありますよね。その引っ越しのときに、人手が必要だと思うんです。一般事務だとか、あと作業員、箱詰めなんですか、こういった人がいると、すぐ助かると思うんです。その作業員を失業者雇用対策として、ずっとではなくて、ある程度の任期を決めまして、失業された村民の中か

ら臨時雇用として募集する考えはないでしょうか伺ひます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大のために、やはり職を失う方々が増えているというようなことがマスコミ報道でされております。県、あるいは国、他市町村におきましては、期限を決めて、会計年度任用職員の採用があったということをお聞ひしております。

本村におきましては、先ほどの引っ越しというふうなところがあります。今のところは引っ越し業者さんに委託をする予定ではあります、そういう職がもし生まれることがあるのであれば、そのようなことも検討したいと思ひます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 確かに引っ越し業者さんをお願いすると、素早くできると思うんですけれども、これも村民を救うためだと思ひて、たくさん支援があるんですけれども、人間というのは、働いているだけで気持ちが違うと思うんです。なので、私はこれを提案したいと思ひます。この引っ越しのためだとか、手が足りないということで、ただ採用した場合は、村費になるわけなんです。

でも、このコロナウイルスの関連で失業した方を採用すれば、これはまたコロナの対策費に使えると思うので、ちょっと提案させていただきましたので、これもまた検討していただきたいと思ひます。

では、⑨に移りますが、これは、国からの配分された8,583万7,000円は、たしか大城議員が通告に出していただきましたので、大城議員に託したいと思ひます。時間もないので、よろしくお願ひいたします。

でも、一つだけちょっと指摘をさせていただきます。この金額で、マスクとか、消毒液の購入があったと思ひます。あと飛沫感染防止板につい

でも、購入していますよね。それでちょっと少し指摘をさせていただきます。新型コロナウイルス感染予防で、スーパーですとか、コンビニ等、あらゆる場所で、飛沫感染防止のビニールで手づくりされたものを見ます。

でも、中城村は、立派なプラスチックの防止板だったんですね。国からの配分金ではあるんですけども、それでもビニールに比べると、プラスチックの値段は上がると思いますし、あと業者をお願いすることによって、発注から設置まで少し時間がかかると思うんですね。手づくりなら頑張っ、て、もしかすると、その日のうちで設置ができたのではないかなと思います。

要は、職員でできることは工夫して、自分たちでやらなければならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、小さなことではあるんですけども、一つ一つで、この削減分でマスクが買えたり、あと消毒液がもっとたくさん買えたりということもあると思いますので、ちょっと心がけてほしいなというふうに思っております。これ答弁要りません。

では、⑩の予備費、あと財政調整基金を増やしていくことはないかということなんですけれども、予備費や基金を増やすには、経費削減が必要だと思っております。新型コロナ影響で中止になる、この削減のためにです。このコロナウイルスの影響で中止になる村のイベントだとか、あと事業というのは決まっているのでしょうか伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時02分）

~~~~~

再 開（11時03分）

○議長 新垣博正 再開します。

生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、ただいま御質問の比嘉麻乃議員の御質問にお答えいたします。

現時点で、先週ですが、まず中城村の文化まつりにつきましては、11月の21日、22に実施する方向でやっていっております。各種団体の事業におきましては、例えば体協におきましては、全ての競技が中止とか、村のプロジェクションマッピングについては、現時点では、まだ状況を見ながら判断していくというところでありませ。細かい各種団体の事業等は、また後日質問等もあるので、そこで答弁させていただきます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時04分）

~~~~~

再 開（11時04分）

○議長 新垣博正 再開します。

比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 イベントや派遣事業など、今年度緊急性がないものですか、あと村民の生活に大きく影響しないものは、次年度に回すなど、それぞれの課がもう一度精査し、財源確保に努めていただきたいと思。国が支援する事業には、できるだけ多くの方々が支援を受けられるよう、それはしっかりと村民にアドバイスをしてください。

そして、国でやらない支援は、村の財源を使い、そこは惜しみなく、ちゅうちよなく支援をしてください。それが行政の最大の責務だと思います。そのことを強く要望いたしまして、大枠2番に移ります。

村長の公約なんですけれども、全力で取り組むものの一つに、中部広域の移行だと思。メリットとしまして、土地利用の選択が広がり、住宅が造りやすくなり、ひいては中城村の発展につながる大きな期待が込められていると思。ます。

私の周りにも、ぜひ村長頑張っ、てほしいという声が多く寄せられているのは確かです。先日の中城村農業振興ビジョンの説明の中で、「中部で見られる貴重な田園風景を生かし、癒しや

安らぎのある農村環境づくりを図ります」とありましたが、中部広域に移行した場合でも、もちろんその環境は守られるのでしょうか伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

ずっと言い続けていることでもあります。環境を破壊するための中部広域圏の移行ではございませんので、あくまでも村民がその土地の選択肢が広がって、そして環境に非常に配慮されたもの、中城村の持っているすばらしい環境がございますので、これは乱開発をするためのものではございません。しっかりとバランスを取って、より村民が誇りの持てる中城にしていきたいなと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ぜひ自然を残しつつ、住みよい中城村にしていきたいと思います。よろしくお願いたします。

あと不妊治療に関しましては、私も2期目の公約に入れさせていただいておりますので、さらなる拡充に向け、いろいろと今後も提案していきたいと思っておりますので、そのときにはよろしくお願いたします。

以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 新垣博正 以上で比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時07分）

~~~~~

再 開（11時16分）

○議長 新垣博正 休憩前に引き続き再開します。

続きまして、安里清市議員の一般質問を許します。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 おはようございます。

議席番号1番、安里清市でございます。議長の許可を得て、通告書に従いまして質問をいたします。

通告書の大枠の1番のほうから、新型コロナ対策についてお伺いをいたします。

この件は去った3月の定例会のほうでもお尋ねをしたことですが、その後どういうふうな経過をたどったのかということで、質問をいたします。

①防疫マニュアルの策定は間に合ったのか。

②マニュアルは機能したのか。

それから業務継続計画です。これは、万一のそういった感染の場合、周囲での感染が起こった場合について、いかにして役場の業務を継続していくかということについて、あらかじめ策定をすべきだろうということで御指摘をいたしました。それは策定をされたのかということ、機能したかということでございます。

③この2か月余りの間にいろんなことが起こりましたが、いろんな対策とか、それから経済的な支援とかやっていく中で見えてきた課題、行政としてこれからやるべきことが何か見つかったのかということで、質問をいたします。

大枠の2番ですが、①中部広域都市計画への移行方針の堅持についてお伺いをいたします。

②少人数学級制度は令和3年度以降も継続するのか。

③①との関連もございまして、環境の整備として新垣からサンヒルズタウンまでの村道新垣中央線の整備をどう考えるのかということで、質問をいたします。

以上、御答弁よろしくお願いたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、健康保険課と総務課のほうでお答えをいたします。

大枠2番の③につきましては都市建設課、私

のほうでは大枠2番の①②についてお答えをいたしますけども、中部広域への移行は当然堅持するものだ。先ほども答弁させていただきましたけども、強い思いを持ってやっっていこうと思っっています。

それに伴いましていろんなことが、前回でしたか、前々回でしたか、伊佐則勝議員の御質問にも答弁いたしましたけども、壁は確かに厚くて高いかもしれませんが、必ずやり遂げられるものだと思っ信じて邁進していきたいと思っいます。

そのためには、逆にしっかり足腰を強靱にして、慌てることなく、かといっって5年も10年も先の話じゃありませんので、ここ数年でしっかり決着をつけたいなと思っ気持ちでございます。

②の少人数学級につきましては、これは当然もう学校現場のお話ですので、私自身としましては、学校現場のほうでこれからも堅持していきたい、継続していきたいということであれば、もう喜んで財政的な支援も当然ですけども、しっかり優先的に取り組めるものだと思っおりますので、今後も教育委員会も含めて学校現場と話し合いを持ちながら、継続に向けてやっしていきたいなと思っっております。

詳細につきましては、また答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 安里清市議員の御質問にお答えします。

大枠1の①令和2年2月28日に新型インフルエンザ等対策本部運営要綱に基づき対策本部を設置しました。中城村新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を策定し、また、中城村新型インフルエンザ等対策行動計画及び新型インフルエンザ等対策のための業務継続計画に基づき感染防止を図りました。

②対策本部設置後、各課へ情報を共有し、基本的対処方針に基づいて対策を行っっています。

また、速やかに村民に、村ホームページ、防災無線等を活用して情報を提供し、感染防止及び感染拡大防止のための行動等の啓発を行いました。

④沖縄県でも新型コロナウイルス感染症に142名感染しました。そのうち7名の方がお亡くなりになりました。5月1日から感染者の発生はゼロ、6月8日までに入院中の約135名に入院勧告解除がなされ、全員無事退院されました。

今後の全体的な課題としましては、医療資源の不足や無症状感染者が多く全体の感染者が把握できないこと、治療薬、ワクチンなどの開発などが考えられます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 業務継続計画の策定についてお答えいたします。

本村の新型インフルエンザ等対策のための業務継続計画につきましては、令和2年3月に策定しております。新型インフルエンザ等の発生時におきまして、住民の生命と健康を守り、住民生活に必要な行政サービスを継続して提供することを目的としております。

業務継続計画では、新型インフルエンザ等の発生時における各施設の運営方針を定めております。その方針に基づき、今回の新型コロナウイルス感染症発生時におきまして、村役場本庁舎の業務を継続いたしました。

また、保育所、吉の浦会館、歴史資料図書館などの施設につきましては、同方針に基づき閉鎖あるいは一部閉鎖をしております。

さらに、職員勤務体制につきましても、感染リスクを考慮し、職員が同時に感染しないような体制をとるとともに、仮に感染者が発生した場合におきましても、業務が継続できるよう交代勤務を採用して対策を講じております。

以上のことから、業務継続計画は機能したものと考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。  
○都市建設課長 仲村盛和 それでは、大枠2の③についてお答えいたします。

新垣中央線の整備については、新垣自治会、サンヒルズタウン自治会より早期整備の要望書が提出されておりますが、沖縄振興公共投資交付金事業が令和3年までの事業となっておりますので、今後、新たな沖縄振興策において優先度を踏まえて検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。  
○1番 安里清市議員 御答弁ありがとうございます。

大項目の1の①と②についてちょっと確認をしながらいきたいんですが、まず、3月議会の当時は、まだ質問にも、また答弁にも少し切迫感、緊迫感がないというか、余裕があったような気がするんですが、その後、感染をされた方が庁舎内へ立ち入られたことなどがあって、業務が一時中断されました。そして、その後に緊急事態宣言も発出をされて、情勢は一気に緊迫をしていったようなことがあります。

今回の答弁でも述べられておりますが、各課窓口対応、それから住民への広報等も十分されてこられたということと、それから、マニュアルも防疫体制についてのこと、それから業務継続についてのことも含めて対応がかなりうまくいったというふうなことで、私自身も評価をしているところではあります。

今回のこういった教訓を踏まえて、やはり災害に備えるというふうなことは非常に大切なことですので、今後とも問題があれば、そういうマニュアルの整備、業務継続計画等も含めて、全庁一丸となってやっていただきたいと思います。

1点だけ、業務継続の中で、職員を2班に分けて在宅勤務をしていることがございますが、この件については、地方公務員法及び本村の条

例等との関わりの中で整合性は取れているのかということについて、お伺いをしたいと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。  
○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回は、たしか4月の21日から5月の7日頃まで職員の交代制勤務を実施しております。

これにつきましては、村の業務継続計画におきましても、こういう緊急事態の場合に職員の感染リスクを少なくするために、また、職員が同時に感染したとしても業務が継続できるように、業務継続計画の中で交代制勤務というところをうたっております。

それから、これは令和2年の4月13日付で、総務省の自治行政局公務員部長、沖縄県の企画部長から、本来は、地方公共団体はこういう場合でも業務を継続しなければならない、そういう事業者ではあるんですが、感染症蔓延防止のためには職員の削減、それも必要であるというふうな通知が届いております。その通知に基づいて、また、業務継続計画に基づいて交代制勤務を実施しているところでございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。  
○1番 安里清市議員 今の御説明の中で、要するに、これは違法性はないのかということですね。その在宅勤務をされている方も非常に大変な御苦労されながら、私生活それから職場でのお仕事をやられてきたんですが、それが、先ほど申し上げましたように、地方公務員法とか、村の関係条例等に照らして、出勤しなくてもいいんだよということを業務継続計画の中で規定をしたということで、出勤しなくてもいいのかなということが引っかかっておりますので、そこら辺を少し補足お願いいたします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。  
○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

出勤しなくてもいい、業務しなくてもいいというふうな認識ではございません。職員には

しっかりと今後の勤務のために、在宅で勤務をさせているというふうなことです。勤務場所が中城村役場でなくて自宅であると、そういう認識ですので、特に地方公務員法あるいは本村の勤務時間に関する条例等、それに反するようなものではございません。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 了解いたしました。

今回、その緊急事態宣言が発出をされて各界いろんなことが、規則・規定の整備という観点をちょっと抜きにして現場対応、出てきた事象に対してどう対応するのかというふうなことが非常に早急に、性急に行われてきていたんだと思います。

後追いになるかもしれませんが、またそういうことがもしあったということであれば、規定・規則の見直し等をまた早目にして、整合性のとれたような形にしていく必要があると思いますので、ここら辺を御指摘させていただきたいと思います。

これからは、第2波、第3波という波が来ると専門家は予測をしております。緊急事態宣言自体は解除されましたが、当初、感染拡大が喫緊の重大課題というふうなことで取り組まれました。だんだん後半になってくると、経済対策というふうなことで動きがシフトしてきております。この問題はまだまだ尾を引くと申し上げますか、先が長いことになると思います。油断をせずに備えていきたいと思っております。職員の皆さんも公務及び私生活の面で大変な御苦労をされたと思いますが、村民の最後の砦としての村役場でございますので、また御奮闘を期待し、敬意を表して、大枠1番の質問を終わりにいたします。

大枠の2番の村長の施政方針の中から、中部広域都市計画の件で、昭和49年から変わらない土地利用規制が人口格差のひずみを生んで、地域コミュニティの弱体化や若い世代の流出を招

いているというふうな御指摘があります。この分析から、那覇広域から中部広域へ移行したいんだというふうなことで述べられて、今期もまたスタートしているわけでございます。

先ほど、そういった姿勢の堅持をしていくんだということで、力強いお話がありました。この件について直近の何か情報とかありましたら、少し御披露いただければと思いますが。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

御承知のとおり、新型コロナウイルスの関係で、実はもうこの部分は止まっている状態ですので、新たに、実は先日も担当の参事官とお会いしまして、いろいろ話も出てきているところでございます。

今年度については、もうこれらのスタートという形になりそうです。先んじてまずは北中城村長としっかりとその辺の方向性をもう一度確認し直して、プライベートで会うような感じではいろいろ話はしておりますけれども、正式にきちんと方向性を持って、また皆さんにその辺を開示して、発信していけるものだと思っております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 県議会議員選挙でも、本村出身の新垣光栄氏が当選されて、村長も今年度4期目ということで、いろいろと政治的な環境はもう十分整ってきているのだろうというふうに思います。

今後また、村全体の均衡ある発展・整備のため、頑張ってくださいと思います。

②の少人数学級の継続について若干質問いたします。

村長の答弁というか、施政方針の中では、これを継続するのかどうかということは明確には述べられていなかったと思います。これを継続するか、否かです。これまでの2年間の成果をどのように評価をするのかということにかかっ

ていると思います。いい評価が出れば継続に向けた足がかりになるとと思いますが、その場合に、中城南小学校でそういった取組ができないということで、不公平ではないかというふうな御意見もお伺いいたします。そこら辺について評価と、それから不平等ではないかということについて御見解をお聞きしたいと思います。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 議員がおっしゃるとおり、これを導入する段階で、教育委員会、私も一番悩んだのが、ただいまのこの件でございます。確かに公教育において中城南小学校は実施できないということをとっても悩みました。ただ、進めることにしたのは、中城南小学校の子供たちがマイナスになるということはない。それをやることによって津覇小学校、中城小学校の児童がプラスの方向に行くというふうなことがあって、中城南小学校がマイナスになるような事業であれば、当然のことながらやらないということになったと思いますが、そういうことではなくて、両小学校の子供たちの学力アップ、そして、学校現場としても教職員あるいは保護者、児童からも、大変よい評価を毎年頂いております。

そういった意味で、村長の先ほども答弁にもありましたが、教育委員会としても、できるだけ継続できればなというふうな意向を持っております。

以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 そうすると、やはりこれまでどおりのことで、中城南小学校への導入には令和3年度もないんだというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 どうしても教室、中城南小学校の学級増に伴う、今、増築工事ですので、この少人数学級をやるための教室にすると、と

ても今の現状でやれるような状況ではないということになります。

ですから、現状で中城小学校と津覇小学校を進めていくというふうなことになるのかなと思っています。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 試行錯誤をしながら、地域の教育のためになることについて、非常に前向きに取り組む姿勢は、これはこの少人数学級自体が全県的にも非常に話題になってスタートをしたものですので、ぜひまた、令和3年度と言わず、今後それを継続するということに拡大をし、全小学校に波及できるようなことができないのか、検討をまたお願いをいたしたいと思います。

③のほうに進んでまいります。

本課題については、村道新垣中央線の整備についてこれまでもたびたび前向きに検討する旨の御答弁をされております。

ここでは、村長が4期目になられるということで、さらなる積極的な対応を求めたいということで、再度質問をさせていただいておりますが、都市計画の変更と併せて、それと、都市計画がスタートすれば自動的にそれが機能する、動くものでもないと思います。インフラの整備が非常に大切なことで、整備に向けたさらなる取組が必要になると思います。

今回、提示をさせてもらった村道新垣中央線につきましては、長さが1,849メートルもございます。この沿線沿いがほとんど手つかずの状態、資源が残されているというふうな状態でございます。

また、宜野湾市とも非常に近い関係にありますので、整備に着手しないということはいかかなものかと思っております。本村の均衡ある開発にこの道路の整備は不可欠ではないかと考えておるところでございます。沿線の大きさ、それから宜野湾市にもさらに近いというふうなこ

とで、これの要素を勘案して再度、村長、もう一度御答弁、どうかお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

安里議員の並々ならぬこの思いは、私のほうにもきちっと伝わっておりますので。

もちろん場所も私もわかりますし、また、新垣区民・サンヒルズの住民の方々の思いもしっかりと私は分かっているつもりですので、先ほども担当課から答弁がありましたとおり、次の振興策がこれからですので、この次の振興策の中でしっかりこれがやっていけるのか。もちろん優先順位は我々はつけなくちゃいけませんし、また、利用頻度あるいは使用頻度、いろんな面でこれを勘案しながら、議員の思いはしっかりと分かっているつもりですので、そこはまた御理解をいただきたいなと思っております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 こういった新型コロナウイルスの対策等で非常に頭も痛いのかなというふうなときに、村全体のインフラの整備をあえて取り上げていいものかという気もいたしました。やはりそういうコロナ対策もしながら、通常の業務を前に進めていくということで、また今後も頑張っていたきたいというふうに思います。

結びになりますが、村長には再三、今度で4度目ですので、村民の負託を受けたことを誇りとされて、これから輝く中城村の心豊かな暮らし、それから住みたい村という、中城づくりのために村政のかじ取りとして邁進されるよう期待しております。

以上申し上げて、質問を終わりにいたします。

○議長 新垣博正 以上で、安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時49分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許します。

○12番 金城 章議員 皆さん、こんにちは。

12番 金城 章、一般質問を行います。

大枠1、①新庁舎建設の進捗状況は。②庁舎の雨水側溝ですけど、その下流側の処理がどうもうまくいっていないように思われて、その排水処理はどの排水に接続されているか。下流側の排水路が埋まった状態であるため、この排水路が全く機能していないんじゃないかなと思って質問してあります。毎回、この地域はしゅんせつする排水路ですので、そのこともぜひお願いできればと思います。

大枠2、選挙公報についてであります。①去った6月7日に行われた県議会議員選挙の公報の配布状況について、公報はいつ配布したのか。配布の日程の遅れはないかどうか。その見解を伺います。②今後の村議会議員選挙において、選挙供託金制度の変更あるかどうか。これは国会において何かそういう方向に走るかどうかで。

大枠3、道路行政についてであります。①奥間三差路より南上原へ向けての道路ですけど、その拡張計画の考えはあるか。朝夕、そこにいる機会がありまして、見ていたら信号が変わって車のはける台数が10台から12台ぐらいいはけないんです。それと、南上原から下りまして、そこで左折が多いのかなと感じましたらそうでもなくて、安里向けに行く北向けに行くのと南側に行くのとほぼ同数ぐらいいはけない状況でありますので、そこを右折だまりとか造ったら混雑が少し解消するんじゃないかと思っているんですが、この計画はあったかどうか。また、取り組めないかどうかです。②東西道路（宜野湾横断道路）の進捗状況についてどうなってい

るか。進捗はあったかどうか。宜野湾横断道路については、新垣光栄県議会議員も再選しましたので、また道路計画が早まると思います。その件でまたぜひ進捗を伺いたいと思います。③村道ウフクビリ線のゴルフ場下、これは春華園の上のほうです、カーブのところはもう長いこと道路の状態が悪いんですけど、改修計画は以前からあったと思いますけど、この計画はあるかどうか。

大枠4、施設建設についてであります。①認定こども園の敷地の確保と進捗状況はどうか。②消防出張所の建設もあると思います。そこはいつ頃になるか。用地はどこに決めるのか。ぜひお願いします。

大枠5、新型コロナウイルス感染についてであります。村内での新型コロナウイルスの感染者はいたかどうか。それと、新聞報道とテレビ報道等で、中城村役場に来庁したということで報道等がなされましたけど、その対応はちゃんとできたのかどうか。先ほど安里清市議員からもありましたが、その対応はどうだったか。それと、除菌をすると報道等にあったんですけど、その除菌対策はどのように行ったかどうかもついでに質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、庁舎建設は総務課と都市建設課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては総務課、大枠3番につきましては都市建設課、大枠4番につきましてはこども課と総務課、大枠5番につきましては健康保険課でお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの大枠3番の道路行政について、特に①、奥間三差路からの南上原の上の道路拡張ですが、全くもう議員と同じでございます。ここは優先順位としても非常に高いところだと思っております。あとは予算の問

題とか、その他拡張に向けての用地買収も含めて、ここは真剣に取り組んでいきたいなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。

同じく東西道路につきましても、図面を確認した段階では、もうちょっと中城村にとって利益になるやり方があるんじゃないかなという余地があるような気がいたしますので、先ほど確認したら、コロナの関係で協議会、集まり関係も途絶えているようですので、次、再開したときにはもう一押し何かできないかというのを勘案してみたいなと思っております。これも詳細につきましてはまた担当課のほうでお答えをいたします。

以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠4のこども園の敷地の確保についてですけれども、教育委員会の会議でも議論を進めてきました。役場新庁舎周辺に確保したほうがいだろうというふうなことに決定をしております。

①の進捗状況の詳細については、教育総務課長のほうから答えさせます。

以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 新庁舎建設の進捗状況についてお答えいたします。

建設工事につきましては4月末に完了し、庁舎本体は村に引き渡されております。

駐車場や植樹帯等の外構工事につきましては、当初の予定どおり8月末までの完了を目指し、現在、順調に工事が進められているところでございます。

9月の引渡しの後、情報ネットワーク関係の整備、防災行政無線関連ネットワークの移設、備品等の搬入等を行い、令和3年1月4日から新庁舎での業務を開始したいと考えております。

次に、大枠2、県議会議員選挙の選挙公報の

配布についてお答えいたします。

本村におきましては、6月2日告示の村議会議員補欠選挙も同日に行われることから、6月3日の昼頃には、県議会議員選挙、村議会議員補欠選挙の両方を委託先である中城村シルバー人材センターへ届けており、その日のうちから各家庭に配布されております。

公職選挙法第170条第1項では、選挙公報は選挙の期日の2日前までに配布することとしております。

また、同法第170条第1項ただし書においては、「同時に選挙を行う場合は、条例の定めた期日までに配布するものとする」と規定されており、本村の条例では、「選挙期日の前日までに配布する」とされていることから、配布の遅れはなかったものと考えております。

次に、町村議員選挙供託金制度についてお答えいたします。

町村長や町村議員の成り手不足を解消するため、選挙で候補者が使用する車やポスター、ビラを公費負担の対象に加え、立候補しやすい環境を整えるための公職選挙法改正案が今国会で可決されております。

一方で、公職選挙法の改正には、候補者の乱立に一定の歯止めをかけるため、これまで不要であった供託金制度を導入することが含まれております。

選挙運動費用の公費負担につきましては条例を制定する必要があり、また、財政的な面からの検討も必要であると考えております。

次に、大枠4、中城北中城消防署中城出張所建設についてお答えいたします。

出張所につきましては、中城北中城消防組合が直接建設工事を実施する従来の方式ではなく、業者が建物を建設し、その建物をリースする方式を採用する予定でございます。

スケジュールにつきましては、令和2年8月頃から提案業者の募集に係る公告、提案書等の

受付を開始します。選考による業者を選定し、令和2年12月頃に契約締結。建築確認申請等を経て、中城村役場が新庁舎に移転後の令和3年7月頃から、契約業者による建築工事に着手する予定でございます。令和4年4月頃からの供用開始を目指しております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠1の②と大枠3についてお答えいたします。

まず、大枠1の②についてですが、庁舎敷地の表面水は、村道当間前原線と農道29号の側溝に接続しております。現在、新たな排水路の計画はありません。

それから、大枠3の①についてです。先ほど村長からも答弁がありましたように、沖縄振興公共投資交付金に続く新たな沖縄振興策において、事業化に向けて検討していきたいと考えております。

それから、②の宜野湾横断道路については、現在、概略ルートが決定し、概略設計を終え、昨年度から事業化に向けた道路予備設計に着手しております。

それから、③については、村道ウフクビリ線は災害防除事業で現在進めておりまして、今年度、一部改良工事を実施します。その後、設計が完了した区間から順次工事を進め、令和4年度には完了する予定であります。

以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、金城 章議員の大枠4、①についてなんですけれども、認定こども園の敷地確保及び進捗については、中城村の幼稚園再編計画の作成を現在今は進めているところです。

こども園の位置については、教育委員会での最終で決定事項として、定例教育委員会にて建設候補地の選定を決めております。

今後、事業実施についてはこども課へ引き継

ぎ、事業を進めていくこととなります。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 金城 章議員の御質問にお答えします。

大枠5、村内での新型コロナウイルス感染者患者はいないということで認識しております。

4月3日に、新型コロナウイルスの陽性が判明した方が3月31日の午後4時から4時30分の間に転入手続の書類を受け取るために役場へ立ち寄ったとの情報はありました。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、順を追って進めます。

庁舎建設の雨水表面排水の接続、この下流側、今、南側の排水路、以前あった農道排水ですけど、そこが今擁壁でまた新たに新設すると。その下流側ですか、そこをこの間の大雨のときにちょっと見ましたら、当間前原線に流れずに南側に流れているんです。南側に流れていっているものですから、そこで止まって農道を横断して東側ですか、下のほうに、下流に、農地のほうに流れています。そこを確かめましたら、農道側溝は一応設定されているということですけど、側溝は埋まって、現場を見ましたら、何も無い状態で排水が垂れ流しみたいな感じになっているわけです。この周辺はファミリーマートから真っ直ぐに排水路がありまして、そこは毎回大雨のたびに土砂が詰まって、毎回しゅんせつしているはずなんです。その対策をしないと、庁舎を造って、排水の処理までちゃんと考えて庁舎の建設もやらないと、流末を垂れ流したら新庁舎を造っても何を言われるか分かりません。ぜひ排水路しゅんせつなり、またかさ上げして、地盤より相当下がって埋まっているものですから、その排水をちゃんと新設か、しゅんせつなり雨水がちゃんと流れるような設定は可能なかどうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

確かに、議員のおっしゃるとおり、排水路が土砂が堆積して現在詰まっているような状況です。これは庁舎建設の費用でしゅんせつとかはできないものですから、維持管理の範囲内で庁舎が出来上がるまでには対応していきたいと考えております。

また、今後もそこは農道排水になりますので、産業振興課とも調整しながら、改良できるのであれば今後また検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ、農道排水ではありますけど、庁舎の要するに雨水もそこに集積しますので、集まっても水はけがよいように改修をしないといけないと思いますので、そこは改修していただきたいと。

そうしたら、ファミリーマートからの排水と同じようにまたその大きい排水に接続されている。排水路はこの図面で道路のこっち側に。ここが新庁舎です。この方向にファミリーマートからの排水に接続されているものですから、全部クランク型になっているんです、ここも。最終の今、歴史資料館あたりのその排水が一番詰まる原因なんですけど、その前から少しでもカットしてカーブ的なものにできないかとお話しています。新庁舎の雨水もまたそこに集まるということになったらもっと詰まりが激しくなると思うんですけど、そこを買い取って少しカーブ的なものを設定しないと、雨水がまたたまって、せっかく新庁舎の近辺の駐車場入り口ですか、そこがまた水たまりになってしまうと思うんですけど、そのカーブの処理は予算化は可能かどうか。これは用地を借り上げないといけないですので、そういう件も取り組まないで排水の処理ができないと思います。考えはありますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 金城議員の質問にお答えします。

確かに土地改良の排水はクランク状態が多いです。一部、用地買収が出てくると思うんですが、その以前に工場地の中の排水を通っていて、真ん中に眼鏡状の排水管、そこが一番の原因で、これに物がかかっているオーバーフローになっている状態です。

ただ、維持管理はできるのですが、用地買収するだけでは改善しないと考えています。

以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長、改善する方向をぜひ、眼鏡状の地下からのヒューム管ですか、もうそこは分かりますけど、やっぱりクランク状はどうしても解消しないと、上のクランク状を解消すれば、その詰まりももしかしたら水の流れが急激になってしまったら解消できるかもしれません。ぜひ、単費でも土地を買って、毎年しゅんせつするよりは、この改良を考えていかないといけないと思います。またそこが詰まって当間の一部分、下辺りの住宅近辺も多分、ここが浸水するときには全部浸水しているはずなんです。この一帯です。新庁舎の下の仮設事務所がありましたけど、その裏辺りも、ここが浸水しているからその裏も全部浸水しているはずなんです。それを解消するためにも、この排水はぜひ処理しないとイケないと思います。毎回のごとくそこは大雨のたびに道路が浸水で通れない状態ですので、当間地区の下辺り、その浸水も防ぐためにはぜひ考えていただきたいと思います。

それでは、次、選挙公報はもうよろしいです。しかし、選挙公報については、総務課長、ぜひ公報は前日までに届けばいいという課長のお話も条例等と言われましたけど、公報というのは早めに届けられないといけないのかなと考えておまして、僕も3日ですか、4日ぐらい、6月4

日ぐらいに届いたのかな、それでは遅いのかなと思ってこの質問を出しましたが、村議選の公報と一緒に配る予定で遅れたということですが、これは予算的にも別々に配れる予算はあると思いますので、そこはまた次の機会にはぜひ選管は考えていただかないといけないと思っておりますので、ぜひ対処してください。

それでは、大卒3です。村長からいい答えが出ましたので、奥間三差路はぜひ。朝、何度もここで立っていて車のはげが悪いことに相当気づきまして、これは右折だまりはやっぱり造らんとイケんなと考えて質問を出してあります。信号が変わるたびに10台しかはけないということです。それで詰まっています。ぜひとも、これは国道329号線の改修と同時にぜひ考えていただかないと、せっかく国道は改修したのにまた村道が詰まってしまっただけは何の意味もないと思いますので、ぜひ検討してください。

②の東西道路です。宜野湾横断道路。これは今、村長から答弁をもらいましたが、ぜひ本当に中城の土地の利用度が高まるようにこれは検討していただけないかと。橋桁の維持管理道路をぜひ前から話しているとおりの両サイドに管理道路をつけて、それは一方通行でもいいですから、ぜひともそこは県に求めて土地が利用できる状況でぜひ考えていただけませんか。そこをどうにか少しもう一度答弁。毎回同じ質問をしますけど。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時56分）

~~~~~

再 開（13時56分）

○議長 新垣博正 再開します。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 東西道路、先ほどお話ししましたが、光栄県議が2期目再選しまして、早めに進むと思います。東西道路の道路計画です。それにはすぐ対応していかないとい

けないと思います。計画的に要するに進むと。計画に入れば設計に入り、すぐに取り。しかし、計画に入る前にいろんな要望をしておかないとまずいんじゃないかと思って、僕は前から取り上げております。設計が出来上がってしまったら、そのとおりにしか施工できない。そこで、今の管理道路的なもの。高速は両サイドに管理道路があります。橋桁にしても造るには橋で大部分になるはずなんですけど、管理道路を村道路認定できるように道路を設定させないといけないなと思っているわけです。それはこの道路を造る段階でそこまで買い取らせて、そこを管理道路としても、下から、橋は上から、東西道路はもう橋で渡していく。しかし、下の敷地に接する部分はちゃんと道路として確保してもらわんといけないということ。その用地も要望して、その道路まで買い取らせて道路を造らせないと、橋桁だけでは中城村に利益は何もないんです。橋桁の下では使えなかったら何ならない。そこをぜひ要望していただきたいと。要望できるかどうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

議員のおっしゃるのは、橋から地域への接道できるような道路を設けてほしいという要望だと（「違う」と言う声あり）違いますか。

○12番 金城 章議員 下の道路。要するに管理道路よ。下の用地が使える道路。

○都市建設課長 仲村盛和 土地利用ができるようにということですね。

○12番 金城 章議員 そうそう、そういうこと。

○都市建設課長 仲村盛和 この協議については、昨年、前任の課長が3月頃に協議があつて以来、コロナの影響でこの協議が止まっている状況です。今年度、これが落ち着けばまたそういった協議になってくるかと思っておりますので、ここではまた村の要望等をまた意見にしていけた

らなと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 計画の段階で要望しておかないと、取りも国で、県でやっていただかないと、村ではその管理道路までは取りはできないし、橋桁になると思いますけど、そこをどうしても利用できる、土地利用を要するにうまいことできるように、そこまで道路敷として設定させていただきたいと。要望はぜひやってほしいと。回答をお願いします。答弁。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

東西道路については、概略設計に入る前の仮のルートの提案がされて、それからまだ協議が進んでいない状況です。

東西道路の南向けで県との調整が進められています。南向けのルートでの橋桁ではないんです。一部、県道29号との接点については、前の3月の定例会だったと思うんですが、15メートルぐらい切土で、県道29号が橋で渡すというような今は計画になっています。

あと、高速からのインターで、これも橋桁ではございません。インターは橋桁じゃないんですが、高速からインターまでの間が桁でつなぐという、そういう計画で県とは調整はされています。

全部が橋桁ということではございません。国道329号線まで橋桁ということではございません。

以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時02分）

~~~~~

再 開（14時02分）

○議長 新垣博正 再開します。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 北上原側もそうです。今、副村長が答弁なさったとおり、桁のところ

は両サイドで村の利用できるような道路。そして、斜面地において、津覇側に下りると思いますが、国道329号線側に下りると思いますが、その斜面地も要するにちゃんと設定してもらわんと、用地が利用できる状態で、そういう提案をしてもらわんといけないんじゃないかなと思っております。これはまた図面を見てもう一度、またこれも計画を庁舎と一緒にずっとできるまで質問を入れたいと思いますので、よろしくをお願いします。

3番は、ウフクビリ線は計画があると言いますので、ぜひ都市建設課長、ウフクビリ線、ぜひ早めに進めていただきたいと。本当に状況が悪くて、一度、オートバイが転んでいるのを見まして、凸凹のところですか。あれは今でも簡易的な舗装でやり直さんといけないのかなと思うぐらい、令和4年にしか仕上がらなかつたら簡易的な舗装を少しやらないといけない状況であると思いますけど、そこはぜひ現場を確認して、交通で支障ないくらいはぜひ維持管理的なものをやっていかないといけないんじゃないかなと思います。よろしくをお願いします。

大枠4です。施設建設、認定こども園、これ、新庁舎の近くに造る予定といますから、用地の確保はまだなのかな。それと、どんな進捗でやるのか。いつ頃から要するに用地確保して着手できるのか。その計画はしっかりやられているのかどうか。何月までに確保してこども園をちゃんとやるのか。

どうしてこの施設の質問をするかという、現庁舎と一緒に幼稚園の耐震化も全然なっていないです、両幼稚園も。それで、ぜひ早めの合同の認定こども園、早めに造らないといけないと思いますが、どうですか。計画的なもの。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほど教育委員会のほうから答弁ございましたけれども、教育委員会として建設候補地の選

定を決めていただきました。

今後は、認定こども園の新設に向けての業務でございますので、こども課のほうがスムーズかつ確実にできるものだというので、こども課のほうで業務を引き継いでまいりたいと考えております。

今年度の計画としましては、用地確保・用地購入というところで6月からバトンを引き継いでおりますので、今年度中に用地の確保を計画しております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ、こども園も早めに着手できるように、完成できるように頑張ってください。

消防の出張所、リース式と言いますが、用地は今情報では今の役場の駐車場跡地となっておりますけど、そこは地滑りの災害のおそれのある地域ですけど、そこでいいのかどうかだけ答弁できますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

駐車場の西側については確かに地滑りの危険性のあるところというふうなことで言われておりますが、これにつきましては、県の中部土木事務所におきまして対策工事が行われているところでございます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この地滑り地域、多分上は私有地だと思いますけど、県が私有地のところで土留めとか災害対策をどのぐらい早めに行えるかの問題です。ぜひ、消防庁舎が建てる前にこの対策ができないと、消防庁舎も難しいんじゃないかと思いますが、そこは連携を取ってうまいことできるように。地滑り地域で地滑り対策ができないまま災害対策に乗り出す消防庁舎がそこに造られてはまずいんじゃないかなと思っております。

大枠5に移りますけど、コロナ対策で感染者

が来庁したと。そこで対策したと。除菌作業を行ったはずなんですけど、どのように行ったか。その費用はどうなったのかだけ、確認だけお願いできますか。その費用。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

当初の答弁は、健康保険課長が述べたとおりでございます。4月3日の午後1時40分頃に中部保健所から第一報を受けまして、村としましては2時に庁舎を閉鎖しております。

消毒に関しましては、新型コロナウイルスの感染が2月頃からそういう情報がありましたので、村としましてはその前に消毒液等を既に調達してしておりました。その調達している消毒液のほうで住民生活課を中心に消毒作業を行いました。翌日、土曜日になりますけれども、そのときには1階部分全体と、それから2階部分に関しましても消毒作業を終えているところでございます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 最後に少しだけ。村道、先ほどから優先順位、今日の一般質問を聞いていますと、優先順位でやっていくと、先ほどの安里議員にもそういう話がありました。奥間三差路はもう優先的に、村長、先に考えてくれる話も出ましたけど、村道の改修、しゅんせつ、改良ですか、そういうのは計画があるのかどうか。順番的に要するにどこが先なのか。何年後になるのか。計画を立ててもらわんと毎回同じ質問がよく出ます。それは計画的に、はい、次はこの道路の改修が入る、その道路が入るということで、何年間を先置きして計画できるかどうか。どうですか、村長。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

最初から分かっている補助金等があつて、それが確定しているのであれば、それは計画的に順次やっていきます。一つのいい例が、農道整

備事業は最初から単年で幾らの予算が決められていましたから、今年は添石地域をやりましょとか、来年は屋宜地域をやりましょとかという計画を立ててできましたけれども、今回、今言われている部分については、先ほどから答弁していますように、平成3年以降の振興策とも絡んできますので、そこを今あるものとして計画するわけにはいきませんし、また、ないものとして諦めるわけでもないですから、あったときにじゃあ優先的に道路はどこからやっていこうかという程度の話はやっていきますけど、しかし、今、ここでどこが一番最優先ですかということはまだお聞きにならないでいただきたいんですけれども、我々でしっかりその辺は勘案しながら精査して決めていきたいなと思っております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時11分）

~~~~~

再 開（14時11分）

○議長 新垣博正 再開します。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長、僕は優先順位というか、補助金が設定しているときに要するに次にやる改修とか改良、どこから先になるんだよということは幾らか決めておいたほうがいいんじゃないかと。要するに、この予算があるときに道路計画、改良計画とか、そこはどの道路からやるということをです。次は、来年度は、令和3年度はここ、この場所から先にやると。入っていくと。それはある程度立てておかないと、僕ら議員も毎回同じ質問が出てくるんです。そうしたら、順番的に何年度にもう改修計画に入りますよという、予算が入る段階で。それはすぐにその年に入るなということで村民にも話ができるんですけど、それがなくて毎回質問を出す。そうしたら、毎回質問を出すんですけど、検討しますで終わりますよね。そう

じゃなくて、計画的にウフクビリ線は今度予算を立ててやるという答弁がありました。奥間の三差路もです。村長はまた交通渋滞のはけ口を図るということで、そこを率先的にやる。みんな考えていることは同じなんですけど、順番的なことは計画しておかないといけないんじゃないかなと思っています。計画を先々まで少し検討できるかどうかだけ。検討じゃなく計画。いつも検討しますで答弁が返ってくるんですけど。いつも毎回同じごとく。また三、四年したら、4年前の質問をまた同じことをやるんです。そこができるかどうか。できますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

経験則でお話をさせていただきますと、議員がおっしゃるのもよく分かります。ただ、計画するのは全然やぶさかじゃないです。いつやれるかというのが示すことができないものですから、先ほどから言っていますように、沖縄県の振興策の部分であってがっていけるのか。例えば、今、ウフクビリ線の話が出ましたけど、以前、ウフクビリ線と大瀬線は防衛の予算を頂いて、それでその後、今やっている若南線なども、その都度出てくる予算に応じて、あ、これはいけそうだからここにチャレンジして取ってその予算を使っていこうと。また、その内容も、有事の際の避難用道路だとか、そのときそのときでいろんな予算を取っていきますので、議員がおっしゃられるように、こことここは将来的な計画しましょうねは、それは当然やっているとありますが、いつどの予算でというところにいけないものですから、皆さんにお約束ができないということでございますので、その辺はまた御推察お願いしたいなと思います。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 僕が言うのは、予算がつくかどうかの問題はよく分かります、村長。しかし、そこで目指していないといけないん

です。安里議員も新垣中央線、やっぱり費用がかかるものは少しずつ取り組まないといけないです。何から先にやるかです。しかし、村民のためにぜひ道路も必要なものです。また、交通渋滞も解消しないといけない、安全も図らんといけないと思っています。優先順位はぜひつけて、質問の答弁ではいつ頃はできるだろうということは返していただきたいなと願って、質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時16分）

~~~~~

再開（14時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

○13番 石原昌雄議員 皆さん、こんにちは。議席番号13番 石原昌雄、一般質問をします。

質問の前に少しだけ、私のほうからも、6月7日に行われた村長選挙、議員補欠選挙並びに県議会議員選挙の結果について、お祝いを述べたいと思います。

浜田村長には4期目の当選おめでとうございます。これまで3期にわたり多くの公約を推し進め、その実績でまたもや無投票ということでおめでとうございます。村民の期待がまたますます高まってきております。そしてまた、今回も初心に戻り、新たな決意をされているものと思います。さらなる村民福祉に御尽力をお願いします。頑張ってください。私たち議員も、村長村政を支え、共に住みよい中城村、住みたい中城村づくりを推進してまいりましょう。

また、今回、議員補欠選で当選された玉那覇登議員におかれましても、これから一緒に村政発展に向け頑張りましょう。

あわせて、新垣光栄県議会議員も2期目の当

選を果たし、地元中城村から再び県議会へ送り出したのは大きな成果と思います。光栄議員には1期目において、中城村や東海岸地域の課題解決に活躍してもらいました。これからも中城村の課題をはじめ、地域の課題解決に向けて頑張ってもらいたいと思っております。また、村政と県政を結ぶことで、浜田村長の施策の実現や本村で行われる県の事業が前進するものと期待し、新垣光栄県議の当選も多くの村民とともにお祝いします。ぜひ頑張ってもらいたいと思えます。

それでは、通告書に沿って質問をさせていただきます。

大枠1番、中城村内の空き家対策、空き屋敷対策について。全国的にも空き家となっていえる家屋が増えている傾向が報じられています。村内における空き家の実態を把握することも重要と考え、以下質問をします。①村内の空き家及び空き屋敷の把握に向け、調査をする計画はあるか。②空き家及び空き屋敷についての認識はどうですか。③今後、空き家及び空き屋敷に対し、維持管理や活用などを支援する新しい施策はどうか。④各自治会の地域活性化の課題として、また、若者たちが自分たちの地域に住み続けたい村にすることにつなげていけないか伺います。

大枠2、新型コロナ対策は今後どうするか。突然の新型コロナウイルス感染が起こっています。各県市町村において、その対策や取組がなされてきましたが、今後について伺います。①対策に向けて組織体制はどのようになるか。②感染防止等に対する住民の指導や支援はどうか。③これまで実施してきた支援策に加えて、村独自としての新しい支援策にはどのようなことが考えられるかお願いします。

大枠3、中城南小学校の校舎増築の進捗について。工事は順調に進んでいるものと思いますが、具体的な進捗状況を伺います。①完成の時

期及び使用開始はいつ頃になるか。②今回の増築工事により、教室や施設の利用状況は満たされることになるか。まだ不十分な点はあるか。

③工事に伴い、緑地箇所の確保や植樹の計画はどのようになったか。よろしく願います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番につきましては企画課、大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたしますが、私のほうでは、お尋ねのコロナ対策、これまでの支援策に加えて、村独自の支援策はというお尋ねですが、午前中にも比嘉麻乃議員にもお答えしましたけれども、ただ言えるのは、今現在言えることは、最優先で取り組むのが4月27日基準の生まれてくる子供たちへの支援を拡充させていく、4月1日まで拡充させていくというのは、私の中ではもうそれを最優先にしていこうということでここでもお話しはできますけれども、それ以外についてはまたいろんなことを精査して、重要なところの一つずつまた充てていくと。金額もこれから正式な金額がやってまいりますので、それを踏まえながら、玉城デニー知事が常におっしゃる取り残すことのない施策という意味では、私も同感でございますので、それを常に感じながら施策を展開していきたいなと思っております。

詳細につきましてはまた担当課のほうでお答えをいたします。

以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の中城南小学校の校舎進捗状況については、おおむね予定どおり工事が進んでいます。4月には1階部分の2クラスが完成して既に使用を始めております。2階、3階部分は2学期がスタートする8月から使用開始をする予定でございます。

詳細に関しては教育総務課長のほうから答えさせます。

以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠1についてお答えいたします。

まず、①についてです。村内の空き家及び空き屋敷の調査については、現在のところ計画はございません。

②についてです。空き家調査などを実施していないため、実態を把握してございません。

③についてです。現状の把握、住民からのニーズなどを考慮し、今後の検討課題としていきたいと考えております。

④についてです。先進事例などを確認し、どのような活用ができるか、関係課との連携も必要になってくるかと思っておりますので、今後のまたこれも検討課題として考えていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 石原昌雄議員の御質問にお答えします。

大枠2の①、令和2年2月28日に中城村新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、対策会議を行い、感染予防に取り組みました。5月25日に全国における緊急事態宣言が解除されたことを受け、市町村対策本部は遅延なく廃止することとされましたが、感染が拡大する場合に備える必要があることから、本村の対策本部は継続して設置しています。今後の第2波、第3波の感染拡大防止に向け、本部を中心に対策を行っていきます。

②、防災無線や広報紙、自治会へのポスター掲示などで感染症予防の周知を図りました。その他、ホームページにおいても新型コロナウイルス対策に関する情報を提供しています。随時最新情報が得られるよう、沖縄県や厚生労働省などのホームページへのリンクも行っています。

職場内は窓口にアルコール消毒を設置、職員へのマスクの着用、手洗いの徹底で対策を行っております。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、大枠2の③についてお答えします。

現在、沖縄県内の新規感染者は出ていませんが、第2波、第3波が懸念される中で、今後も感染拡大の防止や予防対策、生活支援などへも取り組んでいかなければならないと思います。

新たな支援策については、さらなる緊急的な対策の必要、または、これまでの結果や新たな新型コロナウイルスの情報、保育や学校などの再開後における環境の変化、子供たちの状況、また、家庭や地域、事業所など、様々な要素を取り入れた上で総合的に判断して支援していく必要はあると思っています。

以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、石原昌雄議員の質問、大枠3について答弁いたします。

教育長からもありましたように、①について、1階部分は既に完成し、仮使用の申請はもう全て終えて、2教室を利用しております。2階、3階部分については今月末にて完成を迎え、7月に備品等を設置して、8月頃より使用をしていく旨、学校側と調整しております。

②について、今回の増築工事により、施設利用の状況は満たされると思われれます。また、不十分な点は現在見当たっておりません。

③について、増築工事を行うことにより、閉鎖した花園等緑地はほとんどなく、グラウンド沿いに黒木等がありました。これは校庭各所へ移植してあります。

また、植樹については、工事が完了し、校庭をどのように利用して活用していくかを確認後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 答弁を頂きましたが、また再質問をさせていただきます。

大枠1についてですけれども、空き家、それから空き屋敷については、全国的にも過疎化とか、町村部での課題となっていると思うんですけれども、県内においても実際にはこのような傾向にあると思います。

空き家及び空き屋敷については個人の財産ということもあってなかなか行政が取り組みにくいところもあるんですけれども、今後も本村においてもそういう状況は少なからず増加していくと考えています。

そういう状況の中で、空き家状態、空き屋敷状態が長く続くと、地域においては環境として雑草が生い茂り、ハブの発生がないかという危険状態に心配もされてくるわけです。

こういう生活環境の悪化が危惧される状況の中で、地域住民の安心安全を図る意味においては、全国的にも問題になっているこういう時期において調査をいち早くやってほしいと思っております。そうすることによって、これから中城村が中部広域に移動するとか、そういう計画の中においてもこういう課題がどうしても出てきます。土地利用の面を含めて。ですから、県内でもそんなにこういうことに関心がまだまだなところですけど、中城村において早めにこういう調査も実施してほしいと考えますけれども、どうでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

空き家とか空き屋敷が非常に目立つようになるのであれば必要かと考えておりますが、現時点は空き家といわれても仏壇があったり、適切な管理がなされているのが多いかと自分の中では認識しております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 確かに建物について

はいろいろ見ていたら仏壇があったりとか、いろいろな課題は確かにあると思うんですけども、ただ、行政の中でもそういうところの支援をできないかというところからすると、ある程度調査を進めていってほしいと思っています。

離島辺りでもよく今空き家の再利用と、あれは再活用という事例もあつたりしますが、それについても行政とそういう団体が協力し合いながら、情報を共にしながら、その地域でどのようにすればそういうところまで活性化ができるかという取組だと思えます。

実態調査をするに当たっては、各地域の自治会長あたりを通じて、ある程度の把握できる方法もあろうかと思えます。ぜひ、そういうことも自治会長に依頼して、ある程度の総体的な捉え方も必要じゃないかなというふうに思えます。

あと、空き家、空き屋敷について、特に空き屋敷については、今後の利活用に中城村は積極的に取り組んでいってもらいたいと考えています。といいますのは、本村の住宅事情については、南上原地区は今都市化という部分で十分かもしれません。だけど、いわゆる下地区となると、まだ中部広域に移動したりしてもいろんな時間もかかるし、また調査をしなければいけない状況になってきます。そういう中で、そこに住宅が再建築できるか。特に私は何度か一般質問で出していますけれども、下地区にもっと集合住宅、いわゆるアパート等ができるためには、空き屋敷対策ということにすれば、その中からそこはアパートもできますよとか、そういう情報を行政が発信することによって下地区の住宅事情はすごいよくなるものと考えています。そういうところも併せて、空き屋敷についての調査をぜひ取り組んでいってほしいと思います。今後またこの件については当分、都市建設課のほうで担当課になるかと思うんですけど、またいろいろ調整しながらこの件について一緒にやってほしいと思います。よろしくお願いま

す。

次に、大枠2番の今回の新型コロナウイルスの感染拡大はまだまだ終息が見えるわけではありませんけれども、現在行っている支援や給付金などは一般的に全国的なものとなっておりますけれども、本村における支援事業も積極的に案を出して行ってほしいと思います。予算は別としても。何が今必要か。その場合においても、村民からの生活面・経済面の支援、医療・予防面の相談、あるいは就職とか事業所、あるいは農業・漁業などの方々についても相談を多岐にわたって受け付けてほしいというふうに思っています。そういう相談の窓口について今後どのようにお考えなのか。お願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

午前中の比嘉麻乃議員の質問とも重複しているようですので、答弁についても同じような答弁になってしまいます。御理解いただきたいと思えます。

総合的な窓口については設置はしておりません。それぞれの担当課におきましてそれぞれの担当する分野について相談を受け付けているところでございます。

午前中も答弁したと思えますけれども、現在の相談受付を検証しまして、今後においてそういうことが可能かどうか、それを検討したいと思います。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 相談窓口についても、主に当面は給付金を中心とした問合せとか等々が出てくるかと思うんです。今後は、給付金以外の心のケアとかも含めて多く出てくるだろうと。生活苦とか、そこら辺からすると。そういうところもしっかり踏まえて、ゆっくり発生してくる余波ですか、そういうのも本村としてしっかり行政の中でそれを受け入れ切れる体制づくり、窓口づくりをぜひ前もって検討してほ

しいと思います。

そして、麻乃議員の質問の中でもあったんですけれども、給付金等支援事業については取りこぼしがないようにしっかり体制を整えて行ってほしいと思います。これは役場全体のチームワークが必要ですので、一担当窓口がやっていて、どうしてもそれだけではできないところが出てきます。ですから、全庁的な課題としてそこら辺もチームワークを整えてほしいと思えます。

あと、先ほど対策本部の設置についても説明がありましたけれども、対策本部の設置は大変重要なものだと思っています。通常の事業とか、そういうのだったらある程度みんな経験したということではいけるかもしれませんが、今回の新型コロナウイルスについては国民が経験していない状況の中で、この対策については一部署任せにしていくというのは解決の糸口になりません。そういう面では、対策本部が継続してあるということについてはひとつ安心していただいているところではありますけれども、まだ終息のめどが立っていませんので、これを定例的に、何かが起こってからやるというんじゃなくて、できるだけ定例的に開催してほしいと考えますけど、そういうことはできますか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 石原議員の御質問にお答えします。

2月28日に対策本部を立ち上げ、その中で副村長、健康保険課、総務課、保健師等をメンバーに加え、3回ほど協議して、その情報を住民の方々に提供してまいりました。そのおかげで村民の方々に感染者が出ていないものとありがたく思っております。

今後も適宜開催できるよう、皆様と情報共有をしてやっていきたいと思えます。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 健康保険課を中心に、

予防面についてのところは定期的に会議が進んでいるようであるのですが、そのほかの例えば給付金とか給付事業とかそういうところもあるわけですから、関係課においてもう少し情報を交換。どの課で何ができるか。例えば、今回、給食センターでお子様の弁当を配布したとか、あるいは、他市町村においては水道料金の減免をしたとか、いろんな税金の納期を長くしたとか、いろんな手法が全県的に取り組まれています。ですから、関係課というのはもうほとんどの課で新型コロナウイルスのために村民が今何をすれば助かるのかなというところを情報をみんなで持ち寄って、企画課だけに任せるんじゃない、総務課だけに任せるんじゃない、ほかの課の情報もそこに吸い上げて、中城村としてコロナウイルスが来たために村民が小さいことでも困っているのをすくい上げるという対策を今後ぜひ体制を整えてほしいと希望しておきます。まだまだ終息しておりません。ぜひその点も併せてお願いします。

あとは、そこら辺についてはまた残りの人からたくさん質問がありますので、大枠3に行きます。

大枠3については、今回の増築で当分、教室は満たされるものですよということで回答がありました。今回の増築で満たされていくだろうということではっきりしておりますけれども、ただ、今後の児童生徒の伸びとして、今の段階でも伸びからするとこの計画で十分かなということで再度お答えをお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、石原昌雄議員の質問にお答えいたします。

今回の建築で、1階部分は2教室で、2階部分、3階部分が4教室ずつということで、全部で10教室の増築を行っております。それによって全ての教室、クラスで使う教室が30教室、今現在クラスとして使っている教室が26教室あり

まして、そのほかの教室を理科の教室とか児童会室とか活用していますので、今後増えた段階でもほかの教室を活用していけるということになっております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 教室の部分が、地域の人は南上原地区の人口が増えているから、また増築していくのかなという心配の声もちまたであるものですから確認をさせていただきました。ありがとうございます。

あと、先ほども答弁いただきましたけれども、緑地面積について、学校の中ではどっちかというと建物がメインになったりして、緑地部分が弱いと。学校全体としても植樹の計画を再度やってほしいというように思っています。といいますのは、もう既に開校から六、七年、そういう中で、子供たちが校内で校内に生えている木々の観察とか、あるいは草花の観察とか、そういうのもしっかりできる場所にしてほしいと。向こうは若干風当たりも強くいろいろな植物の部分も検討していかなければなかなか育たるところもあるんですけれども、先ほどは黒木なんかを一部移植をしてありますという答弁はしていたんですけれども、今後、こういう機会を中心に新たな植樹についての計画を再度練り直してほしいと思うんですけれども、どうですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、植樹について答弁いたします。

議員からもありましたように、中城南小学校の校庭、グラウンド側が斜面側にありまして、風が強く、大きな木が立てられないという状況にあります。

今度増築した場合の中の中庭のほうに、鉢を使って緑を増やしていくのか、それと、校庭、村道側のほうの花壇をもうちょっと緑を増やしていくのかというような形のものです。緑を増やしていく、植樹していくというのがありますが、

どのように増やしていくかというような形のも
のが今後検討として課題となっております。

以上です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 学校を一番最初に建築するとき、図面の配置図とかを見ると、こちらに木がたっぷり生えますよみたいなのが一般的にやるんですけども、現実、5年、10年してもなかなか実際木は育ちにくいというかな、現実には絵には描いてあるけど、現場はなかなかそのとおりに追いつかないというところもあるかと思うんですけども、ぜひ、この機会にもう一度、木のことも学校の庭園のことも含めて、子供たちの安らぎのある場所づくりに力を入れてほしいと思います。

今回、コロナウイルスを中心にいっぱい質問しようかとも思ったんですけども、幸いに皆さんが質問しますので、私はこれで一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時00分）

令和2年第4回中城村議会定例会（第3日目）

招 集 年 月 日	令和2年6月15日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和2年6月17日（午前10時00分）		
	散 会	令和2年6月17日（午後3時07分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡嘉敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉那覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	2 番	新 垣 修	3 番	渡嘉敷 眞 整
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	新 垣 親 裕	議 事 係 長	我 謝 慎太郎
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	金 城 勉
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	都市建設課長	仲 村 盛 和
	総 務 課 長	與 儀 忍	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲 村 武 宏
	住民生活課長	義 間 清	上下水道課長	知 名 勉
	会 計 管 理 者	荷川取 次 枝	教育総務課長	比 嘉 保
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	生涯学習課長	稲 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 幹 主	宮 城 政 光
	健康保険課長	仲 松 範 三		

議 事 日 程 第 3 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 新垣博正 おはようございます。これより会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、大城常良議員の一般質問を許します。
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 おはようございます。
8番 大城常良、議長の許可が出ましたので、これより一般質問を始めたいと思います。

始める前に、私、毎回質問している項目がありまして、今回、出していないんですけども、待機児童、そして、待機学童について、事前に担当課より令和2年度は両方ともゼロだということで聞いておりまして、今回、出しておりません。

この点につきましては、やはり村長の一丁目一番地でもある公約ですので、大変喜ばしいことだと思っております。

これは担当課の綿密な調整によってしっかりと進められたんだろうなと思って、大変ここは評価する点でありますので、ぜひ継続して、来年、再来年ゼロを達成するように頑張ってください。

それでは、通告書に従って始めたいと思います。

大枠1番、新型コロナウイルス対策について。

①地方創生臨時交付金が県と市町村分で113億円交付され、本村には8,583万7,000円交付されたが、各課の取組、支援等を伺います。

②子育て世代に対しての支援策は。

③認可外保育園及び認可保育園、認定こども園の支援策は。

④長期の学校休業による学習時間の減を夏休みを縮小して確保する報道があるが、休業分の確保はできるのか。また学校行事等への影響は

あるのか。

⑤今後、発生するおそれのある台風や災害等に対し、避難場所の屋内対策及び備蓄品の対策はどうか伺います。

大枠2番、認可こども園の陥没事故について。

村南上原の認可こども園、夢の園こども園で5月24日大規模な陥没事故が発生しましたが、幸いにも日曜日で園児や職員に被害がなくて安心しましたが、一步間違えれば重大な事故につながった可能性があったと思います。そこで伺います。

①事故原因、事故調査、復旧対策をどのように進めていくか。

②園児96人の今後の対応はどうか、伺います。

大枠3番、こどもの貧困対策について。

①本村は、いち早く貧困対策会議を立ち上げ、調査、研究を重ねてきましたが、現在の活動状況及び提言等は行われているか。

②平成29年5月に村独自で調査した貧困率が18.2%でありましたが、現状を把握するためにも今年度、調査する必要があると思うがどうか、伺います。

大枠4番、平和行政について。

戦後75年の節目を迎えているが、村としての平和行政に係る行事等の取組状況は。これは新型コロナウイルスの影響で大変厳しい状況になっているかと思うんですけども、今後どうしていくのか。伺いたいと思います。

以上、答弁よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、企画課、こども課、教育委員会、総務課のほうでお答えをいたします。

大枠2番、3番につきましては、こども課。

大枠4番につきましては、企画課のほうでお答

えをいたします。

私のほうでは、お尋ねのこども園の陥没事故についてでございますが、私も新聞報道のあった日でしたか、その前でしたか、ちょっと記憶あれですが、確認に行きました。議員おっしゃるように、大変、一步間違えればこれ大変なものだなということがすぐ分かるような規模のものでした。

園長先生も一緒にいろいろ話もさせていただいて、村としてもでき得る限りは、もう当たり前前に協力はさせていただきますよと。何かあれば、どうぞ遠慮なくおっしゃってくださいということで別れました。

詳細については、また、担当課のほうから報告させていただきますけれども、村としても当然、中城村のこども園でございますので、しっかりとそれはサポートできるところはしていきたいなと思っております。

以上、また、詳細はまた担当課のほうでお答えいたします。

以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。大枠1の新型コロナウイルス対策についてですけれども、中頭地区の臨時の教育長会を9回開催して情報交換を行って、できる限り、中頭地区は統一していく方向で話し合いをしました。

それから、10回にわたる臨時の校長会で協議を行い、教育委員会としても児童生徒の安全面の確保を第一優先に学力の保障を考えなければならないというふうなことです。

これまで決定したのは、今年度の夏休みは8月1日から10日まで、2学期のスタートが8月の11日になります。一番大きな悩みは、やはり新型コロナウイルスがこの先、どうなっていくのかが分からないというふうなことで、この後の状況によって、また新たな対応を考えないと

いけなくなることもあるというふうに思っています。

詳細については、④について主幹のほうから答えさせます。

以上です。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、大城議員の大枠1の①と大枠4についてお答えします。

まず大枠1、各課の地方創生臨時交付金については、こども課において、未就学児のいる世帯へ1人1万円、独り親世帯の場合は1人2万円の応援給付金、認可外の保育所施設の利用自粛に伴う保育料還付による収入減への支援、認可外学童施設へは、消毒液などの確保及び利用自粛による利用料還付による収入減についての支援を行います。

福祉課、こども課、給食センターを中心に各課また動員も行い、5月11日から20日までの8日間、ごさまる弁当配布事業を実施しております。各地域の子供たちに8日間で7,376食の弁当配布を行っております。

教育総務課においては、準要保護世帯の小中学生のいる世帯へ教材支援として1人1万5,000円の給付及び村立の学校に通う小中学生の学校給食費3か月分の無料の支援を行います。

産業振興課においては、村内の事業者への支援として、中城村商工会への中小企業診断士等の専門家を配置し、各種申請のサポートや経営相談及び村内の中小企業及び小規模事業所へ新型コロナウイルス予防対策への支援として1事業所3万円の給付を行います。

あと総務課においては、感染予防対策として、マスクや消毒液の確保、電解生成器の購入など、生涯学習課においては、図書館貸出時の対策として、除菌のできる機器の整備や図書購入、貸出しの強化を行ってまいります。

あと上下水道課においても、地方創生臨時交付金事業とは別であります、独自の支援策と

して、水道料基本料金を2か月免除とする支援を行います。

大梓4の平和行政についてですが、今年度についても、中学生を対象に長崎への派遣事業及び戦後75年の節目を迎えるに当たり、平和企画展事業の実施を検討しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大により、全戦没者追悼式が関係者、そして、招待者のみで実施することが決定されるなど、各事業とも多大な影響を受けております。

中学生の長崎県への派遣につきましても、ピースフォーラム開催中止や長崎原爆犠牲者慰霊平和記念式典への一般参列の制限が既に決定されるなど、派遣事業は中止せざるを得ない状況であります。

本村におきましても、新型コロナウイルス感染症への対策を考慮しながら、現在、関係機関と調整し、実施可能な範囲で事業を検討しているところです。

現在、生涯学習課、歴史資料図書館におきまして、絵本を中心とした沖縄戦や平和に関する児童書の紹介、展示並びにミニ平和企画展を開催しているところであります。

以上です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大梓1の②の子育て世代への支援につきまして、企画課長が答弁した以外の事業として、子育て世帯への臨時特別給付金として、児童手当の一般受給者1人につき1万円を支給いたします。

③の園への支援につきましては、認可、認可外の全ての保育施設が新型コロナウイルス感染対策として購入する備品や消耗品に対しまして、1施設50万円を上限に補助いたします。

また、コロナ対策として、登園自粛への協力に伴い、保育料の減収が発生している認可、認可外、認定こども園へ保育料減収分についての補填も行います。

大梓2の①につきましては、正式に事故の調査報告は頂いておりません。梅雨時期で現場が安定しておらず、2次災害も考慮し、定点観測で被害拡大がないかなどの状況観察を行いながら、梅雨明けを待っており、施主の夢の園学園と施設整備を行いました設計事務所及び施工業者で協議調整中との報告を受けております。

事故原因も含め、復旧対策につきましては、施主と業者の問題となりますが、今後、園からの相談等に対しましては、できるところでの対応、協力はしていきたいと考えております。

②の園児につきましては、同法人の運営するクリスチャン教育センター幼稚園にて受入れを行っております。夢の園こども園の再開までは継続して受け入れてもらう予定でおります。

大梓3の①についてお答えいたします。

本村では、平成28年度より貧困状態に陥っている子供やその家族などに関する情報を共有し、かつ関係機関が連携を図りながら貧困対策を推進するために、関係機関の方々をメンバーとして未来支援会議を運営しております。

支援会議の取組としまして、昨年は特に早期発見の仕組みづくりのための検討の場として考え、見た目では把握が厳しい支援を要する世帯の把握のための判断基準となります要支援児チェックリストを確認し合い、早期の支援介入に結びつけるための共通認識を図りました。

②の調査につきましては、ことしはコロナの影響で、このような状況でございますので、次年度以降を検討したいと考えております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時15分）

~~~~~

再 開（10時16分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 ④について、大城常良議員の質問にお答えいたします。

臨時休業によって、事業計画と学校行事の実施に影響が出ております。現段階においては、学習の遅れや、また、学習ができないということが生じることがないように、授業時間の確保に努めるため、夏休みを10日間に短縮しております。

また、学習計画を見直し、小学校1年生から中学校2年生の授業時間の確保は十分できております。ただ、中学校3年生については、約4日分の授業時数の不足が生じております。その不足分については、中学校の1時間、1週間の1日の時間割の工夫によって補うことが可能となっております。

例えば、5時間目の授業を6校時にする、6校時の授業を7校時にするという形で確保ができていると思っております。

また、学校行事についてですが、昨日、比嘉麻乃議員にもお答えいたしました。行事の精選を図り、また、授業時間の確保に努めております。新入生歓迎会、家庭訪問など、できるだけ子供たちに影響が少ない行事は中止、または、規模を縮小しての実施となっております。

運動会、学習発表会など、大きな行事などは、地域の感染状況にもよりますが、現在のところ、各学校とも実施する方向となっております。

ただ、修学旅行については、小学校と中学校は実施場所が違っておりますので、学校内での行事はないということです。旅行先の感染状況によっては中止の判断もあり得るということです。

以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症感染者が、日本国内において増加しております。このような状況下において災害が発生し、避難所を開設する場

合には、感染症対策に万全を期することが重要となっております。

台風や大雨など発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮するとともに、これまでよりも多くの避難所を開設することも検討しなければならないと考えております。

避難所におきましては、手洗い、せきエチケット等の基本的な感染症対策を徹底し、また、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるようにしたいと考えております。

避難所で使用する備蓄品につきましては、マスク、消毒液、毛布、敷きマット等を整備しております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは、改めまして1番から再質問をさせていただきます。

まず、地方創生臨時給付金のほうなんですけれども、この支援金の総額が8,500万余りということなんです。実際に本村で使われた総額というのは、どれぐらいになるのか、お聞かせください。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、支援金の総額ですが、事業費で9,964万6,000円となっております。

以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 続いて、予備費から流用したと思うんですが、予備費の額は、流用額ですね。それはどれぐらいになっていますか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

予備費の流用額についてですが、少しくーラー設置の修繕等もありまして、現在639万4,000円を流用とし予備費から活用しております。

す。

以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この新型コロナウイルス対策について、お聞きしただけでも相当の対策がなされているということで、私としては一応ほっとはしているんですけども、その中でも、やはり5月11日から20日までの弁当配布、その方法も各公民館の前でということでやられたわけでありまして、大変これは村民が、例えば、子供がいる家庭が本当に助かったという話も聞いているもんですから、ぜひそういうところは率先して、これからもその場その場で対応が早ければ早いほど、村民の受ける恩恵というのは大きいもんですから、ぜひこれからもそういう場面があれば、また継続してやっていただきたいと思います。

それで、今の子育て世代1人1万円とか、独り親2万円とかあるんですけども、今、第3子以降、学校給食費の助成制度というのが3人目から、これ小1から中3までの子供がいる中で75%の補助になっているんですが、村長、どうですか、この75%を来年の3月末までは100%にできないか。確かに今、子育て世代が大変厳しい状況にあると思うんですけども、今3人目から給食費の3人目以降が75%が補助されているんですが、あと25%プラスして10割を3月末までは継続してできないのかどうか。それほど大きい金額にはならないと思うんですけども、やはり今の子育て世代のことを考えますと、大変有意義な少ないお金で大きな成果になるんじゃないかなと思うんですが、これ私の提案なんですけど、どのようにお考えなのか。

これは、幾らかかるかは今から調べないといけないと思うんですけども、それほど大きい金額にはならないと思うんで、それができるのであればということで、村長にお伺いしたいと思います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

具体案としては、非常に素晴らしいことだと思いますし、2次補正で、またどれぐらいの金額が来て、現在、決まっているのは3か月の給食費無料というのは決まっていますけれども、これがもしかしたら金額によってはかなり伸びていくという可能性もありますし、そうすると今の議員からの提案は十分ケアできることでもありますし、また、それ以外であったとしても、議員おっしゃるように、しっかり精査をさせていただいて、財政出動がどれぐらいになるかも含めて、十分に検討に値するものだと思っております。積極的に考えていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この時期、やはり子育て世代が一番厳しい状況になっているかと思っておりますので、言われているのにワーキングプアとか、また給料も少ない家庭も大変多かろうという感覚が私もあるもんですから、その辺を考慮していただいて、前向きな措置をお願いしたいと思っております。

あとは、①から③までは総括してやっていきますので、あとは子育て世代に対しての支援策ということで、大きな支援策がなされている状況ではありますが、水道料金のほうも、さっきの話なんですけど、各家庭に2か月の給付ということで、これ1,220円ぐらいですよ。事業者には2,220円ぐらいということなんですけれども、2か月にしたという、この査定方法というのかな、ある市町村では3か月分とか、そういうのがあるんですけど、本村で2か月を基本にしたというこの根拠は何なのか、伺います。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 お答えいたします。

6月分と7月分免除しますけれども、6月分で約1,050万、7月分も約1,050万、2か月分でトータル2,100万ということになります。

2か月にしたという根拠なんです、単年度収支で赤字にならないような、ぎりぎりの範囲ということで2か月ということに決定しております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 2か月で赤字にならないようにということなんです、村民がいかにかしい家庭状況かというのを思いますと、3か月分にすれば、なおさらよかったのかなと思うんですけども、予算の都合だということで理解しているんですけども。

やるべきときはしっかりとやって、我々もまた村民から税金も頂いている中で、予算がないからできないよという話ではなくて、やれるところはしっかりとやっていくということも踏まえて、さらに2次補正でいろいろとできるのであれば、追加をお願いしたいと思っております。

私も納得した対策だということをおもっているものですから、①から③に対しては、終わりたいと思います。

次、④のほうですね。これは、長期の学校休業の中で、主幹のほうで授業日数を確保する上で、昨日、今日の答弁を聞いて、夏休みの出校、あるいは、冬休みの出校というようなことも考えているみたいなんですけれども。

夏休みは何のためにあるのかなということをお調べてみましたら、主幹のほうも分かりますよね。答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えしたいと思います。

長期休業については、夏休みだけではなく冬休みという形のものでございます。地域によって夏休みが長いところもあれば、冬休みが長いところもあります。子供たちの環境、登校の状況によって、子供たちの環境を適切なものにするために、その時期に合わせて休業というのは決められております。

沖縄県においては、夏休みが長いということに関しては、やはり私たちの気候、私たちの風土、それによって子供たちの体力が損なわれることがないように、学習環境が適切に行われるものとして設定されていると認識しております。

以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 一説には、今主幹が言われたとおりでありますけれども、私が調べたところは、合っているかどうか定かではないんですけども、調べた限りでは、これは明治14年に欧米の考え方が基になっているということもありまして、その方の学校教育法の第29条で、「公立の学校は、夏季、それから、冬季、期末の休業日は、市町村の教育委員会が定める」というような話があるもので、先ほど教育長が中頭地区をトータルして、全てその地区のほうで決定していくということをお話されていたんですけども、やろうと思えば、例えば、単独で中城村だけの教育委員会で決定する。そういうことができるのかどうか。教育長、どうですか。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 中頭地区の教育長会では、あくまで情報交換ということで、できる限り地区全体そろえたほうがいだろうということであって、当然、学期の決定は市町村の教育委員会にあります。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 教育長会とか校長会とか、そこで全部決めてやられているのかなということをおもっていたんですけども、各市町村単位でできるのであれば、やはり今この新型コロナウイルスというのは各県でも違う、あるいは各市町村でも違うというような中で、果たして中頭は全て同じ方向性に向いてやっていいのかなと。向こうが例えば1か所が新型コロナウイルスに陽性反応も出たという中で、今回は中城のほうもそれに併せて休業していくのかどうか。

その辺は検討の余地があるんじゃないかなと思いますので、その辺は、検討してやってください。

あとは、授業日数を確保するために、先ほど行事に影響ということであったんですけども、歓迎会とか家庭訪問の縮小とか、そういうものはできるだけ省いていくと。どうしても足りない場合には、これはカットするというようなことなんですけれども、学校というのは、いろいろと授業日数、これは確かに年間で何時間やらなといけないという決まりはあると思うんですが、この学校行事のほうも、いろいろな勉強ができる場所だと思いますので、カットするとか、そういうものでなくて、先ほど主幹言われた、2年生から5年生までは総合してその時間を確保していくというように、先ほど言いました中学校の3年生、これ4日分足りないという現状では、どうしてもこれは来年卒業する予定になっているはずですから、そこはどうしても踏み込んでいかないといけないという中で、できるだけ私としては授業時数確保のためのこういった行事の減ではなくて、あらゆる場面を考えて、想定して、行事も一定程度はやっていくと。それに見合った授業日数の確保はどうしたらいいんだろうというのも踏まえてやっていただきたいと思うんですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時34分）

~~~~~

再 開（10時34分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

学校行事については、行事といえども授業の教育課程の中の授業の一環ですので、できるだけ実施する方向で考えておりますが、できるだ

け子供たちの影響ないように、学校と相談して実施できるよう進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 大変厳しい時間数だとは思いますが、ぜひ検討の上にも検討を重ねて、支障のないようにやっていただきたい、そのように思っております。

次、5番、これ避難場所の屋内対策としては、ソーシャルディスタンスということで、やはり距離を保たないといけないという大変厳しい環境下になっているものですから、そういう面は今から台風、あるいは災害が発生した場合には、ぜひ行政としてしっかりとそのようなところは勘案して距離を保っていくと。そして、コロナウイルスの発生がないように十分気をつけていってください。

次、大きな2番に移りたいと思います。これは、認可こども園の陥没事故ですね。

課長先ほど、これはまだ施主、造った方、それから、業者との話し合いが行われているということだったんですけども、私が聞いたところ、今週金曜日、19日かな。そのときに業者、設計士、それから、園を交えて今後の工程、あるいは対策等に対して話し合われていくんではないかという情報があったんですけども、その中で担当課としてはその中には全く入っていないということですか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

今の御質問の情報は、私自体把握しておりません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 できるだけこの夢の園、こども園と連携を密にして、どういうことが今、発生して、どういう対応がなされているのか。私が言った原因調査、事故復旧対策、その辺はこども園の話だからということで、余り立ち入

らないというのではなくて、先ほど村長が言われた、できるだけ対応していきたいということです。ですので、率先して、こっちからも連絡して、状況はどうですかというような、私も見に行っただんですが、本当に厳しい状況で、何が悪いのか、原因なのか、施工主なのかというような、いろいろな話もしたんですけれども、対策については、できるだけ一日も早い復旧をしないと、そこに入れないということです。早急に対応のほうはやっていただきたい。

②の園児96人の今後の対応ということで、今言われたクリスチャン教育センター園のほうですね。向こうで引き受けているということなんです。これがもう何か月になるか分からないと。96名の大世帯で、話聞いたら、とりあえず窮屈もしないで今できていますよという話なんですけれど、そういうのが長く続くと、やはり父母からもいつまでかかるのと言われるような状況になりかねませんので、そのほうも園児96人全て中城村の園児ですので、十分に早めに元の園に戻れるようにしっかりと対応していったほしいと思います。それについては、何か保護者からいろいろ村に対しての相談とか、あるいは苦情等はないですか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

保護者からの苦情等はありません。転園など御相談はあります。議員がおっしゃっていただいたように、本村の認定園でございますので、早期の運営、再開としての安全、安心な保育環境の提供のできる保育施設の復旧に向け最大限に協力していきたいと考えております。事故の原因もはっきりしていない状況もございますので、災害であれば、社会福祉施設の災害という補助もございます。しかし、非常に厳しい査定と根拠がないといけないので、その辺も十分園とも連携を取り合っておりまして、現在、県ともやり取りさせていただいておりますので、そ

ういったところでの情報提供、協力などをやっていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 課長、今、前向きな答弁で、行政として一步踏み込んだ形で96名の子供たちが待っているわけですので、向こうから言われなくても率先して対応をしてやっていただきたいと思います。しっかり頑張ってくださいね。

次、大卒3番に移りたいと思います。子どもの貧困対策について。

平成28年より未来支援会議ということで、私もそこに入っていたんですけれども、20名近くの方々が一緒になって話をし、いち早くその対策を行っているということですが、それから、大分期間がたって、現状はどうなんだろうということで、今日は聞きたいなということだったんですが、チェックリストの作成をしているというような話だったんですけれども、今担当課はどのような体系になっています。こども課だけでやっているのか、またどこかの課もその中に入っているのか。どうですか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

貧困対策事業の主管課はこども課が担っております。未来支援会議につきましては、先ほど答弁しました、関係機関の職員については、役場内の関わる教育委員会、福祉課の職員も入っておりますし、村内の児童福祉施設を運営している社会福祉法人等もメンバーとして、連携はとっております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それについて、提言はありましたかと、質問に出したんですけれども、その会議の中から、今後こういうふうな方向性を出したらどうですかとかそんな提言はありましたか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

参加していただいているメンバーの方々は、貧困、あるいは虐待等に関わるというか、対象者と身近に関わる施設の職員でございますので、そういった方々から、貧困世帯に介入することが難しいという御意見がありました。なぜかという、あなたは貧困ですよ、だから関わりたいんですとか、手助けしたいんですというような、貧困という言葉を出して早期発見につなげることはできないということもございましたので、早期発見のために、まず、各施設で関わっている子供で気になる子の状況を、このチェックシートで簡単に、チェックしていくことによって、この子は貧困に該当しそうだというような発見につながるためのチェックシートを作成しました。それを皆さんに御説明して意見をいただきながら、そのチェックシートを保育園、幼稚園、学校、全ての関わる施設でチェックシートをもとに早期発見につなげられる情報認識、情報を共有しようというところで昨年はこのチェックシートにこだわって勉強会をさせていただきました。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今、何点以上ということですが、このチェックシートというのは、いつごろ作成して、回収というのはいつごろを予定しておるのか。その点はどうですか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

チェックシートは、昨年、国等のチェックシートを参考にしながら、村のチェックシートとして確立して、各園にチェックシートの記載の方法を教えて、預かっている、関わっている子供たちで気になる子がいた場合に、まずはチェックしていくと。そのチェックシートで、やっぱり支援が必要ではないかとか、気になるという情報は全て役場に情報提供してくださいという依頼で随時、対象児がいれば上がってく

ると。

現在も、貧困、あるいは虐待、要対協案件の対象情報は役場は持っていますが、新たな支援が必要な世帯、子供たちを探すために、各機関へこのチェックシートを活用して気になった場合はチェックして、提出をしていただくようになっております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時46分）

~~~~~

再 開（10時46分）

○議長 新垣博正 再開します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 課長、最初に言われた、確かに貧困対策、あるいは貧困の家庭というのは、これは全くつかみにくいということは、これは当初、この会議を立ち上げた当初から村長も言われて、一步踏み込んだやり方をやっていないと見つけられないという判断の下で、この会議を立ち上げられたと私は理解しているものですから。

難しい中でも、やはりもう四、五年、この会議は立ち上がった期間になっているはずですので、さらに踏み込んでいって、貧困が理由で、いろいろな事件事故が本村で起こらないということ、ないにこしたことはないんですけども、もしかしたらという観点から、そういうことが一切ないようなやり方をぜひ計画を整えて進んでいってください。

あと②のこれ調査、これが平成29年の5月、3年前になるんですけども、沖縄県は29.9%で衝撃を受けたところなんですけれども、その中で本村は18.2%だったということで10%ぐらいの県より低い値を出して一安心したんですけども、やはりそれから、今のこの新型コロナの影響とか、今生活している中での変化とかもいろいろ加味した場合には、やはり三、四年に1回はしっかりと調査を続けていただきたい。

前は小学校5年生と中学校2年生のアンケート調査だったんですが、もう少し細かく、例えば5年生、あるいは2年生ぐらいまで入れて、この3つぐらいでの調査を行って、きめ細かな対応はできないのかどうかということも含めて、今年できなければ、来年にはしっかりともう一回調査をしていただいて、確かな調査をするということは、アンケート調査するのは、これ難しいんですよね。100名にあげても、たった20名しか返ってこなかったとか、そういうのがあるんですけども、しっかりとやり方を整えていって、実情を把握するということからも、ぜひこれは来年、今年できなければ、もう来年にはしっかりとやってください。どうですか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

やっぱり今年はコロナの影響がございますので、コロナの状況を把握するということはできると思いますが、こういう調査物においては、数年の基本というんでしょうかね、根拠になるものですから、一時的なこのコロナの経済状況、あるいはコロナ心理の反映など、本来の潜在的な調査ができないのではないかと、先ほどの答弁とさせていただきますけれども、本当に潜在的な貧困が調査できるような内容を考えながら来年度以降検討していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 しっかりと調査項目あるいは学年の対応とか、さらには保育園生の父兄の方々にも対応していただいて、安定したアンケートがとれるようにやっていってください。

最後に、平和行政についてに移りたいと思います。

3月議会あるいは12月議会でも提案したんですけども、村長もそれには乗り気で、戦後75年の節目だからやらないといけないということで、いろいろな計画をしていたと思うんですけど

も、その中でも先ほど言った、この新型コロナウイルスで、数々の行事が中止になってしまっているという中では、やはりこれだけできるのかなという思いもありまして、6月23日、これは来週の火曜日になるんですが、その辺ではもう難しいかなという思いもあるんですが、これは毎年行っている中学生の派遣事業等あるいはミニ平和企画展、そういうのもやるということなんですけれども、私としては本当に村を挙げて、全庁挙げて、この平和企画展、戦後75年の節目にはしっかりとした中城村の思いを村民全てに伝えてほしかったということで、大変期待はしていたんですが、現状が現状なものですから、今強くも言えない状況になってしまっているんで。

さて我々毎年11月の第1土曜日、村の全戦没者慰霊祭が、添石の老人センター前で行われているんですけども、それに向けて何か発信できないのかなと。戦後75年にこだわっているところはあるんですけども、こだわるにしても、ある程度その戦没者慰霊祭の日には何かできないかなということを思っているんですが、担当課としてはどうでしょうか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

やはり議員のおっしゃるように、今回のこの新型コロナウイルスの感染などでいろいろな事業が中止、また延期とかいう状況でありまして、企画課においても、やはり施設内で行う企画展などは、厳しいのではないかと、担当のほうとも話しながら、何かできないかというほかにもありまして、生涯学習課のほうとも調整をしながら、今回、今現在やっているのもミニ平和企画展などということで実施しています。

今後の件につきましても、議員おっしゃったように11月の慰霊祭もあります。9月に生涯学習課のほうにおいても戦跡めぐりなどもでき

るのかということでの検討もされていますので、時期はちょっとどうするかということもあるとは思いますが、何かできないかということを考えていきたいと思えます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 さきの大戦で、本村でも5,000名以上の方々がお亡くなりになってしまったということもあるものですから、この75年目の節目というのが後世に戦争を風化させない有意義な年になるんじゃないかなと思えますので、できる限りの対策を多くして、二度のこういう戦争の戦禍があってはならないということをお子から大人まで全ての村民が分かるような、企画あるいは行事、そういうものはやっていただきたいと思えます。これは80歳以上になる方々、そういう方々を呼んで語り部として発信していただきたい。

やはり、知っている人が話すと非常に力強い、あるいは生々しいような話も出てくるものですから、心に残るような話ができるだろうと思えますので、そういうところは担当課として、あるいは村としても前向きに、対応していただきたいと思えます。

6月定例会、最後になりますけれども、コロナウイルスの影響で執行部の方々も大変厳しい中での仕事の進め方になっていると思うんですけれども、ぜひ幹部の皆さんは職員の声をよく聞き、あるいは皆様方の各担当のお声を聞いて、我々の中城村が発展し、村民全ての皆様が住みよい中城を実感できるように、さらに邁進していただきたい、それを願って一般質問を終わります。

以上です。

○議長 新垣博正 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時56分）

~~~~~

再開（11時06分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 質問の前に、浜田村長、四選おめでとうございます。無投票でも大変ですよ、お疲れだと思いますが。村民から負託された村政の公約の一つ一つの実現に向けて力を尽くしてほしいと。そして、村民の声に耳を傾けて、村民に寄り添った村政の運営を行っていただけたらと願っております。お疲れさまでした。

では、質問をいたします。安里ヨシ子、10番。

大枠1、カーブミラーの設置について。

中城村当間の沖縄仮設のほうから潮垣線へ出る道は十字路になっています、交差点になっていますが、沖縄仮設から来るときはミラーが設置されています。反対の農道から出て来て右折しようとしたら、道の真ん中辺まで頭を出さないと右から来る車、左から来る車が確認できずに、さらに右折しようとしたら、また右のほうから、右のほうもカーブですので、右から急に車が出てくる非常に危ない状況で、ここで農業をしている人は大変危ないですということでした。現場を確認し、早めのミラーの設置をお願いしたいと思います。

あと大枠2、学費や奨学金の支援。

①、新型コロナウイルスの感染拡大で県民生活に甚大な影響を与えています。

コロナの影響で、大学生の（こちら高校生を含む）、学生の日常が大変厳しいものがあります。親も仕事がなく本人たちもバイトを休まされ収入がなく、これ以上学業を続けられない。5人に1人は退学を考えないといけないと考える学生もいることですが、中城の奨学金の貸付けの状況はどうか伺います。

②、コロナ禍での相談窓口もありますか。そ

して、相談は何件か、相談内容とかを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、都市建設課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては、教育委員会でお答えをいたします。

御質問の学生に対する、この大枠2番の支援といいますか、その辺、私も非常に気になっておるところでもございますし、万ーコロナの影響で、その学生の、若い人たちの将来が閉ざされるということになると、これは大きな損失にもなりますので、しっかり教育委員会と密に連携をとりながら、この育英会の資金だとか、後で詳細お話があると思いますけど、村当局も含めて、一緒になって何ができるかを考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 この新型コロナウイルスの感染拡大で社会生活が混乱し、学生にも大変厳しい状況にあります。

大枠2の学費や奨学金の支援については、現在、教育委員会で開催しているものとして、育英会の事業で、学費、それから、入学準備金を無利子で貸出しを行っております。

詳細については、①は、教育総務課長から、②は主幹のほうから答えさせます。

以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 大枠1のカーブミラー設置についてお答えいたします。

農道側から潮垣線への進入時に左右、特に左側が見にくいことを確認いたしました。

カーブミラーを撤去移設する箇所がありますので、その設置、修繕と併せて対応したいと考えております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、安里ヨシ子議員の大枠2の①についてなんですけれども、本村での奨学金制度は、中城村育英会による奨学金となります、教育長からもありましたように。

現在、これまで10名の方が奨学金を現在受けている状態で、今年度新たに4名の方が制度を活用して現在14名ということになっております。

入学金のほうは、昨年度お二人の方が申請をしており、活用している状況となります。

以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 安里ヨシ子議員の質問にお答えしたいと思います。

コロナに関する相談についてですけれども、現段階において、児童生徒、保護者からの相談内容があったという報告は受けておりません。

以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 カーブミラーの件ですけれども、この交差点を毎日のように使っている農業者がいます。課長さんは見たと思いますけれども、葉野菜の生産をしている本土から来た若い青年で、近隣の市町村のファーマーズに出荷をしています。沖縄の土は硬くて耕すのも大変な状況ではあるんですけれども、その中で野菜づくりをして頑張っています。

そして、ちょうどこの交差点から出れば非常に近いわけなんですけれども、葉野菜を少しでも早く届けたいと思っておりますけれども、交差点は利用しにくいので、遠回り、一回りをして出荷をしている状況ですので、早目の設置をお願いしたいんですけれども。見通しがよく農業者が快適に働けるように整備をしてほしいと。このカーブミラーのところの、カーブミラーだけじゃなくして、木の枝とかススキとかが邪魔を

して、本当に見通しが悪いということでのお話がありました。

高齢化が進んで、休耕地が多くなっていますので、その休耕地の解消のために農業委員会、そういったところも頑張っていると思うんですけど、なかなかその休耕地、もう胸がいっぱいで心が痛いんですが、どうにかできないかと思っていて、この農業も継続の危機の中で、この若い青年が、しかも本土から移住かと思うんですが、そこで農業の担い手として育てているのを見て、私はしっかりそういう青年も育て、村としても応援してほしいと思っています。

それが、地産地消や休耕地の解消につながるんじゃないかと思っておりますけれども、課長さんは、それをどのように考えていらっしゃいますか。若い青年が農業をすることについて。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時18分）

~~~~~

再開（11時20分）

○議長 新垣博正 再開します。

安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 次回にこの農業振興のことをやりたいと思います。

ただ、若い青年がその働いているのを見て、その休耕地の解消とか、そういったものが周囲に影響してくるんじゃないかなということで私はそこのほうも書きました。ぜひこのカーブミラーを早めに、つけてほしいと願っております。そしたら、本土からの若い青年を呼び寄せて、それ以上のこの出荷高が出てくるんじゃないかと思います。

大卒2の①について、学習支援が国会で審議されるはずですけども、それが通ると1人10万とか20万給付されます。学生の中からは、給付額が低く過ぎる。給付対象が狭くて、大学、短大、そして、専門学校など約1割に過ぎず、第2次補正予算が来ると思うんですが、国の支

援に上乗せをして、村独自の家賃や日々の生活、何にでも使えるような、そして、所得に関係なく一律10万円を支給できませんか。お聞きします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時22分）

~~~~~

再開（11時23分）

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、2次補正においての学生への支援ということでの提言ですが、村内においてもどの程度の学生が困窮しているかと、そういう調査も課題もあるとは思いますが、全体を含めて、村内でどのような支援が必要かも考えながら精査していきたいと思えます。

以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 きのうからの質問の中で、コロナ禍での相談窓口がないとおっしゃっていたように思いますが、本当に学校が4か年間続けられるかとか、高校生も含め専門学校生とか高専とか卒業できるかという心配の中で相談窓口がないと、この苦しみを抱えている子供たちの声に耳を傾ける場所も与えられない状況に当局としては、どのように思いますか、相談窓口もないということについてです。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時25分）

~~~~~

再開（11時26分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

相談窓口がないというのは、今回の新型コロナウイルス感染症に影響する全てを網羅した総

合的な窓口はないというふうなことでのう答弁いたしました。

しかし、個別に特別定額給付金であったり、子育て世帯の臨時給付金であったり、それぞれの相談というのは当然村民から寄せられますので、それについては、各担当課に、その対応をお願いしているところで、全く相談ができないというふうなことではございません。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 安里ヨシ子議員の質問にお答えしたいと思います。

本村村内の小中学校においては、教育相談員、ソーシャルスクールワーカーを配置しております。児童生徒の相談内容については体制を整えている状況にあります。

以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 総務課長は、各課で対応していると、そうおっしゃっていますけれども、一つの課に相談に行ったら、これ住民からのお話ですけれども、何番のところの課に行きなさいと。そこ行ったら、こっちじゃなくして、そのほかの課に回されたということで、うろうろしているという状況がありますので、やはりコロナ専門のその総合的な窓口というのは、大変不必要じゃないかなと思っております。今から第2波、第3波が来ると懸念していらっしゃるんでしたら、どうしてもコロナだけの相談窓口を設置してほしいと思っています。

それから子育て世代の包括支援センターが4月から新しく設置されましたけれども、このセンター内にコロナ専用窓口を設置できませんか。また、あるいは、教育委員会に設置できませんか。よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時29分）

~~~~~

再開（11時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

子育て世代包括支援センターにおきましては、子育て全般に関する問い合わせに対して、御相談に乗ったり、電話対応等もしております。子育て世帯に関わる各給付金や子育て世帯に関わるコロナ対策の窓口対応も行っております。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問にお答えしたいと思います。

詳細に言いますと、本村において、県のほうからスクールカウンセラー、そして、ソーシャルスクールワーカーを配置しております。村においては、教育相談員を配置しております。実際には学校配置ではなくて学校が相談しやすいようにということで、それぞれの学校にそれぞれの相談員が派遣されていくという体制を整えております。

以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 分かりますよ、学校に相談が要るとするのは。

きのうの麻乃議員からもありましたけれども、私も全く同じ考えで、職員の中からではなく、職員はそれぞれ専門がいらっしゃるかどうか分かりませんが、生活とか雇用、学習の相談、相談に乗れる、やはりコロナ専用の専門の相談員を設置するように私は強く求めます。

いろいろ予算の関係もあると思いますが、たらい回しみたいな感じで、村民があっちの課行ったり、こっちの課行ったり、こっちではできませんよとかって言ったりする状況があるわけですので、ぜひともそのコロナ専用の窓口、いろんなコロナに対する知識の深い人を窓口に入れてほしいと思います。村長さんに伺えますかね。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今のコロナ専門の相談ということですので、これが必要ということであれば、当然、設置は可能だと思いますし、ただ、今の体制で漏れているのかということもまたしっかり精査しないといけないと思いますし、今の体制でできない、やはり専門で置いたほうが良いということであれば、その財政が云々とかではなくて、これは必要になってくると思います。これは、第2波、第3波も含めて、これから検討していこうとは思いますが、早急にそれをやっていくというのは、どうかなというのが今の実感でございます。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 ぜひ、村長さん、前向きに検討されますようお願いをします。第2波、第3波の心配もありますし、そして、村民がすぐ相談に行けるように、その1か所に、やっぱり相談窓口を設けてくだされば良いと思って、それを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時34分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、仲松正敏議員の一般質問を許します。

仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは、皆さん、こんにちは。今日の午後のトップバッターとして質問します。

ただいま議長より質問のお許しが出ましたので、通告書に従って質問していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

大枠1番に関しては、新型コロナウイルス、

私の前議員が質問しましたので、重複するところもあると思うんですけど、ひとつよろしくお願ひします。

大枠1番、新型コロナウイルス感染症対応について。

政府は、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐ専門家会議の意見を踏まえ、感染拡大の防止策、重症患者を中心に医療提供体制整備、国民の行動パターンの見直しなど基本方針を示しました。

村民と健康を守る点から、本村の健康・医療・福祉・教育の連携を中心にした新型コロナウイルス感染症対応について伺います。

①村内において新型コロナウイルスによる感染症発生者が出た場合、医療機関と緊密な連携を図る必要があると考えるが、その施策をどのような形で講じてきたか、伺います。

②新型コロナウイルス感染症に関する中城村独自の支援策は。

③学校現場での感染症対策について。

学校現場では、給食配膳時のマスク着用は必須となっていると思うが、新型コロナウイルス対策でマスク不足が起きていなかったか、お聞きします。

次、大枠2番、高齢者福祉の充実について。

今、地域社会では、少子高齢化の急速な進行や、家族形態の変化によって、独り暮らしや高齢者世帯が増加し、地域住民の連帯意識の希薄化も進んでいます。

村は、高齢者に対する支援策も重点的な取組に位置づけ、対策を進め、集いの場、活動の場づくりとして、転倒骨折予防教室のさらなる普及や、サロン活動に対する支援など、社会福祉協議会や民生委員等と連携し、取り組んでおられます。

しかし、家庭や地域での共に支え合う機能が弱まり、地域社会での孤立が起きている。高齢者が住み慣れた地域で一生安心して暮らし

続けられる体制づくりが必要と考えます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

①人保健福祉計画・介護保険事業計画について。

②老老介護問題の現状と今後の取り組みについて。

③老障介護問題の現状と今後の取り組みについて。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、健康保険課、企画課、教育委員会のほうでお答えをいたします。

大枠2番につきましては、福祉課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、今議会たくさんの御意見、御質問がありました、この新型コロナ対策、コロナウイルス対策などについて所見を述べさせていただきますけれども、議員の御質問の中にありますとおり、村独自の支援策だとか、あるいは迅速にスピード感を持ってやるには、どうやってやったほうがいいのかだとか、手さぐりの状態でしたけれども、今日を迎えているという状態でございます。

今後、2次補正も含めて、第2波とか第3波とかいろんな準備をしなくちゃいけないというところもございますので、ぜひともこれからも議員の皆さん方からの御意見やあるいは御提言などをしっかりと耳を傾けて、全庁を挙げて、このコロナウイルス対策には向かっていきたいと思っておりますので、どうぞこれからもよろしくお伺いいたします。

詳細につきましては、また、課のほうでお答えいたします。

以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 新型コロナウイルス感染

症対策について、教育委員会としても、臨時の教育委員会会議を数回持ちまして協議をしてまいりました。また、三役会や中頭地区の教育長会議、そして、村の校長会等、度重なる話し合いをもって学校現場の感染防止対策を行ってまいりました。

各課とも連携を行って新学期のスタートした5月21日までには対策をきちっと行って、学校現場でマスクが不足するということはありませんでした。

以上です。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 仲松正敏議員の御質問にお答えします。

大枠1の①、村内で感染者が発生した場合は、沖縄県より村へ情報が寄せられ、指示があります。感染者本人への聞き取り、家族や濃厚接触者の健康観察、医療機関との連携は、管轄する中央保健所が行っています。村は、県や保健所と常に連絡がとれるような体制をとっています。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、大枠1の②についてお答えします。

今回、比嘉議員や大城議員が同様な質問をされており、同様な答弁となりますが、よろしく申し上げます。

中城村における支援事業として、子育て世帯への支援策、未就学児のいる世帯へ1人1万円、独り親の世帯へは1人2万円の応援給付金、主要保護世帯の小中学生のいる世帯へは、教材費支援として1人1万5,000円、村立学校に通う小中学生の学校給食について3か月分の無料支給、学校の休業いたしました期間の5月11日から20日までの8日間、ごさまる弁当配布事業を実施し、各地域の子供たちへ8日間で7,376食の弁当配布の支援を行っています。

認可外の保育施設支援として、利用自粛に伴う保育料還付による収入減への支援、認可外学

童施設へは消毒液などの確保へ20万円及び利用自粛による利用料還付についての支援を行います。

村内事業者への支援として、中城村商工会へ中小企業診断士などの専門家を配置して、各種申請のサポートや経営相談の窓口を設置するとともに、村内の中小企業及び小規模事業者へのコロナウイルス予防対策への支援として1事業所3万円の寄附を行います。

そのほか感染症予防対策として、マスクや消毒の確保、電解生成器などの購入、図書貸出時の対策として除菌のできる機器の整備や図書の購入、貸出しの強化を行っていきます。

上下水道課においては、独自の支援策として、水道料、基本料金を2か月免除する支援を行っていくこととなっています。

以上です。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 仲松正敏議員の大枠2番の①の御質問にお答えします。

老人保健福祉計画は、老人保健法に基づく老人保健計画、老人福祉法に基づく老人福祉計画の統合版として過去に策定しております。

介護保険事業計画は、平成12年度を初年度としての3年間の計画を村が保険者として最初の初年度については策定しました。

老人保健福祉計画ですけれども、平成15年の健康増進法の施行や介護保険事業の保険者が村から広域連合へ移行したことから、平成16年3月に16年度から20年度までの5か年計画としての健康中城21高齢者保健福祉計画というのを新たに策定しております。

その後、広域の第2期の介護保険事業計画に併せて平成17年度に見直しを行っております。その後の21年度からの老人保健福祉計画につきましては、地域支援事業において、地域包括支援センターの位置づけ、また、介護予防の実施、任意事業への従来やっていた高齢者福祉事業の

位置づけを行いまして、毎年広域連合へ実績報告評価というのをやっていることから、新たな計画書というものの策定は行われておりません。

なお、介護保険広域連合が策定する事業計画は、現在30年度から令和2年度までの第7期となっていますので、今年度はまた今後令和3年度から5年度までの8期の策定年度となっております。

続きまして、②の御質問にお答えします。

老老介護というのは、高齢者を高齢者が介護する状況ということになっております。65歳以上の高齢者の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者で、もう片方の方を介護するというような状況を指しているものと理解しています。

これに関して、本村における直接的に老老介護の現状を把握する調査というのは行われておりませんが、介護保険事業サービスの申請時、窓口における申請とか、または、地域包括における相談において、そういった状況を把握した際には、相談担当をしている職員で相談対応をしたり、適切なサービスの提供体制を構築するための支援というのを行っております。

また、それと追加して、平成29年4月から中城村社会福祉協議会へ生活支援体制整備事業というのを委託しておりまして、これによって社協のほうでは生活支援コーディネーターの設置、協議会の設置、運営等というのを行うことになりました。今現在、地域の支援ネットワークの基盤整備を構築している段階となっております。

今現在、老老介護を含む地域の課題については、包括と社協との意見交換を重ねておりまして、支援体制基盤整備というのを構築している段階という状況となっております。

続きまして、③の御質問にお答えします。

老障介護とは、高齢者の親が障害者である子供を介護することを指しているということを理解しています。8050とよく言われます。80歳の高齢者が、50歳の障害者を介護するというよう

な状況ですね。

そういった場合の障害者本人が重度の障害を有する場合というのは、やはり障害者自身で自立は困難な状況があって、親なき後の子の行く末ということに関して不安を抱えている現状というのは、本村においてもあります。本村においては、障害者自立支援法を施行された平成18年度からは、相談支援員を配置して、老障介護の相談も含め、対応する相談支援体制の整備強化に努めてまいりました。

平成31年4月には、地域生活拠点の機能を担う事業所として、村内の新垣のほうにあります社会福祉法人ハイジ会から届け出を受けまして、グリーンホームという障害者支援施設が本村の地域生活拠点としての活動というのを開始しております。

この地域生活拠点の機能としては、まず1番目に相談、2番目に緊急時の受入対応、3番目に体験の機会場づくり。体験というのは、地域移行の体験ですね。また、一人暮らしの体験とか、そういうものになります。

4番目に、専門的人材の確保、養成、5番目に、地域の体制づくりというのがありまして、本村の相談支援員とグリーンホーム側で定期的な意見交換の場を設けて体制基盤を構築しております。

老障介護については、やはり高齢者福祉と障害者福祉というものが共通の視点を持って取り組む必要があるというのは、やはり重要であると認識しております。

今後も障害児（者）相談支援体制と地域包括支援センター、中城村社協、生活支援コーディネーター、各自治会、民生委員、児童委員等のネットワークや支援体制の整備を強化していく所存でございます。

以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは、これより

再質問をいたします。

政府の新型コロナウイルスの感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が策定されたわけでありまして。

地域で新型コロナウイルス感染症の患者が大幅に増えたときに、必要な医療が提供できるように、各地域において外来を提供する医療機関、入院病床やICU病床等の準備を進めるとともに、感染防御に必要な資材、人工呼吸器等医療機器の確保を進める。

医療機器提供体制について、具体的に検討する通達があったと思います。それ次の点について伺いたいと思います。

入院病床やICU病床等については、私は県のほうでも十分に確保できないかと、そのように考えます。村として、村内で感染者が出た場合、病床について対策は講じてきたのか。また、感染者が重症化した場合、重症者を受け入れる見込みのある感染症指定医療機関と地域の事情に鑑みて、医療機能を維持する必要がある医療機関との連携について伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

医療機関との連携は、沖縄県と中部保健事務所が行っております。

村としては、特に対策は講じておりませんが、沖縄県、中部保健所から電話があれば、協力をできる体制を整えていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今回の新型コロナウイルスについて、医療機関との連携について、課題としてどのようなことが上げられるか、その辺りどうですか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 医療機関との連携の課題とは違うと思っておりますが、村内在住の方で県立病院に勤務している方から要望がありました。職場ではコロナウイルスに感染している患

者を担当して中城に住んでいるが、家族を守るためにアパートを借りている。又、医療器具、マスク、ガウン等が不足している状況で、村として支援を考えているんですかという問い合わせがありました。

村から、県のほうに問い合わせしたところ、これから国の補助を活用して住居の確保のための家賃補助、医療器具に対してもし、整えていくということの回答がありましたので、その旨を本人に伝えました。

今後、第2波、第3波が来るようなことがあれば、医療資材の不足、医療従事者のケアが今後大事になるのかなと考えられます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 じゃほかに関しては、重複しているところもありますので、②のほうに移ります。

中城村では、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対して、村民の安全、安心に配慮し、感染予防拡大防止を図るため、中城村新型コロナウイルス感染症対策本部を設置されましたね。その設置の時期と、それとどのような形で設置されたのか。この辺をお聞きします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

中城村新型インフルエンザ等対策本部運営要綱に基づき、2月28日に対策本部を設置いたしました。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 その対策本部の設置の時期、これ本当にスピード感をもってされたのか。それとも、ちょっとお遅れたのか。スピード感をもって設置されたと自信があるのか、その辺お願いします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 他市町村の設置時期を調査はしていませんが、遅れたということは感じておりません。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 そういことです。しっかりやってきたのかなと思います。

次に、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が5月25日に、たしか解除されたと思います。しかし、これから、第2、第3波が起きたときの対策をどのように考えているか。

最初の緊急事態の対策と同様な内容で出ていくのか、それとも新たな解釈も考えているのか、その辺、お聞きします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

5月25日に全国における緊急事態宣言が解除されたことを受け、市町村対策本部を遅延なく廃止するようという連絡がありました。本村の対策本部は継続して設置しています。今後の第2波、第3波の感染拡大防止に向け、本部を中心に対策を行っていきます。今後も厚生労働省の情報をもとに、沖縄県と連携しながら今まで以上に取り組んでいきたいと思ひます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 じゃ第2波、第3波、起きたときに、地域、中城村の地域の事情に応じた対策をこれから考えてでも遅くないと思ひますので、その辺しっかりよろしくお願ひします。

次へ、新型コロナウイルス感染症に関する中城村独自の支援事業については、既に実施され、これまでもいろいろ質問がありました。コロナに負けるな、おさまる弁当配布事業、この事業費が約200万円ですかね、当初、800食を作られて、それ以上にまた多くの子供たちや対象者の方が来られて、常食されたと聞いております。

弁当を受け取った子供たちは大変喜んだと。また、保護者の皆さんも感謝されたとのことで、大変すばらしいこととあります、村長。

そのほかの生活支援ということで、水道基本料金の減免、これは先ほども質問がありまして、

6月、7月分の2か月間。もっとできないかという質問もありましたけど、私としては、この減免に関して、各市町村が同じような支援をされていると思うんですよ。それで、この水道料の減免に関して、生活困窮者、それから、非課税世帯、そちらのほうを特例としてこの減免をあと1月延ばすことができないか。その辺、どうでしょうかね、課長。答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（13時56分）

~~~~~

再開（13時57分）

○議長 新垣博正 再開します。

上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 お答えします。

コロナウイルス困窮されている方がいらっしやれば最大4か月間、猶予の期間は設けております。

上下水道課で申請して頂ければ適用したいと考えています。

減免については、対象者の数の把握とか、その辺がございまして、また今後検討してまいりたいと思います。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 やはり生活支援事業ということですので、こういった困った人たちに幾らかでも助けてもらえたら、この事業もますますすばらしい事業になると思いますので、ぜひ検討してください。

それと、国民健康保険税等の減免とかありますね。それから、納税及び公共料金支払い猶予とか。国民健康保険の創業停滞金の免除とか、この3つに関しては、ほかにもいろいろ支援事業等は、たくさんあると思うんですけど、とりあえずこの3つ、現在、実施されているのか、これからなのか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（13時59分）

~~~~~

再開（13時59分）

○議長 新垣博正 再開します。

健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 国民健康保険税の減免及び国民健康保険の傷病手当金については、先月、条例を可決されましたので受付開始をしております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 これから後の質問はほぼ重複しますのでカットしていきたくはありますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等のこの情報についてですけど、この議会への情報提供は住民のほうから来たのか。ウイルス感染だけじゃなく、これから大災害、災害の発生についてもそうです。やはり村民の危機に関しては、ぜひこれから議会への情報提供を強く要望いたします。よろしくをお願いします。

次、③のほうに移ります。新型コロナウイルスの国内感染の広がり、6月に入り、やや収束に向かっているようですが、依然予断を許さない状況にあると思われます。

2月の27日に安倍内閣総理大臣は、国内全ての小中学校や高校、特別支援学校に臨時休校を正式に要請いたしました。

それを受けて、本村の小学校でも、たしか3月3日から5月の14日まで臨時、これ休校じゃなくて、これ休業といえますかね、休業しております。この時期で、この休業は、入学式、始業式など、特に環境の大きく変わる卒業生に対して、義務教育課程における学習面や思い出づくりなどの精神面で少なからず影響があると考えます。

それで、以下の点について質問いたします。

これも重複するかどうか。各学年の期末の学習単元の不足は、今後どのように補うか、補う予定か。それお聞きします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 仲松正敏議員の質問にお答えしたいと思います。

学年末の期末の学習単元の不足ということですが、先ほどの大城常良議員にもお答えいたしましたが、現段階においては、学習単元の不足は夏休みを短縮して授業の確保、そして、1日の時間割を1時間増やして確保することなど、そして、行事の精選をして授業時間を確保することで、授業の不足分を補うことが可能となっております。

以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今のことに関連すると思うんですけど、学習の遅れについて、この新型コロナウイルスの影響による休業の長期化で、学習の遅れが、本当に深刻化していることを受け、文部科学省が学習内容を上級学年に繰り越し、復周年で遅れを解消することを認める方針を固めたことが5月13日に分かりました。この13日のすぐにも全国の都道府県教育委員会などへ中止されるとのことですとされています。

文科省は、これまで休校で遅れた学習について、夏休みなどの長期休暇の縮小や土曜登校で補うと言っているが、これについて教育長はどのように考えるか。教育長、お願いします。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 現在のところですが、夏休みの短縮、それから、行事の精選、1日の授業時数を増やしての対応を考えています。

文科省が言っている土曜授業については、現在のところは実施する予定はございません。

さらに、また今後の状況によっては、それもやらないといけないう状況になる可能性はあると思いますけれども、現在のところは、この土曜授業については今考えていないということです。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 休業中に家庭学習等行っていると、行われてきたと思います。それ

で、文科省は家庭学習によって十分に定着したと評価できれば、学校再開後に同じ内容の授業を繰り返す必要はないとする考えを示しているが、果たしてそれで子供たちの学習はこれでもいいのか。もう一度教育長、お願いします。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 家庭学習の課題を授業としてみなすということはやりません。きちんと授業を実施していきます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 やらないということですね。ただ、私としては、休業が長引く中、再開後のこの学習が過度に増えれば、子供や教員への負担もかなり大きくなるのではないかと考えます。そのことについては、柔軟な対応をされるようお願いいたします。

じゃ次、大卒の2番のほうに移ります。

大卒2番の①のほうから。高齢者福祉計画については、沖縄県介護保険広域連合が策定する3年ごとの介護保険事業計画にあわせ、毎年、地域事業として実績報告、評価を行っていることから、計画書の策定は行っていないとのことですが、本村が進めている介護保険事業に大きな影響はないかということですが、その辺どうですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

本村で実施している高齢者福祉事業というのは、地域支援事業の中の任意事業というものの中に位置づけをほぼ行っておりまして、それプラス、地域支援事業を広域連合のほうに実績を上げていく。事業費を頂いて実施をしているものですから、実績報告と評価書というのを報告を毎年上げております。それによって、計画書がないということで、直接的に介護保険事業に影響があるかと言えないと判断しております。

以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは次、中城村の高齢化について、お聞きしますが、令和元年の65歳以上の高齢化率は何%か。何人に1人の割合か。それと、中城75歳以上の後期高齢化率は何%か、お聞きします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

令和2年3月末現在の高齢化率になります。人口に占める65歳以上の割合になりますが、こちらが18.86%、人口のおおよそ5人に1人の割合となっております。同時期の後期高齢化率というのが8.98%で、人口のおおよそ11人に1人の割合ということになっております。

以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 次、②のほうに移りますので、よろしくお願ひします。

老老介護問題の現状と今後の取組についてですが、高齢化社会が進むにつれ、社会問題化されている中の一つに老老介護問題があります。

これは、高齢者が高齢者を介護することで、先ほど課長からもありましたけど、多いのは自身が高齢者となった子供がさらに高齢化した親を介護するといったパターン。厚生労働省の調べによると、在宅介護を行っている世帯のうち、介護される側も60歳以上という家庭は、全体のおよそ6割に上がるとされています。

このように老老介護が増えてきている背景には、幾つかの理由が考えられますが、特に核家族が進んだことにより、介護をお願いできるのは配偶者だけという高齢者が多く、統計上でも65歳以上の高齢者がいる世帯は、全国世帯のうち40%。さらにその中で夫婦のみという世帯が30%近くになっているとのことであります。

また、配偶者ではなく、ヘルパーや介護施設を利用することを勧めても、本人や家族の了承が得られないというケースも多々あるようです。

施設やヘルパーを使用する際には費用がかか

り、本人たちの気持ちの問題もあり、家族の世話を自分でしてあげたいという方や、ヘルパーを家に入れるのは抵抗を感じる人もいます。

老人ホームや病院に入りたいと思っけていても、空きがなく、待ちの状態も多くなっけていて、施設は、年々増えていると言われている、施設は年々増えていると言われている、長期医療を必要とする高齢者の受け皿というのは、足りないのが現状であると思われます。

施設の空きを待っている待機老人の数は全国で42万人以上と言われている。

そのような中、高齢者福祉について、本村においても高齢化が進行している状況下、この老老介護問題の現状をどのように捉えているか。また、それらの対策として、今後どのような取組を考えているのか、お伺ひいたします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず、本村の村内における介護の基盤なんですけれども、介護保険サービス事業所というのが、特養が1か所、老健が2か所、これが施設系になります。ヘルパーステーションが3か所、小規模多機能型居宅介護という、訪問と通所と宿泊が一体化しているサービス、こちらが2か所あります。認知症の専用のグループホーム、認知症対応型共同介護というのが1か所あります。

デイサービスに限って言いますと、本村の村内の地域の中では10か所今ございます。デイケアが2か所、短期入所事業所が3か所、訪問看護の提供事業所が2か所になっております。

また、有料老人ホームというのが、年々増えていまして、今、現在9か所ございます。そのうち住所地特例施設ということで県の決定を受けているところが6か所、つまり3か所は住所地特例を受けていない事業所というのがございます。

また、沖縄県が公表している、ちょっと古いデータなんですけれども、25年度から27年度にかけての公表では、特別養護老人ホームに入所を要する高齢者の待機数というのが中城は10名前後で公表されております。28年度以降については、ちょっとデータとしての公表がないんですけれども、3年間10人前後で経過していますので、今現在も10人前後が特別養護老人ホームに入る必要性のある方ということでこちらのほうは考えております。

こういった基盤整備というのを計画的にやっけていかないと、やはりどうしてもサービスが一気に増えることで介護保険事業費の増大、また、事業費が増大することで、介護保険料が上がってしまうと。今、中城は広域連合でも高いランクのほうに入っておりますので、そういったことにもつながるのでこれは計画的にやっけていかないといけないというのがございます。

そういったことを勘案して、サービスの基盤整備につきましては、いろんなデータを分析しながら、また、認知症ケアとか、老老介護の部分に対応してもそうなんですけれども、そういった部分の、いろんな部分の分析をもう少し重ねながらサービスの、必要なサービスというのを提供体制整えていきたいと考えております。

以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 村としても、やはりこの老老介護問題しっかり取り組んで、これからどんどん高齢化しますので、その辺よろしくをお願いします。

次③に移ります。老障介護の問題と今後の取組についてですが、これは老老介護と同様に問題化されている中に老障介護があります。高齢の親が障害のある子供の介護をし続けることで、本人は自立を望んでいても就労先に恵まれない。受入施設等が十分でないなどの理由で、親と同居して世話をしてもらっているといったケース

であります。

障害のある子供の年齢が40歳から50歳であれば、その親は恐らく70歳から80歳くらいにということになると思います。

親自身も介護の不安を抱いていてもおかしくありません。このような家庭の主な収入源は親の年金と思われれます。高齢の親が年金だけで障害のある子供の介護をして暮らしているわけで、また、地域で暮らすことが目標であっても、その生活を支えるには、家族の力と社会制度の充実が必要となってくるわけですが、頼りの家族は、自分が高齢であることから将来に不安を抱いている上に、それを解消するだけの社会制度が整っていないことで、さらなる不安が生まれ、結果、親は死ぬまでこの子の面倒を見たい、この子をみとってから死にたいと。親が子供をみとりたいと願ってしまう悲しい現実が生じてしまうわけでありませぬ。

そのような中、村として相談支援体制の強化に取り組んでおられるとのことですが、令和元年3月末現在、世間で、障害福祉サービスの支給決定者は何名で、このうち、在宅での介護に当たっている同居の家族が65歳以上の世帯は何世帯か伺います。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今の御質問の部分で、障害福祉サービスを受給されている方で65歳以上の方の世帯ということに関しては、すみませんが正確なデータをちょっと持ち合わせておりませんが、今まず4月1日現在、3月末と同日になりますけれども、障害福祉サービスを受けている方々というのが、総合支援法に基づくサービスは232人になっております。

地域生活支援事業という移動のサービスとか一時預かりの事業、サービスを受けている方は80人、障害児の子供たちの通所のサービスというものは80人となっております。

先ほどちょっと正確な数字持ち合わせていないということでしたけれども、先ほどお話ししたのグリーンホームのほうでやっております地域生活拠点の機能における緊急時の受入れ対応という方々、8050に該当するような方とか、一人暮らしであるとか、そういったような方々の対象者というのは、30世帯というのは今把握しているところでございます。

以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この老障介護の問題も老老介護の問題も、この日本全国でもありますが、この中城村でも高齢化が進んでおりますが、このようなそれに対する取組、しっかりやってもらいたいと思います。

次に、在宅で障害福祉サービスを利用している世帯数と、何名の方がサービスを利用しているか。それとその人たちについて、どのようなサービスを提供されているのか伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時21分）

~~~~~

再 開（14時21分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

在宅サービスを受けている受給者というのは4月1日現在、先ほどの介護給付費、今年度給付費というサービスになるんですけども、こちらは身体介護とかのヘルパー。家事援助とかそういったものとか訪問系のサービスとか、あと生活介護とか自立訓練とか就労系の訓練を受けている方々、あと短期入所、グループホーム等のサービスが含まれております。

こういった介護給付費、訓練等給付費のサービスを受けている方々は、在宅では199名の184世帯となっております。

地域生活支援事業につきましては、移動の支

援のサービスと、あと日中の一時預かりのサービス。これは児童も障害者も含めてなんですけれども79人、77世帯になります。

障害児の通所サービス、サービスの内容としては児童発達支援とかの放課後のデイサービスというものになります。そういったものにつきましては、80人の74世帯という形になっております。

障害者の障害児（者）の障害特性に合った支援については、今現在は計画相談というのがちゃんと入って、プランを立てる方々が全ての利用者の方々についておりますので、そういった相談支援専門員の方々と本人、家族と一緒にプランをつくっておりますので、そういったプランをまたこちらへ頂いて、内容を確認して、またアドバイスをしたり等をして、各サービスというのが提供されているという状況でございます。

以上です。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今回の質問ですけど、住民の方から村内施設の受入状態が整っていないために村外施設への入所を余儀なくされたというケースや、村外のショートステイを利用せざるを得ないといった現実を今お聞きしました。これは数年前のことですけどね。

住み慣れた地域で暮し続けたいと願う家族の切実な思いなどから、村内施設の整備促進及び支援体制強化に関して、これからも相談支援員の方とか情報の共有や連携を強化も併せて図っていただきたいと望みます。よろしく申し上げます。

次、村長に最後にお聞きしますけど、村長の政策として、子育て日本一を目指すんだということで、これまでも様々な政策を他の市町村とも競いながら頑張っているわけですが、これはこれですばらしいことだと思います。

本年度予算でも子育て支援に大変力を入れて

いるような感じがします。しかしながら、何と言いましても、やはりバランスというものが大切だと考えます。したがって、村長は、この高齢者福祉と子育てのバランスという点では、どのように、どういうふうな考え方を持っておられるのか。村長の考えをお聞かせください。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

どのように考えているかと。それ当然、子供たちの部分から高齢者の部分で、私の公約の一つにも「子どもたちに夢を、お年寄りにはやすらぎを」というキャッチフレーズもありますけれども、確かに子供たちへの支援の部分、子育て支援の部分が一丁目一番地とずっと言い続けているところありますけれども、当然、私どもも高齢者の方々に対する福祉というのは、常に心にとめておいているつもりですので、今後、福祉課も含めて、さらなる支援など、どういったものがあるのかも含めて、今のやり取りを聞いている段階では、やはりもうちょっと施設的な部分、言うなればハードも少し考えなくちゃいけないのかなというようなことを今やり取り聞いていて思った次第ですけれども、ハードからソフトまで、いろんな面でバランスよくやっていくのは、もう当然だと思っておりますので、しっかり皆様に伝わるように施策を打ち出していきたいなと思います。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それだけではなく、いろんな面でバランスをしっかりととりながら村長頑張ってくださいと思います。

これで私の一般質問を終わりますが、村長4期目の当選おめでとうございます。また、村議会補欠選挙で当選された玉那覇登議員、当選おめでとうございます。しっかり頑張ってください。

村長においては、これから4か年、中城村の

リーダーとして、中城村を盛り上げていく責任を負っているわけでありますが、そのためにも、今ここにおられる課長の皆さんをしっかりと信頼し、できるだけ側近の意見にも耳を傾けて、また、我々議会との連携をしっかりとっていけば、これからすばらしい中城村ができるものと思いますので、その辺、村長よろしくお願いします。

これで終わります。

○議長 新垣博正 以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時28分）

~~~~~

再開（14時41分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、桃原清議員の一般質問を許します。

桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 皆さん、こんにちは。議長の許可を得ましたので、通告書に従い、一般質問を行います。5番 桃原 清。

大枠1番、土砂災害等への村当局の対応について。①令和元年度に発生した北上原地区の土砂災害について、中部土木事務所発注の工事、北上原地区地すべり応急対策工事（R2）が始まろうとしているが、それに伴って、地主や被害に遭った墓主に対して、村当局が行うべきこと、また、行う予定があるか伺います。

②令和元年度、北上原で災害が発生したとき、被害者に対しての村当局の対応で、説明では、当該区域は民間地であり、また、土砂災害危険区域に指定されているわけでもないのに、村当局が災害復旧の対応をすることはないと返事に被害者が大変困ってしまった経緯があります。

今後、同様の災害が起きる可能性があるが、村当局の対応について伺います。

大枠2、中城村の河川管理について。①河川管理者の定義について、ある資料によると、河

川は公共に利用されるものであって、その管理者は、洪水や高潮などによる災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行わなければならない。この管理について権限を持ち、その義務を負う者が河川管理者であるとあります。

中城村の下地区においては、山の斜面地と平地の境目辺りから、ちゃんと普通河川への対応は行われているように思えるが、上地区においての県道沿い、村道沿い以外の場所では、うまく管理が行われているとは思えません。

村当局としての、どのような基準で河川管理を行っているのか伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、桃原 清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課、大枠2番につきましては都市建設課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、実は、偶然といいますか、私も大枠1番の被害を受けられた方からお話を聞く機会がございました。そして、そのときに、宜野湾市の方でございましたけども、中部土木、県との関わり合いというんですか、問い合わせだとか、そういうことをうちの総務課の担当と話をして、その方にアドバイスをしたという経緯がございます。

ですから、御質問の村当局が云々というのは、もしかしたら誤解があるのかもしれない。自分、私が見ている限りでは、全然関係のないもので邪険にしたというような感じの対応じゃありませんでしたが、担当課も。それは、この場をお借りして、私自身が目で確かめた部分もございまして、あえてお話をさせていただきました。

いずれにしろ、そういう誤解がないように、村としましても被害に遭われた方が宜野湾市民だろうが、中城村民だろうが、場所がどこだろうが、しっかりとこれはアドバイスするなり、

でき得る限りのことはやるべきものだと思っております。

詳細につきましては、総務課のほうでお答えいたします。

以上でございます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 北上原で発生しました土砂災害等への村の対応について2つの質問がございました。一括してお答えいたします。

宜野湾市との境界付近の本村域内で地滑りが発生しております。

地滑りが発生した箇所は、宜野湾市在住の方の私有地でございます。近くには複数の墓が点在し、地滑りにより、その一部が土砂に埋まり、また、土砂により倒壊しております。

村は、地滑りの一報を受け、現場へ駆けつけ、被害の状況等を確認しております。また、地滑りが起きた箇所の地権者、被害に遭った墓の所有者との面談を行うとともに、工事を行う県の中部土木事務所とも連携を図っているところでございます。

地滑りした箇所が、あるいは地滑りしそうな箇所が私有地の場合、その対策については、土地の所有者が行うのは原則でございます。しかし、対策工事には高額な費用がかかることから、所有者が自己負担するのも現実的には難しい面もあると思われまして。

村としましては、地滑りが起きてしまい困惑している地権者、自然災害とは言え、地滑りにより被害に遭った方々、その両方の気持ちに寄り添うことが大切であると考えており、村の対応において、誤解が生じないよう適切に対応したいと考えております。

本村には、斜面地が多く存在します。大雨等により地滑り等が起きる可能性は高いと思われまして。住民に対し、危険箇所の周知、災害が起きる可能性が高まった場合の避難等について、周知したいと考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。  
○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠2についてお答えいたします。

中城村には、2級河川の普天間川があり沖縄県の管理となっております。法定外水路の管理は村になりますが、現在は整備計画などありませんので、冠水等支障が出る際は維持管理で対応していきます。

以上です。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 では、再質問していきます。

まず、大枠1の①、この件について、ちょっと県の対応を説明したいと思います。

県の中部土木事務所では、今回の災害に対して、やっぱり災害ですから、当初予算は全くない中で、場所を見て、高速道路から近いということで、公団の関連の予算から補助を得て工事を発注したということなんです。頑張って探しておるような感じはありました、予算をです。

あと、災害復旧工事というのは、なかなか施工業者の実入りが無いといいますが、赤字を出したりするような危険な工事も多いものですから、辞退者が多く、入札が成立しないということも多い中で、中部土木事務所は、約3,000万の工事なんですが、指名業者を44社指名しています。44社もあれば、どこか取るだろうということで、3,000万の工事44社、実際には8社、9社ぐらいが応札はしていましたが、それで業者は決まっております。

それと、去年、被害が起きて直後に、北上原のほうに墓の主とか、地主なんか何名もいるものから、ちょっと不安がってましたので、去年の段階で、今後の工事の予定などをちょっと説明してほしい、中部土木事務所に。そうしないと、被害者が不安がっているということで、中部土木事務所にお願ひしましたら、港湾河川課なんかでしたか、河川班、その班

長さんと、維持管理班の班長さん等は二つ返事で説明会も現場で開いてもらいました。

そういうものから見ると、県は発注に対しても努力はしていますし、ふだんからまず断るということをしないので、これは大変よくやっってもらっていると思います。

この状態のことを踏まえて、大枠1の②の同様の災害が起きた場合ということで、また、再質問をしたいんですが、ちょっと議長、休憩をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時52分）

~~~~~

再 開（14時53分）

○議長 新垣博正 再開します。

桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 大枠1の①、②の件で再質問をしていきたいと思ひます。

今現在、宜野湾市に近い工事、災害を含めて、令和元年7月頃、北上原のデイセンターひふみというのがあるんです。デイセンターです。ひふみの建物と50メートルぐらい離れているところに駐車場があるんですけど、その間はハンタ線、宜野湾と中城の境目の道のハンタ線というのがありまして、その辺は全部、道自体は全部中城村の区域に入っているんですが、その道が土砂崩れでちょっと崩れまして、ただ、写真では分からないんですけども、木が生い茂って、のり面が全部木の根が張っているものから、崩れ落ちてはないんですが、大変危ない状態ではあります。このハンタ線、中城村内にあるんですけど、宜野湾市の住民がたくさん利用はしているものから、宜野湾市役所のほうで、崩れた反対側に3メートルぐらいの幅で、約20メートルぐらい、すぐそばの地主の人にお願ひして、地主の提供によって3メートルぐらいの幅、20メートルぐらいを、道をちょっと広くしたんです。ですから、今は、半年ぐらいたって、

今車は通れるようになっていきます。これ2月頃の工事で、宜野湾市発注の工事でやりました。

ただ、災害復旧の工事はやってはいないんです。完全には。

これを、今後は早急に工事をしないことには、この場所は、水平に距離を測ると高速道路から20メートルぐらいのところなんです。今、木の根っこでもっている土砂が崩れ落ちたら、すぐ高速のほうに落ちていくような、それぐらいの近いところではあります。下から見て分からないもんですから、地元の人、宜野湾市役所以外の人には分からない。応急処置だけはされているという状態です。

この箇所は修繕しないと、下のほうにまた建設会社もありまして、電柱もちょっとゆがんでいる状態なんです、今は。下には建設会社もありまして、ですから、必ずや早急に対応をしないといけないという状態にあると思います。

それで、さっき県の対応の仕方で、ちょっと最初に説明しましたが、県は高速道路関係の予算を国から補助をもらって、今回、発注した工事の対応をしますけど、この件についても、ぜひ総務課の課長にもお願いもあるんですけど、県の土木事務所、県に対して、早めに災害対策として対応してもらえるように申請をしていただきたい、それをやってもらえるかどうかということで質問をしたいんですけど、課長、お願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

北上原の先ほどおっしゃっていたデイサービスセンターの近くでの地滑りについては、総務課としても承知をしております。総務課としては、その道が宜野湾市が管轄している里道であるというふうなことの認識でございます。

しかし、その下の部分については、当然、中城村域であるわけですから、それについては、

ふだんは宜野湾市民が通るかもしれませんが、その下には中城村域があるということからすると、宜野湾市、あるいは中城村、両市村で何らかの形で県当局との話し合いも必要なんだとうなというふうなことで考えております。

その要請すべきかどうかも含めまして、ちょっと両村で調整はしたいと、そのように考えております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 この件につきましては、令和元年度発注の工事の中で、宜野湾市は別の工事と一緒にここも応急でやっているわけですから、対応は当局と一緒にできると思います。

ちゃんと申請をして進めてください。

では、続きまして、大枠2、河川の管理について説明をします。

まず、北上原に161高地、北上原中心の山があるんですけども、その水についてなんですが、この161高地のほうは、村道が1周回するような感じで村道があります。

それで、以前は今の奥間側に向かっている斜面というのが、この斜面で集まった水というのはそのまま奥間のほうに流れていったんです。村道を渡って、村道の下から奥間のほうに流れるようになっていたんです、以前は。

安里に向かっている斜面というのは、安里のほうに水が流れるようになっていたんです、昔は。これが、安里のほうも大きな災害がありまして、十何年前でしたか、あのときにまた道はちゃんときれいにはされていますけども、この水を道が渡るような仕組みにはなっていないです。そのまま後でできた道の側溝を水が流れるようになっているんです。

ですから、奥間に向かっている斜面から安里に向かっている斜面、それと北に向かって、新垣側に向かっている斜面も、もちろん向かっているところに水は流れていきますから。

今度、若南線ができたんですが、そこもきれいにできてはいます。しかし、山の約半周分の水が、全部1周走り回って、全部同じところに来るようになっていてるんです。以前は、奥間側に落ちて、安里側に落ちている水があったんです。それが全部1つの側溝で、村道の1つの側溝で1周回るような感じで若南線の側溝に入るようになっていてるんです。

その後、今はもう毎回ちょっと雨が多くなると氾濫が起きたりしているわけです。道に水がたまっている。若南線の完成した若南線の上の横の道で水がたまっている。若南線のちょっと入って下りていったところでもうあふれて、畑の土を相当流すと。畑の土も1メートル幅ぐらいで、ちょっと多く土を流された畑もありました。今は自分でちょっとコンクリートをやったり、また、都市建設課が対応した部分もあります。それと、地主がやった部分とか、そういうふうに今対応をしています。

また、それ以外でも、下のほうでも3か所ぐらいであふれるような感じになっています、ちょっと雨が多いと。

その件については、あふれるところを都市建設課長は今確認はできていますでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現場も確認して、若南線ですか、その側溝の蓋が何回も浮いているものは確認しております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 若南線もまだ、新しい、まだ完成もしていないぐらいなんで、まだ新しいところなんで、1回出来上った村道は簡単に壊すことができないんで、ちょっと時間をかけて、消防学校の近くが一番高くなっているところから、ちょっと調べて、今後の対応を都市建設課長と考えてみてもらえますか。あれは、今の状態では、ちょっと雨が降るたびに毎回氾濫

するというのはあまりいい状態ではないです。そこをお願いします。

あと、もう一件では。北上原で以前、大きい畑があったんですけど、ここ何十年耕作放棄地になったり、まだ畑が残っている状態もある、耕作放棄地もある、原野状態になっているところも多い。木も生い茂っているところもあるというような状態になっている場所があるんですが、そこは相当水の量が多いんです。161高地から西向けのところなんですけど、相当に水が多いんです、あの辺。ちょっと広い範囲なんで。その水が、昔でしたら、素掘りで作ってみんなやっておりましたけど、今、畑もなくなる、放棄地も多くなる、その中で、一個人が整備をしようとしても、自分で溝を掘っても、膨らむ状態になったところもありますから、ただ掘っていくと、ほかの土地を、ほかの地主の土地をまた削ったり、いろんな状況が出てくる可能性があるもんですから、今後、整備するときはどうしようかという話も以前あったもんですから、それで、こういうところを整備するとき、水の流れを、都市建設課のほうで、現場を見て、相談に乗って指導したりとか、または、その場で使う材料、ヒューム管とか、ああいった材料の支給などもできるかどうかをちょっと伺いたいと思いますが、お願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時04分）

~~~~~

再 開（15時04分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず、今、現場がちょっとはっきりわからないところがありまして、正確な答えになるかどうかわかりませんが、現在、村としては排水路計画がありません。そこは、本来であれば、しっかり計画を立てて整備をしていくのが本来

だと思いますが、ただいまおっしゃっていたところが、例えば里道とか道路であれば、地域からの、自治会からの要請であれば、資材の提供とか、そういったのは可能かと思えます。

ただ、個人的な場合は、それはちょっと該当しないのかなというふうに考えます。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 わかりました。ただ、今のような話が今後も出てくると思いますが、そのときには、これは排水というよりも、普天間川の支流になるんです。ですから、こういう場合、課長も同行して、現場を見てもらって、それから村がどの辺までは対応ができるということ聞きながら、一緒に私も回りながら、やっていきたいと思えますので、そういうときには同行して、現場を調査するようなことは、今後、可能ですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 可能であります。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 ありがとうございます。今日の一般質問の中での総務課長と都市建設課長には、また、随時情報とかありましたら、また持ってきますので、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、桃原 清議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時07分）

## 令和2年第4回中城村議会定例会（第4日目）

|                                |                 |                     |                      |           |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|----------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和2年6月15日（月）    |                     |                      |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                      |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和2年6月18日（午前10時00分） |                      |           |
|                                | 散 会             | 令和2年6月18日（午後2時54分）  |                      |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号              | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                  | 比 嘉 麻 乃   |
|                                | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                 | 安 里 ヨシ子   |
|                                | 3 番             | 渡嘉敷 眞 整             | 11 番                 | 仲 松 正 敏   |
|                                | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                 | 金 城 章     |
|                                | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                 | 石 原 昌 雄   |
|                                | 6 番             | 玉那覇 登               | 14 番                 | 伊 佐 則 勝   |
|                                | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                 | 新 垣 善 功   |
|                                | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                 | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |                      |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 2 番             | 新 垣 修               | 3 番                  | 渡嘉敷 眞 整   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 新 垣 親 裕             | 議 事 係 長              | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こども課長                | 金 城 勉     |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治   |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都市建設課長               | 仲 村 盛 和   |
|                                | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲 村 武 宏   |
|                                | 住民生活課長          | 義 間 清               | 上下水道課長               | 知 名 勉     |
|                                | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 教育総務課長               | 比 嘉 保     |
|                                | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生涯学習課長               | 稲 嶺 盛 昌   |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 幹<br>主     | 宮 城 政 光   |
|                                | 健康保険課長          | 仲 松 範 三             |                      |           |

議事日程第4号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、新垣貞則議員の一般質問を許します。

新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは、議長の許可を得ましたので、7番 新垣貞則、一般質問を行います。

大枠1番です。久場地区の施設修繕をして住み続けたいまちづくりを図る。①久場地区第二児童公園階段の手すりは老朽化に伴い危険な状態ですが、対策は。②久場地区内の道路は街灯が少なく暗い状況です。今後の街灯の取組について伺います。③久場地区農地保全1号線農道に大量の不法投棄がありますが、どのように改善するか伺います。④久場地区河川修繕、新垣氏住宅、1231番地の河川はコンクリートが破損して陥没のおそれがありますが、対策は。⑤農地用排水路U字溝のずれ補修は。久場前浜原の排水路のU字溝がずれて浸食して崩れかけております。その対策について伺います。

大枠2番です。新型コロナウイルス対策について。①特別定額給付金と子育て世帯への臨時特別定額給付金の進捗状況と課題について伺います。②教育支援体制整備事業補助金の取組について。空気清浄機と飛沫感染防止板の配置について伺います。③村内認可外保育園や放課後児童クラブへの経済支援は。④村内企業への新型コロナウイルス感染拡大防止に要する経費の給付金の取組について伺います。⑤就学援助制度を受給している要保護・準要保護世帯の生活支援について伺います。⑥子どもの見守り強化アクションプランの取組について伺います。

以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、都市建設課、住民生活課、産業振興課のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては、企画課、こども課、教育委員会、産業振興課のほうでお答えをいたします。

御質問の新型コロナウイルスはもうずっと議員の皆さん方から質問も受けておりますけれども、昨日も少しお話をいたしましたけれども、今後、非常にまた第2波と出てまいります。そういう意味では、より効果的に、より迅速にやっていくことが肝要かと思っております。ぜひ、議員の皆様方からの御意見、御提言などもしっかりと耳を傾けて、取り残すことがないようにしっかり施策は展開していきたいと思っております。

詳細につきましてはまた担当課のほうでお答えをいたします。

以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。

大枠2の新型コロナウイルス対策について、これまで何度も答弁をしております。一番大きな問題は、これから先、ウイルスがどういふふうになっていくのかが分からないということです。

教育委員会としましても、危機管理の鉄則として、最悪を想定して準備をしておかないといけないと思っております。この件は、予算の件もありますので、今後想定されることへの対応をほかの課とも相談しながら進めていこうというふうを考えております。

詳細については、②、⑤について、教育総務課長から答えさせます。

以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠1の①、②、④についてお答えいたします。

まず、①についてです。久場自治会長より要請を受けており、業者に修繕の依頼済みであります。

②につきましては、集落内の街灯については、平成29年度事業において、自治会からの要望箇所へは設置しております。国道の街灯については、今年度も国道事務所へ要請はしております。

それから、④についてです。これも久場自治会長より要請があり、河川の修繕は済んでおります。

以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、私のほうから大枠1の③についてお答えをいたします。

現場を確認したところ、ごみが農道敷まで投棄されているものを確認しました。私有地については、所有者の管理責任において自己処理していただくこととして認識しております。農道敷で村が回収すべき物であれば、村で対応いたします。

また、今後の不法投棄を防止するため、看板やカメラの設置をする中で、農道管理者である産業振興課と対応を検討したいと考えております。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは、貞則議員の大枠1番の⑤についてお答えいたします。

何年前前に一度修繕している排水路です。排水路1筆上の地盤が緩く、滑っている可能性があります。抜本的な改善はすぐにはできませんが、被害拡大を防ぐため、排水路の補修作業を既に完了しました。

続きまして、大枠2の④についてお答えいたします。

産業振興課としましては、事業者向け緊急包

括支援事業として、村内で活動する609事業所へ一律3万円の支援金を給付し、その経営を支援する予定で進めています。金額としまして1,827万円です。

また、商工会と連携し、緊急相談窓口を商工会事務所に設置し、中小企業診断士と社会保険労務士を配置し、対応します。委託料として200万5,000円を予算計上して進めているところです。

以上です。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、新垣貞則議員の大枠2の①の定額給付金についてお答えします。

特別定額給付金の6月8日現在の支給対象者2万1,893人、対象世帯9,086世帯となっております。

6月16日現在の申請世帯が8,422世帯、率にして92.69%の進捗となっております。

課題につきましては、記入例が分かりづらいというようなお電話が多数あったことが挙げられます。

以上です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠2の①の子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、児童手当の一般受給対象児1,768名への支給を6月26日で予定しております。

③の経済支援につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として購入する備品や消耗品に対し、1施設50万円を上限に補助いたします。

また、コロナ対策として、利用自粛への協力に伴い、利用料の減収が生じている利用料減収分についての補填を行います。

⑥のアクションプランの取組につきましては、県からの通知がなく、確認したところ、コロナのばたばたから通知ミスがあったということで、先週末、通知を頂きました。内容を確認しまし

たが、こども課におきましてはアクションプランに沿った対応をしております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、新垣貞則議員の大枠2の②について、教育支援整備事業補助金では、空気清浄機を12台購入し、各幼稚園へ設置しております。現在のところ、学校施設への飛沫感染防止板の設置については、本事業では行っておりません。

続きまして、⑤について、就学援助制度の認定者へ地方創生臨時交付金にて教材支援事業を行い、準要保護の認定者1人に1万5,000円を上限に支給いたします。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは、大枠1番の①久場第二児童公園階段の手すりが10メートルありますが、老朽化に伴い約3メートルのところから破損して、手すり同士の間は穴が開いて危険でした。子供たちが鬼ごっこで遊び、3メートルの階段から落ちて命に関わる大きなけがにつながります。また、児童公園は地域住民の方々の散歩道となっており、階段の上り下りに手すりを利用している。

久場自治会長が安全対策として虎ロープをしています。先ほど都市建設課長からは業者に発注をかけているとの答弁でした。区民の安全性を守るために、早期の対応、ありがとうございました。感謝します。

それじゃあ、次に、②の久場地区内の道路は街灯が少なく暗い状況ですが、今後の街灯の取組について再質問します。

久場地区の道路は街灯が少なく暗い状況ですが、今回、省エネ推進整備補助金4,655万2,000円で村全体400基、一括交付金で整備します。久場区はLED37本、LED以外38本、合計75本の整備をしますが、作業工程を説明をお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは、お答えいたします。

現在、工事費の積算中でありまして、7月頃には発注がかけられるものと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 先ほど都市建設課長から再度ありましたように、久場地区内の道路は街灯が少ない状況です。平成29年度の国・市町村、防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業で村全体の街灯を整備しました。前回は各自治会長に地域の防犯灯設置要望箇所の場所を役場に提出してもらいました。今回はどういった手続で設置する考えですか。お伺いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えいたします。

今回の工事は、現在ある水銀灯・蛍光灯のLEDへの取替え工事になりますので、新たな設置工事はありません。

今後、また新たな設置につきましては、これまでどおり、自治会からの要望を受けて検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 当初予算に街灯の整備ということで一括購入400基というのが載っています。それも省エネ推進整備事業で組まれています。それで、久場は今言ったように合計75本整備するというプランがあります。それで、その整備計画をどういった形でやりますかという質問です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時17分）

~~~~~

再 開（10時18分）

○議長 新垣博正 再開します。

それでは、丁寧に答弁させますので。

都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず、現在LED化されていない各自治会の

街灯、それをLED化に変えていきますので、当然、久場の変更されていない部分も今回の工事の中には含めていきます。全てまだ詳細ははっきりしていないのですが、約400基ぐらいあるだろうということで、今回、この工事で整備していくことになります。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 前回も久場自治会長と各自治会に防犯灯設置場所という書類を自治会に上げてから、その自治会が設置場所を役場にあげていますので、そういった形のほうがよろしいんじゃないかなと思って、そういったのも参考にしながらやってください。

次、③です。③の久場地区農地保全1号線農道に大量の不法投棄がありますが、どのように改善するか質問します。

令和元年度の12月の定例会で、久場地区農地保全1号線農道は不法投棄があり、農家の人から美観が損なわれ、捨てられた場所は悪臭や、周辺の土壌や水などに様々な悪影響を及ぼしているので、ごみ対策するように言われましたので、12月の一般質問で不法投棄対策を取るように質問しました。住民生活課長も現場を見て、この場所は12月と比べて現場は現在どんな状況ですか。説明をお願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、再質問についてお答えをいたします。

再確認をした状況についてのお伺いと認識しますが、投棄現場は12月に比べ、ごみが農道敷まで投棄され、さらにごみが増えている状況が見受けられました。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 平成28年、総務常任委員会で、久場地区農地保全1号線農道に不法投棄があり、改善するように指摘しました。毎年のように不法投棄が増え、洗濯機、テレビ、そ

して冷蔵庫やクーラーなどの家電4品目や、家庭から出たと思われるペットボトル、空き缶、生活ごみ、建設廃材のごみなどが捨てられています。農家の人から、不法投棄がある場所の近くで、里道に新たにドラム缶6個のごみや建築資材などが捨てられていると言われましたが、現場を確認しましたか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、再質問についてお答えいたします。

その前に、こちらのほうを御参考いただきたいんですが、こちらのほうの写真のように、現場のほうは確認をしております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 ここはもう毎年のように不法投棄が捨てられ、農家の人からドラム缶6本が里道にあると言われました。そのドラム缶の中には油が入っています。それで、油が漏れているそういったドラム缶が6個捨てられている。それを確認しましたかという質問です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、再質問にお答えをいたします。

ドラム缶の中までは確認はしておりません。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 農家の人から、ドラム缶6本も捨てられて、建築資材もまた里道に捨てられているということがあります。それで、毎年のようにここはもう不法投棄が山積みになっています。なぜごみが増え続けるのかその理由と、今後どのようにして改善していくかお伺いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、再質問についてお答えをいたします。

なぜごみが増え続ける理由、どうして不法投棄はなくなるのかとのお伺いと認識しておりますが、不法投棄に対する意識の低さ、不法

投棄をしても誰かに害を与えるわけではないという意識、捨てることにお金がかかる、ごみを捨てるのにお金がかかるので支払いたくないという気持ち、一番の要因は、ばれなければ、身勝手にモラルの欠如が欠けているものと、要因と考えております。

今後は、私有地については所有者の管理責任において自己処理していただくこととして認識しております。

また、今後の不法投棄を防止するため、パトロールと看板・カメラの設置で対応してまいりたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 住民生活課長は前回もそんな答弁をやられています。平成29年も同じような課長答弁、ここに防犯カメラと看板を立てると言いました。不法投棄対策ということで看板や防犯カメラを設置すると答弁なされた。そこは立て看板とか防犯カメラを設置していますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、再質問についてお答えをいたします。

現場は数回確認しております。農道部分まで投棄されているのも確認しており、投棄されている物の中から個人情報等もあって、現在、宜野湾署へ通報し、伊舎堂駐在所とともに現場確認もしているところでございます。

不法投棄に関しては、情報の進展がない状況の中ではありますが、今後は、先ほどの答弁と重複しますが、パトロール、立て看板等々、対策を考えたいと考えております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時27分）

~~~~~

再 開（10時27分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、再答弁させていただきます。

現在、既にもうカメラのほうは設置しております。看板のほうもこの前設置をさせております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 私も現場を確認しましたが、課長がおっしゃったように、こういったのを持っています。ここに不法投棄がやられています。そこにカメラあります。そこに立て看板もありますかという意味です。今、僕が言っているのは、久場農地保全1号線の話をしています。賀武道線の話はしていません。不法投棄されているところに今防犯カメラとか、それから不法投棄の看板とか設置していますかという質問です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、再質問にお答えをいたします。

こちらのほうも写真のほうを御覧いただきたいんですが、現在、カメラについてはこの場所ではなくて、この農道の入り口等、この場で具体的な場所についてはお答えは差し控えますが、カメラのほうは設置をしております。看板についても、入り口の部分等に不法投棄に関する貼り紙と看板等の設置もしております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 時間がないです。課長、僕が言っているのは、その場所に、不法投棄されているところに防犯カメラと不法投棄の立て看板を設置していますかという質問です。

それで、私有地は先ほど所有者の管理責任において自己処理によって不法投棄を片づけるとありました。それで、不法投棄、私有地について所有者の管理責任において自己処理となっているとは、具体的にはどういった意味ですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時30分）

~~~~~

再開（10時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、再質問についてお答えいたします。

個人の財産なので、当然、所有者の管理責任において管理をしていただくということでございます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、不法投棄を片づけない理由は、多分、この私有地の方々に不法投棄されています。自分の土地に不法投棄されているのに片づけないと言っても、この私有者は絶対片づけないと思います。だって、不法投棄されているんだから。そういうことです。私有者が片づけるということは、自分の土地の不法投棄は自分で片づけないという意味ですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時31分）

~~~~~

再開（10時32分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、再質問についてお答えいたします。

個人所有の土地なので、当然、自己の土地は自己管理として自分で財産の管理はするべきものと認識しており、当然、自己の管理でもってそのような対応もしていただくものと認識をしています。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 私は、不法投棄をどんなふうにしたら片づくかといつも考えているものだから、住民生活課長がやっている行為については別にそれでいい。不法投棄をゼロにしたものだから、それで、そういうことで質問をやっています。誤解がないようにお願いします。

それで、私有者については、私有者の管理責任において自己処理となっているが、自分の土地に不法投棄されたらなかなか片づけないと思います。

改善する方法として、予算的に厳しければ、賀武道線の不法投棄もボランティアの方々が不法投棄を農道に集めて不法投棄を片づけました。

久場地区農地保全1号線農道も、不法投棄を改善するために、地域住民の方にユンボとトラックの運転手がいます。重機使用料約200万組まれている。運転手代とか約5万円で不法投棄が片づけられます。地域住民と住民生活課が連携を取ったら改善になる。久場農地保全1号線の農道、不法投棄を改善するために、地域住民と連携を取りながら、5万円の重機使用料とかできないものか伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時34分）

~~~~~

再開（10時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、再質問についてお答えをいたします。

地域のボランティア等で連携してこういったごみ処理について収集されたごみについては、その後のごみについては住民生活課のほうでも処理については対応は可能かと思えます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 住民生活課長も一緒に連携を取ってやりましょうということですので、私、難しい話はしていませんのでね、久場の地域の住民の方々と行政の皆様の方々と一緒に連携を取りながら不法投棄対策をやっていきましょうという質問ですので、そうしたらすぐ片づくと思いますので、そういったことも検討なされてください。

次、④です。久場の河川修繕です。新垣氏住

宅、1231番の河川はコンクリートが破壊して陥没のおそれがあり、久場自治会長から都市建設課長に久場地区河川修繕依頼の文書がありました。第二児童公園の地下を横断する河川、新垣氏住宅の両サイドの河川は、山から大量の水が流れて浸食され、コンクリートが破損され、土地の部分が削り取られ、内部が空洞化して土砂が崩れる危険性がありました。先ほど都市建設課長から現場を確認して、コンクリートの修繕をしてあるとの答弁がありました。土砂崩れの危険性がありましたので、早急な対応、どうもありがとうございました。

次、⑤です。久場前浜原の農地の排水路のU字溝がずれて浸食し崩れかかっていますが、その対策についての質問です。先ほどの農林水産課長からの答弁では、現場を確認して修繕してあるとの答弁でした。早速の対応、感謝を申し上げます。

それで、農用排水路U字溝のずれている原因について質問します。

私なりに久場賀武道線、前回は道路が沈下して凹凸していたので、修繕で対応しました。現在、賀武道線の地盤沈下したところのガードレールが崩れかかっています。賀武道線や前浜原線の排水路のU字溝のずれは、土砂崩れが起きてずれているかもしれません。この場所は地滑り警戒区域箇所であり、土砂が崩れる原因として地滑りが起きているか確認するために、中部土木事務所に調査依頼をする考えはないでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 ただいまの質問にお答えいたします。

今、県の中部土木事務所が今現場調査を行っています。この周辺一帯は中頭東部地滑り観測の対象として、主に道路周辺の移動を観測しています。

中部土木事務所に問い合わせたところ、現在

まで地滑りの兆候のある変異はないという答えを頂きました。

ただ、電話し中部土木のほうと現場を一応確認して、観測点を増やすように今お願いしているところです。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 じゃあ、大枠2番のコロナウイルス対策の感染について質問します。

先ほど、企画課長、それからこども課の答弁がありました。進捗状況も大体進んでいるみたいですので、もう早急に村民のほうに届けるように頑張ってください。

現在、国からのコロナ対策事業でこども課の職員の皆様も事務量が増えて大変だと思っています。特別給付金や子育て世帯への臨時交付金は、コロナウイルス感染拡大で経済的に困っている村民に早急に支給できるように頑張ってください。職員の皆様の仕事が困っている村民を助けますので、今後とも早めに村民に届けるように頑張ってください。

次、②の教育支援体制整備事業補助金の取組について質問します。

沖縄県では、コロナ感染も収まりつつありますので、飛沫防止板より空気清浄機について質問します。

教育支援体制整備事業補助金は、国から幼稚園に1施設50万の補助金で、支援の内容は備品購入で空気清浄機も購入可能です。消耗品として、マスク、エタノールなどに使えます。中城村議会でも5月10日の臨時議会で子供たちのコロナ対策として、中城幼稚園、津覇幼稚園の空気清浄機やマスクなどの予算を可決しました。

それで、しかし、村内の小学生・中学生は空気清浄機を整備されていませんが、教育支援体制整備事業補助金で整備できないでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、貞則議員の大枠2の②、再質問について、教育支援整備の補助金では、額的に幼稚園とかの設備のほうの補助金ということで頂いておりますので、これでは幼稚園の設備を行っております。

今回、臨時対策給付金のほうで学校施設のほうに扇風機のほうを購入して、中城小学校が56台、津覇小学校が48台、中城南小学校が74台、中城中学校が60台、合計238台の扇風機で換気を行うための扇風機を購入ということで取り組んでおります。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、扇風機でしたよね。扇風機もよろしいと思うんですけど、だって、幼稚園とか空気清浄機を整備します。保育園も整備します。なぜ先ほど教育長もコロナの感染を図ると言っていました。空気清浄機はコロナ感染の対策にならないんですか。僕は小学校や中学校も空気清浄機は必要だと思う。特に夏場はこれから暑くなります。暑い中でやっていますので空気を清浄してきれいにしないといけない。コロナの対策のためには空気清浄機が必要だと思っています。そういうことで、こういう方法ができないものかというのを伺います。空気清浄機は必要ですので、予算もいろいろあると思います。そういったのをやりながら空気清浄機を整備できないですか。再度伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの小学校・中学校の教室への空気清浄機の配置ということでの御質問なんですけれども、小学校及び中学校の教室に空気清浄機を整備する場合、この広さ、公共の教室の広さ当たりになりますので、1基当たりの値段が結構高額となり、これを教室分整備するには今回の臨時交付金でも間に合わないほどの額となっており、空気清浄機の場合には閉まった部屋で空気を清浄するとい

うような形ですので、今、3密を防ぐために窓を開けながら空調を回しているという状態もありますので、全てではありません。10センチとか15センチほどの窓を開けて、そこに扇風機を向けて換気をよくしているというような形のもので、扇風機ということで購入しております。空気清浄機の場合には、もう閉めた状態で空気を洗浄するという状態なので、扇風機のほうを購入している状態です。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 子供たちの平等ということで保育園や、幼稚園の子供たちもやります。そういった形でなぜ学校は整備しないのかなという質問です。先ほど教育総務課長から答弁がありましたように、補助金があるからやるのではなく、子供たちの感染防止対策をやるためには一般財源もありますので、そういった形でぜひ検討なさってください。

それでは、次、③の村内認可外保育園や放課後児童クラブの経済支援は、補正の予算にもあります。経済支援として、認可外施設保育料の減免補填、0歳から2歳24名に4万2,000円2か月分、3歳から5歳10名に3万7,000円を支給します。こども課長からそういったいろいろな答弁がありました。早急にこういった子供たちのコロナウイルス感染防止対策を図るために、スピード感を持って支給をやらせてください。

次、④村内企業のコロナウイルス感染拡大防止に要する経費の給付金の取組について質問します。先ほど産業振興課長の答弁がありました。商工会の社会保険労務士配置事業、緊急相談窓口設置委託料として200万5,000円と、企業の皆さん609件に3万円を支給します。中城商工会長から中城村議会新垣博正議長や中城村長宛てに、新型コロナウイルス感染症の発生による各企業への緊急経済支援についての要請があったと思います。その要請文書の内容を説明お願い

します。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えいたします。

5月7日に商工会から要請がありました。内容としましては、村内企業に対する緊急相談窓口設置に係る補助金及び事業所に対して一律5万円の給付の要請を受けています。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 要望書では、中城村内では飲食業や小売業、マリンレジャー関連などの中止に影響を拡大し、さらには建設業や製造業のあらゆる産業へ影響を及ぼしている。商工会員、事業所においても、新型コロナ感染症特別貸付けのあっせんや県中小企業セーフティネット資金などで経営をしのいでいる現状である。今後の村内企業がこれまでにない非常に厳しい状況に置かれているため、一律事業者当たり支援金5万円の要請が出されています。5万円の要請が出されていますが、私としてはなぜ要請どおりにできないのかなど。3万円の支援となっていますけど、企業の皆さんの要請どおり、5万円を支援できないでしょうかという質問です。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えいたします。

村の予算に、地方創生の臨時交付金を充てています。村全体の支援事業が多数あって、国が交付する額より予算オーバーしたことから、一部持ち出しも行っている状況であります。村の中でも限られた予算の配分を調整しましたが、結果、要請どおりの助成額を確保することができませんでした。

今後、第2次補正予算等、また、国・県の支援金があれば、予算確保に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 予算関係ですので、村長に質問します。

全国的に国からの特別定額給付金10万円も4割しか届いていない。新型コロナの影響で収入が減った中小企業など、最大200万円を支給する持続化給付金も申請から1か月以上過ぎても未支給のケースが約50万件に上っています。その間に企業経営は苦しくなり、倒産に陥り、全国では失業者が増えて景気も悪化しています。沖縄県でも、観光関係のホテル、マリンレジャー、居酒屋、飲食業、小売業など、影響が拡大して、建設業などのあらゆる産業へも影響が出ています。

中城村でも企業の皆さんが困っているから村への要請です。企業が経営が苦しい状況で失業者が悪化しないように、まずは雇用の維持、倒産の抑止に取り組まなければならない。この前、飲食業の経営者に「経営はどんな状況ですか」と尋ねたら、コロナの感染で経営は非常に厳しいところです。村内の企業の苦しい状態での孤立。要請どおり支援できないのか。ここは村長の決断力、5万円の支援をできないですかというお伺いです。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今の御質問は正直なところ、もう過去の話でございます。全て配分が終わって、村の独自の、そして議会に承認もいただいてやったものから、次のステップのお話と捉えてやっていますけれども、当然、そこには商工会の会長さんにも僕のほうからも希望どおりできなくて申し訳なかったですねと、次、また2次補正の話がありましたから、そのときにはしっかりまた考えさせていただきますのでねという話はやらせていただきました。

ここで大事なものは、端的に思うんじゃないかと、

全体的に中城、例えば各市町村全て事情が違うわけですが、地域の事情が。どこに力点を置いて支援していくかというのは各市町村当然違ってきます。ですから、全てが同じことではなくて、中城においては子育て支援の部分に重点を置いてやらせていただきましたと、それは御理解くださいということで商工会のほうにもお話もさせていただいて、理解もいただきました。

そういう意味で、2次補正については、第2弾についてはもちろんケアはやらせていただきますけれども、決してないがしろにしているとかそういうことではございませんので、しっかり先ほどもお話ししましたけれども取り残すことがなくやっていきたいと思っておりますので、今度出てくるまた2次補正、皆さんにお願いすると思っておりますけれども、そこにはしっかり皆さんからの意見も聞いた段階で配分は考えていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 第2波とかもそういった形で企業の経営も苦しくなると思いますので、企業の皆さんが倒産しないように、経営を活性化するためにそういった支援をまた検討なさってください。

次、⑤です。就学援助制度を受給している要保護・準要保護世帯の生活支援についてです。先ほど教育総務課長から答弁がありました。今回の補正予算で、準要保護への教材費補助で1人当たり1万5,000円の370名分が支給されるとありました。準要保護制度を充実させることが貧困対策やコロナ対策につながりますので、今後とも準要保護制度を充実させてください。

次、⑥です。最後です。子どもの見守り強化アクションプランの取組について質問します。子どもアクションプランは、先ほど届くのが遅かったということでしたけど、今度、子ども見守り強化をすることがコロナ対策の改善につながると思います。それで、子ども見守り強化ア

クションプランを進める上での課題は何かありますか。その課題を解決するための取組、または確認した情報の集約と進捗状況については、要保護児童対策地域協議会で集約・管理するとありますが、要保護児童対策地域協議会はどういったメンバーで構成されていますか。説明をお願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えします。

アクションプランにつきましては今読み込んでいるところでございまして、現在、課題等はございません。

要保護対策地域協議会のメンバーですけれども、児童相談所、福祉事務所、宜野湾警察署、村の社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、母子保健推進員、村役場の関係機関、教育委員会、各学校、幼稚園等がメンバーとなっております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 厚生労働省において、子どもの見守り強化アクションプランに基づいて、独り親家庭などに対する子どもの生活・学習支援事業、生活困窮世帯に対して国庫補助事業を有効活用し、必要な支援を行いたいとあります。

それで、独り親家庭に対する子どもの学習・生活支援はどのように取り組む考えですか。お伺いします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

このアクションプランにつきましては、コロナの状況下で支援が必要な子供たちへの見守りを強化する行動を進めてくださいということで、その行動を取りながら、同時に独り親世帯や生活困窮世帯への様々な補助事業も有効活用してくださいというような内容であったかと思えます。

独り親だけではなくて、生活困窮世帯で特に

支援が必要な家庭への生活支援としましては、現在、貧困対策の居場所の提供事業を実施しております。

学習支援につきましては、県事業ではございますが、要保護・準要保護世帯を中心とした困窮世帯の小中学校の児童生徒への無料塾という事業がございまして、そこを運営している法人への積極的な関わり、連携協力をしております。これまで通っている全生徒とも高校へ合格したり、成績が上がっているということも成果としてはお聞きしております。成果が著しくよいということと、ニーズが非常に多くてクラスがあふれているという状況もお聞きしましたので、村としても、県に直接、クラスを増やす予算増の要望もし続けております。その結果もございまして、今年からは予算が増えるという結果につなげております。

付け加えて申し上げますと、この事業というのは全市町村で実施されている事業ではございません。他市町村でも手を挙げたり、クラス増というのを要望しているというふうにお聞きしているところですが、県も予算がないというところでお断りをしているという状況下、本村も強い要請をした結果、クラスを増やすという成果を勝ち取ったと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 僕の資料の中では、厚生労働省の局長から各市町村に宛てられた文書があります。その中に、独り親子の支援ということで、そこで国庫の補助事業等を有効に活用し、こういった対策を取るようにとありますので、今回、そういった補正予算で独り親世帯に1万円の100人分の予算が組まれています。独り親の方々にそういった予算を使いながら、ぜひ支援をしてください。

そろそろ時間ですのでまとめます。

住民の生活と命を守る最後のとりでは市町村です。財政や職員数に限りがあるとしても、こ

のような事態や災害に市町村の在り方として何としても住民の命・暮らしを守る機運が、気構えが必要です。特定給付金などの業務で多忙、または生活保護などの相談が増えている実態もあります。市町村として、このような事態下で何をなすべきか考えて、道を探して、道を切り開くのです。

コロナの感染予防で大きな時期です。このようなきこそ、憲法に基づいて社会保障を拡充することを根づかなければならないのです。具体的には、まず、①尊厳のある労働と賃金、迅速で十分な休業補償、全ての人の住宅を確保。②人たるに値する生活を保障する所得補償制度。③子供、障害者、高齢者などの社会福祉の拡充。緊急時に対応できる入院医療費の確保。④全ての子供に保障すべき保育・教育の拡充。これらを通して大きな格差をなくし、全ての人がその人らしい自由で生活できる社会を目指すべきだと思っております。

私は、コロナの対策で大切なことは、連携の密を強化する必要があると思っております。議員の皆さん、行政の皆さん、地域の皆さんがおのの持ち場で役割を分担して、お互い同士協力し合い、助け合い、支え合いながら、連携の密を図ることによってコロナ対策につながり、地域の活性化につながると思っております。

今後とも、行政、議員は車の両輪のように連携を図り、最少の予算で最大の効果が出せるように頑張りましょう。未来のことは誰にも分からないが、すばらしい未来は自分たちで築くものだと思います。これからも村民のために汗を流して、ピンチをチャンスと捉えて、連携の密を強化してすばらしい中城村とするために、みんなで気張っていきましょう。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時04分）

~~~~~

再 開（11時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 議席番号2番 新垣修、議長より発言の許可を得ましたので、通告書に従って質問をいたします。

大枠1番、中部広域都市計画移行。①3月定例会において、北中城村長とトップ会談を行い、情報を提供するということでしたが、進展の説明を求めます。②4期目の公約に3つのポイントを挙げて、移行への実現を掲げております。区域区分制度がないため、土地利用度は格段に増すが、逆に自由度が上がり過ぎて保全と環境のバランスが対比的に生じないか不安視されます。そのためにも、村長が公約に掲げております秩序のある中城村の発展のためともありますけれども、環境悪化防止策も考えながら、20年、30年先を見据えた計画の策定を目指さなければなりません。計画移行に伴う用途地域制限等を含めた構想図、頭の中で描いている青図でもよいのですが、そのような描写はできているのか伺います。③土地利用の選択肢を広げるという内容について、具体的にどのような選択内容なのかを伺います。④土地利用に関し地域と一緒に主体的に選択して発展につなげると計画理念を挙げていますが、住民とのあるいは地域との合意形成に向けて、どのようなサイクルで進めていくのか伺います。

大枠2番、新型コロナウイルス感染症対策防止等。

3月定例会で令和2年度予算が決定しましたが、諸般の密を避けなければならない事情により、各課で実地計画していた事業が自粛や規制等で中止・延期、事業日程の見直しを余儀なくされました。今後、第2波、第3波が発生するとも報じられております。県内のイベント関係

においては、10月、11月等の中止も出始めております。特に那覇大綱挽のほうも中止になり、中部地区では中部トリム・ハーフマラソンなども中止というふうになっております。

そこで、①企画課、教育総務課、生涯学習課、産業振興課等で計画しておりました平和派遣事業関係、海外派遣事業、ESLキャンプ事業、千葉県旭市派遣事業、中城村子ども育成福智町派遣事業、中城村文化まつり事業、プロジェクションマッピング事業など、今後どのような取組展開するのかを伺います。そして、今後中止になる事業等はその他にもあるのかを伺います。

②5月20日、各自治会において公民館の利用ができるようになり、健康教室やふれあい事業が行えるようになりました。そこで、感染症防止対策のためなど、公民館にアルコール消毒液等を配布していただけないか伺います。

③通常であれば4月から行っている事業ですが、感染症防止のため、一時中断しました。そのため、補助金の平等割額においてですが、次年度の算定において、参加者対象補助金を減額することなく、通年査定で補助してほしいと考えますが、可能かどうか伺います。

以上、明快な回答をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣 修議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、私のほうでお答えをいたします。大枠2番につきましては、教育委員会と福祉課のほうでお答えをいたします。

まず、大枠1番、中部広域都市計画への移行についてでございますが、まず最初にお話をさせていただきたいのが、今回の新型コロナウイルスの関係で正直なところ協議会なども開かれるめどがまだ立っておりません。ですから、お隣の北中城村長と実は県の担当と一緒に、じゃあ今後こういった方向性で持っていくかということももうキャンセルになりまして、先週でし

たけれども、県の担当者が表敬訪問に訪れまして、今後、北中城と県とももちろん中城と、まずは入り口の話合いを議員おっしゃるように会談めいたことを今議会が終わった後にスケジュールを決めていきたいと思いますということまでは決めてありますけれども、ですから、お尋ねの②、③、④についても実はまだこれからでございます。その辺はまず御理解をいただきたいということで、再質問に対してまた私が答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

じゃあ、大枠2につきましては、また詳細のほうは担当課のほうでお答えいたします。

以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の①についてですけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、残念ながら多くの事業が中止となっております。

今までに中止が決定したものは、企画課の長崎県への平和派遣事業、教育委員会のアメリカへの海外短期留学派遣事業、ESLキャンプ事業、千葉県旭市との中城村児童交流事業、福岡県福智町と中城村子供会との交流事業については、福智町からの受入れに関しては中止が決定しておりますけれども、令和3年1月の福智町への派遣についてはまだ未定でございます。8月の末頃に判断する予定をしております。

また、今後の取組として、現在のところ、中城村文化まつりは入場者の人数制限等の対策を取った上で実施する方向で進めております。今後、中止にするか、実施するかは、新型コロナウイルスの状況によって判断することになります。

以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは、新垣 修議員の大枠2番の①に

ついてお答えします。

今年度11月14日から15日に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症対策防止に努めなければならないため、開催するか検討中です。

現在、県内のイベント状況を調査中ですが、11月の開催予定のものが相次いで中止になってきています。なので、村においても、イベント会社や出演者等の調整を要することから、6月までには結論を出したいと考えています。

今後、第2波、第3波に向けた対策が必要なことから、新型コロナウイルスの状況と県内の動向を注視したいと考えています。

ほかに、今後の事業については、令和3年1月から2月にかけてプロサッカーキャンプ支援事業がどうなるか、相手方がいますので、今後の新型コロナウイルスの状況と県内の動向を注視しながら検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 新垣 修議員の大枠2の②についてまずお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、これまでの地域の通いの場を利用されていた方々をはじめとして、多くの高齢者の方々が外出を控え、居宅で長い時間過ごすというような状況があったことで、身体機能や精神機能、社会機能の低下が懸念されております。

緊急事態宣言の解除後、社会生活の再構築が求められている中、感染のリスクには十分に留意しつつ、健康の維持に向けた取組が重要と考えております。

福祉課のほうで実施しています介護予防事業については6月より再開しております。感染防止対策を講じて、事業委託の講師や参加者に対して今協力を求めて、6月1日より実施しているところです。

また、事業再開後には、器具消毒用の消毒液や手指消毒用の消毒用ジェルについては、担当が事業実施先へお持ちしてそれぞれ対応しているところです。

また、ふれあい事業の健康管理を委託している社協の担当と調整したところ、6月から一部地域を除き、ほとんどの地域が感染症対策を取って再開すると報告がありました。

社協の担当から消毒用エタノールの確保とかを各地域に確認したところ、ほとんどの地域が既に確保しているから大丈夫というお返事があったそうです。厳しいところがあれば、社協のほうでも一部確保しているので、それを提供したいということで対応しているそうです。

これらの対応をしていることで、今、現段階でこういった事業をやることで実施地域に消毒用エタノールの配布を行うという対応は行っておりません。

③についてお答えします。

地区ふれあい事業の補助金については、均等割として1地区8万円、平等割は年間実績の延べ人数、参加者の延べ人数に100円を乗じて算定した額を対応しております。

今回のコロナにより、3月以降の事業はほとんど自粛したと確認しております。6月から再開する地区もありますが、3密を避けるという工夫を行うことで、実際には昨年度実績よりは参加者が大幅に減少していくものと見込んでおります。

福祉課としては、各地域の事業実施の状況を踏まえて、令和2年度の予算編成時までその方向性を前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは、再質問させていただきます。

今回、中部広域移行の協議に関しましては、

先日の村長答弁でも聞いていましたが、コロナ関連の状況でこういった協議ができなかったと。そして、北中城村長とは内々ではあるけれども、初心に戻って再確認をしながら進めていきたいということは聞いております。その中で、今回、村長の言葉の中に、丁寧に対話を重ねながら、そしていろいろと説明をやりながら求めていくと。そして、新しい村づくりに前進したいということは僕も理解しておりますので、それも踏まえながら少し質問させていただきます。

先ほど言うように、県と、それから北中城村、それと村長との今回このような協議は残念ながらなされていないということは、4年目に向けてずっと村長が掲げています迅速に広域のほうに着手したいという思いが少し途絶えたのかなという気持ちにも考えられるのですけれど、逆に、この期間でまた新たな本村の形、あるいは望みある形を頭の中で考えられて、こういうふうに持っていきたいという構想図、そういったのが出来上がっているのではないかなというように思っているんです。それを形にしないと、我々も村長が言うような話だけを聞かされても分からない。その中で、どのように、各地区ごとを村長がイメージしているものなのかを描写する、描いて我々に見せられるような組織体制をつくるためにも、どのような体制づくりをこれからつくっていくのかを伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

これからの部分を少しだけお話しさせていただきます。

これからまずやることは、沖縄県区分区域の協議会の中でもそうですけれども、沖縄県の担当の方々に、北中城と中城はこういうまちづくり、今、議員がおっしゃったようなものと同じようなものです。その大まかな資料をつくって、そこをたたき台にして話し合いしていくわけです。そのときには、見せられる資料的な部分、

議員がおっしゃるような内容のものとは少しは違うかもしれませんが、それを議員の皆さん方とも、こういうことを僕らは提示していきますというものは発信できると思いますので、そこからいろんな枝をつけたり色をつけたりして、これは地域の方々の行政懇談会でも私はお話ししましたけれども、地域の方々からのその地域地域での要望が多少違ってきますので、守るべきもの、あるいは開発をすべき箇所、それぞれ字で違ってきていますので、それもある程度聞きながらここに枝葉をつけていくといいですか、色をつけていくといいですか、もちろんこれは県との話合いの中でやっていきますから、全てがこのとおりになるとは思いませんけれども、しかし、やっぱりある程度、我々中城は、いつも言っているのが、自分たちの町、自分たちの村は自分たちの思いでつくっていききたいというのがまず原点にありますので、それをしっかりまた県との交渉に当てていきながら、協議会の中で理解を得て、そして中部広域のほうに移行していききたいという思いはもうずっと変わっておりませんので、決してぶれることなく、そして気持ちも全然熱いままでございますので、誤解なきようお願いをいたします。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 村長が言うように、村長の思いというか考えは、ぶれていないというふうに僕は理解しております。

今、村長のお話は、何度も同じような内容を聞かされておりますので、頭の中にもこびりついていますけれど、まだ分からないところが、県、中城村、北中城村と同じような机の上で構想論を話し合う。広域に持っていきたい。そういう大まかな作業台の中身は見えているのですが、今、僕らのほうで見えないのが、今村長が思い描いている形あるものが、どのような形なのか、職員とどのような接点を持ちながら、職員、あるいは都市建設課、あるいは以前の担当

課を集めて、チームをつくって一旦県に上げる前に内部会議というか、そのような会議を行うのか。それとも、このような事は、なしにして、あくまでも県と北中城、村長と3つの作業部会でやるのか。そこを確認したいと思っています。お願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

答弁になっているかどうかは分かりませんが、まずは、我々中城は都市建設課を中心に北中城村の係と職員同士も共有しなくちゃいけませんので、温度差があっちゃいけませんので、それをまずやらせていただきます。それは県の要望でもあります。首長同士が幾らやっても、下が温度差があるということになるとこれはまずいよという話はもう前から言われておりますので、その形が議員がおっしゃるようなプロジェクトチームという形になるか云々というのはこれからです。これから我々が今まず第一歩を踏み出して、そこからこれは北中城村も一緒にプロジェクトチームのようなものをつくってやっていったほうがいいのか、あるいはもう別々にそれをつくって出し合ってまた次に進むのかも含めて、これもこれからなんです。

私のもう何度も同じ話をして申し訳ないんですが、まず第一は、ここのまちづくりはこうやってやっていきますよということで話合いをしますけれども、最初にやらなくちゃいけないのは、区域区分を外れますよということなんです。外れて初めてまちづくり構想がやれるわけです。外れないまま、農地のまま、今の農地法も含めたそのままでは構想自体できませんので、区域区分をいかにして外れるかというようになれば、中部広域へ移行をありきでしかまちづくり構想もできませんので、それは県のほうにも強く要望しながら、まずはそういう区域区分がない中部広域へ移させてくれ、それを我々はもとにしてこういうまちづくりをやっていきま

すのでという形に持っていきたいとは思っておりますけれども、これはもうもちろん話し合いの中でやっていくことなどは理解はしておりますけれども、ただ、言えるのは、熱い気持ちはずっとそのまま持ちながら、焦ることなくと言ったらまた意欲が落ちたのかと言われて困りますけれども、ただ、大事なところまで今せっかくいいステップを踏んでいると自負しておりますので、このステップをもう一步また一段階上げてしっかり結果を残していきたいなと思っております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 今、村長の答弁にありますように、区域区分がないがために、逆にそれを取っ払うためにこのような優良農地の地区バランスとか、それから住環境、都市型機能を持たすような、そういったバランスづくりが新しい村づくりには大事になるというふうに僕も考えております。

その中で一つ懸念している事が、ここには有能な職員がおりますので、職員たちの意見も村の村づくりに交え、村長の意見も唱えながら、というまちづくりを自分は想定というか、それが理想じゃないのか。最終的には専門のコンサルに預けるという流れで行うことです。第1段階では、あるいは初期段階では、今、村長が考えている青図、それを職員と一緒に一つの机の上で緑地帯、それから集約的住宅とか、いろんなものや意見を交えながらつくって初めて新たなまちづくりができるのではないかなというふうに考えています。じゃあ僕のをコンサルに任せましょうという考えをもしかしたら持っているのではないかということで聞いたんですけれども、そのような考えはないですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

もちろん丸投げをするつもりはございません。我々の意思をしっかりと明確に、もちろん議員

がおっしゃるように職員との会話も重ねながら、最終的にはもちろん職員と我々でやるものではありませんので、住民の方々、議員の皆さんのお話も聞きながら、それで私は急がずしっかり丁寧に説明をさせていただきながら、徐々に掘を固めながらといいますか、熟をさせながらいきたいなと思っておりますので、今、議員がおっしゃる懸念は一切ないと、ここであえて断言させていただきます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 その言葉を聞いて安心しました。ですから、理想論は見えるけれど、中身が見えなかったものですから、今、職員もいろんな方向で手が負えないとかの状況があったものですから、手が負えなければ丸投げすればいいのかなというようになって困るところから質問しました。

中部広域移行に、強固な方針と村発展のための行動を起こすということを自負しておりますので、多分必ずこれは実現するというふうに僕らも思っております。そして、もしかしたら半世紀以上の歴史を塗り替える新しい中城村のまちづくりの一步に立てるかもしれないというふうに我々も考えております。そのためにも、村長が言う焦らずゆっくり意見を聞きながら、そして議員団に説明もしながらというふうにありますので、共に新しいまちづくりに向けて頑張っていきたいと思います。お願いいたします。

それでは、大卒2番について行きます。

子供たちの実践あるいは体験するいろいろな事業がコロナ関連の中で中止になったのは本当に残念でなりません。子供たちには発表の場、あるいは実践・体験をする場があって初めて成長あるいは生活の糧にもなるのかなというふうに思っていましたけれども、安全を、あるいは安心を第一に考えるとやむを得ないのかなというふうに思っております。

そこで、今、実施する中で、今回、文化まつ

りが11月21日の開催の計画の運びとなるというふうはこの前聞きましたので、そのことに関しては、村民参加型の祭りであるので、開催されることには大変うれしく思っております。

ただ、スタンスが従来と変わり、大切に思うから距離を取ろうとソーシャルディスタンスを促していますが、開催するに当たり、観客制限や演者に対してどのような対策を講じて行うのか、詳細を伺います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、新垣修議員のただいまの御質問にお答えいたします。

先週の12日金曜日に文化まつりの実行委員会が開催されまして、お話のとおり、21、22で開催を決定しております。

その中で、各祭りにおける県のイベントのガイドライン等もございますし、その辺も参考にしながら文化まつりのガイドラインを設定し、演者側、また来場者側、既に吉の浦会館では施設のガイドラインが策定されておりますので、細かく言うと、例えば熱を測るとか、マスクは着用しましょう、席も1席ごとに空けましょうとか、そういった、まつりのガイドラインを策定しまして、各文化協会をはじめ、各自治会の例えば演者の皆さん、舞踊研究所の皆さんにも同じ共有したガイドラインで実施してまいります。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 3年に一度の実施と思えますが、例年、開催時は約2,000名ほどが、参加しているというふうに担当課から聞きました。3年前は4,000名規模の祭りだったらしく、通年では2,000名規模というふうに聞いております。今回は、規模に関しては大体何名程度を見込んでの開催を予定していますか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

実行委員会でこれだけですよという確定した数字は決めてはいないんですが、事務局レベルというと、議員のおっしゃるとおり2,000人程度になってくるのかと思います。人数制限、これから席の確保とかを含めていくと約半数にはなってきたりするのかなと。

昨日、県の新しいガイドラインが更新されております。これまでイベントに関しては100名以下というところが、今回から1,000人に増えております。また8月からはこれが5,000人でしたかね、今朝見たばかりなんですけど、大分8月からは緩和されていくというところからいくと、最終的には施設の許容範囲の中で施設の定員の半数がマックスになるかと思っておりますので、その辺も勘案しながら、展示部門は歴史資料図書館になりますので、向こうのほうも中のほうで時間的な入替えをするところもありますので、施設の規模に合わせた人数でしっかりやっつけていこうかと考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 状況に応じていろいろと入場者制限とかも、それと対策のほうもいろいろと変わってきますので、予断を許さないと思いますけれど、しっかりと対策には気を配って頑張ってもらいたいと思います。

先日、資料のほうを頂きました。その中で、二、三点ほど気になる点を申し上げ、これはもし可能でしたら精査して、見直しができるのであれば見直ししてほしいなという点で上げさせてもらいます。

先ほど言うように、8月、9月になったらまたガイドラインの見直しもあるかもしれない。1,000名程度に、規模を縮小するというように聞いております。今、資料の中でチラシ発注が8,500枚、それから横断幕を10枚、その予算が大体約30万ぐらいなのかな、それと、この中にエア一遊具運営委託金とか、通常であれば盛大に行うというふうに理解はしているのですが、

そのような自粛する内容であれば、事業計画に直結しない間接的なものに関しては少し精査していただいて、それをまた別の対策、あるいは演者に対するコロナ対策の支援金に回すとか、そのような活用に、してもらえないかというふうに希望しますが、その辺はどうでしょうか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

予算についてでございますが、御指摘ありがとうございます。お話しされたとおり、例えばエア遊具、どうしても密集、ほかでいうふわふわというんですかね、厳しいということで、それは実行委員会の中でも御意見がございまして、その部分については今回は行わないということで、さらにまた委員のほうからは新しい提案で、人数が制限される分、観客も少なくなる分は動画のライブ配信をしてはどうかとか、そういった御意見もありましたので、その部分に係る予算についてはとりあえず予備費に移して、お話のあった演者に対する部分とか、これからコロナ対策に対する部分に回せるようにということで、予算を審議する中では予備費にエア遊具部分は移させていただいて、承認を頂いております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 文化まつりに関してはまだまだ予断を許さない開催の時期とは思いますが、万が一に備えて観客・演者の密を避ける水際対策を万全に行って、成功のほうに導いてください。

では、②、③をまとめて福祉課長に再質問いたします。

質問の中で、②に関しては、消毒液等を配布していただけないかというお願いなんですけど、答えでは行っていませんというように答弁をもらいました。そして、③の補助金の件ですが、

前向きに検討していくというふうに回答を頂きました。

まず、公民館を福祉課で、いろんな事業で使うのですが、社協が来る場合は社協のほうでお待ちしているのも分かります。それと、あと、なごみの会じゃなくて、健康体操もあります、健康体操とかは役場の職員のほうがアルコール消毒液を持ってきていると思いますが、要は公民館を今活用するのに、全ての公民館のほうは消毒液は足りているというように確認が取れたのですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

事業に今協力いただいている自治会のほうでの対応でありますので、全ての公民館のほうで足りているかどうかは、すいませんが、調査しておりません。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 私の要望は、今、公民館促進法、公民館を利用してくださいというように村当局からも高齢者の生きがい関係とか、それから健康づくりも、公民館というのは今地域にとっては非常に大切な集まる場所というふうに理解しているのですけども、そこに一つのこれもコロナ対策の一環ですので、公民館で高齢者が集まって、そこで体力増進、そういった事業を行う。そこに自分たち、字区の予算、要するにあくまでも部落予算でコロナ対策を行うのは、しかりなんですけど、その辺は行政のほうから、公民館を利用するわけですので、そこは支給という形でできないかどうか、再度確認いたします。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

公民館に関していうと、福祉課のみならず、ほかの関係課もございますので、そこを協議させてもらって、前向きな方向性で検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 では、あと1点、先ほど、ふれあい事業の中で均等割と平等割がありますよね。福祉課長が言われるように、確実に令和2年度の事業実績は大幅減すると。それはもう多分、各字区でも理解していると思うんです。ただ、今言うように、もともと事業を4月から総会とかやる予定が、今言うように3密を避けてください、そういうふうに公民館利用のほうも行政側からも今回はそういうように中断の意向をしているわけですので、今、この中で、前向きに検討したいというように回答をもらっていますけれども、これは前向きに検討されて減額されたらたまったもんじゃありません。それを今、社会でもそうですが、コロナ対策で賃金がなくなったとか、前向きに減額になったら同じ状況になると思いますので、これは通年査定でいきますと。要するに、もちろん予算の関係もあると思います。断固たる回答をもらいたいのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時58分）

~~~~~

再 開（11時58分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

基本的に今考えているのは、要綱の改正も必要になりますし、実際に今は補助金要綱とかですね。具体的には、3月の時点からもう既に自粛が始まっている状況もありますし、4月時点で私課長を拝命した後に一旦検討はしております。基本的に減額という方向性ではないです。もちろん維持というのは基本ベースとして考えていきたいということではありますので、その点は御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 今回の減額ではないというふうに言葉を頂きまして安心しました。

これで私の一般質問は終わりますけれども、少し時間がありますので、3分ほどお願いいたします。

村長、4期目当選おめでとうございます。そして、玉那覇登議員、当選おめでとうございます。

村長、今日の新聞にもありましたけれども、6月30日で観光協会の会長に就くという新聞を見させてもらいました。叱咤激励ではないんですけども、いろんなコロナ対策、それと中部広域問題、いろんな公務の中で忙しいとは思いますが、観光協会のほうも発展を目指すように頑張っていたいただきたいというふうに激励の言葉も言いたいのですが、1点だけ。

今回の観光協会の人事に関しましては、ちょうど遡って1年前、観光協会を発足するに当たり、村長の言葉から確固たる言葉で「人事案に関しては任せてくれ」というふうなお言葉を頂きました。それで我々ももちろん反対討論もありながら可決させてもらいました。1年で観光協会の会長、それから局長が辞任するのは実際どうなのかなというふうな思いがずっと僕はありました。これに関しては、人事権を任せられた村長のこれは選択ミスではないのかなというふうに思われました。

今回、6月30日に会長に就任されるんですけども、今回もし、これはあくまでもお話ですけども、叱咤激励という言葉で受け取ってもらって、会長に就いて、会長の手当ってありますよね。そういうのも少し考えていただいて、これは責任を、2年の約束だったと思うんですけども、あと1年、もちろん就いて2年頑張ると思うんですけども、2年間、会長と……

○議長 新垣博正 新垣 修議員、質問……

○2番 新垣 修議員 質問じゃないですよ。

○議長 新垣博正 通告の要旨とかけ離れてい

ますので。

○2番 新垣 修議員 質問じゃないですよ。

○議長 新垣博正 まとめて。

○2番 新垣 修議員 はい、すいません。

○議長 新垣博正 締めの挨拶とかがあればまとめてください。

時間はありますけど、できれば冒頭でこのようなことは触れていただければというように思います。

○2番 新垣 修議員 そういうことで、こういった責任というか、その辺もありますので、それも加味して今後も会長のほうもまた頑張っしてほしいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長 新垣博正 以上で、新垣 修議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（12時02分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 午前に引き続き再開します。

続きまして、渡嘉敷眞整議員の一般質問を許します。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 非常に眠たい時間ではありますが、よろしく御協力をお願いします。

議長の許可を頂きましたので、3番 渡嘉敷眞整、一般質問をさせていただきます。通告書に基づいて質問いたします。読み上げます。

大枠1、新型コロナウイルスについて。

1、新型コロナウイルスの発生で感染者急増により、国が4月7日に新型コロナ感染法に基づき緊急事態を宣言、5月6日まで、7日から20日までは幼稚園、小学校、中学校の休校措置要請でしょうかね、5月21日から開校して入学式を迎えている。休校期間中の子供たちの様子や学習状況など、1学期、そして今後の夏休み、2学期、3学期の授業実践計画等を伺います。

2、新聞等マスコミで報道されているように、他市町村の学校で実践されているオンライン授業の導入状況について伺います。1、本村で導入するにはどのような課題がありますか。何が必要で、その予算は確保できますか。指導する先生方や子供たちに課題がありますか。3、新聞やテレビニュース等で報じられているような虐待を受けたという子供が見受けられますが、今日の新聞にも不登校の児童生徒が増えているという新聞がございました。4、大学生、専門学校生、高校生のアパート代、生活費、学費などについて、どのような学業支援をしていますか。そして、あるいは今後考えられますか。

大枠2、幼稚園と中学校建設計画策定の進捗状況について。

1、中城村立幼稚園建設計画業務の進捗状況について伺います。

2、中城中学校建設計画業務の進捗状況について伺います。

御答弁よろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、渡嘉敷眞整議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番は教育委員会のほうで、大枠2番につきましても教育委員会とこども課のほうでお答えをいたします。

お尋ねの村立幼稚園の建設ということでございますが、恐らく御質問は認定こども園のことだと理解をいたしまして答弁させていただきます。

現在、詳細についてはこども課でお話はいたしますけれども、現在粛々と進んでいるようでございます。数年後には恐らく3年保育、3年教育の充実を図ったすばらしい認定こども園ができているものと確信をしております。それに向けて今一生懸命業務を行っているところでございます。

後ほどまたこども課のほうで答弁をいたしま

す。

以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。大枠1の新型コロナウイルスについては、同じ答弁になると思いますけれども、臨時の中頭地区の教育長会、そして村校長会、毎週の3役会等、感染防止対策会議を30回近く行ってまいりました。特に学校再開に向けて各学校長と子供たちの安全管理について協議を重ねてきました。

今後も、学校現場と連携を取り合い、迅速かつ適切な対応ができるように、そして、子供たちが安全で安心した学校生活が過ごせるように最大の配慮をしていきたいと考えています。

さらに、児童生徒の学力保障のために重要となる授業時数の確保、教育課程の見直しについて、学校現場と連携して進めているところでございます。

詳細については、大枠1の1と3については主幹から、大枠1の2と4、そして大枠2については教育総務課長のほうから答えさせます。

以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 渡嘉敷議員の質問にお答えいたします。

まず、大枠1の1についてお話しさせていただきます。

休業期間中、これまでも述べておりますが、子供たちの様子については、学校の教職員による電話連絡、または家庭訪問時の様子などで、ほとんどの子供たちは自宅で学習するなど過ごしているという報告を受けております。

また、議員のおっしゃる授業実践計画等については、児童生徒の学びの保障の観点から、夏休みを10日間に短縮するということは既にお伝えしてありますが、短縮することによって授業日数の確保を図っております。

また、今年度、学期ごとの授業計画と先ほど

おっしゃっていましたが、1学期、中城村は3学期制を取っております。本来ならば、学期ごとの授業計画が予定されているところですが、今回新型コロナによって学校休業が行われているというところでもありますので、1年間を通しての学習計画を見直して、順番も入替えしながら、年間を通して学習の学びを保障するという授業内容の見直しを行っております。

また、大枠1の3についてであります。マスク等で報じられているような虐待についてですけれども、スクールカウンセラーと学校の担当のほうからの報告の段階では、虐待を受けたという子供については確認されておられません。

以上です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時38分）

~~~~~

再 開（13時39分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、渡嘉敷眞整議員の大枠1の2の1について、本村でオンライン授業を行うには、まず1人1台のパソコンやタブレット等の整備、また、ネットワーク可能な設備が必要で、各家庭でのネットワーク設備も必要となります。また、オンライン授業を行うスキルが教諭にも必要で、全教諭が同じように使いこなせるような研修などを行う課題があります。

大枠1の2の2について、オンライン授業を行うに当たっては、村内各学校の施設を整備及び各児童生徒への端末が必要となり、予算としては文部科学省のGIGAスクール構想実現に向けた校内通信ネットワーク整備事業の補助金とあって、施設の整備事業で端末の補助金等の補助があります。

大枠1の2の3についてですが、教師は授業をする子供たちが学習する内容をしっかりと習

得できているのか把握しにくい欠点があります。また、子供たちの課題としては、自由に質問することができないことや自身の学習ペースをつかみ切れないなどの課題が挙げられます。

続きまして、大枠1の2の4なんですけれども、昨日、安里ヨシ子議員にも答弁いたしましたが、中城村育英会の奨学金がありますが、これは学資困難な方への貸与で、住居費や生活費の支援とはなっておりません。

続いて、大枠2の1について、村立幼稚園の建設計画はなく、現在、中城幼稚園及び津覇幼稚園を認定型のこども園へ移行していく中城村幼稚園の再編計画を進めております。

大枠2の2について、事業を行うに当たり、中城村のホームページによる公募を行い、3社が応募しておりました。4月27日にネットワーク会議方式によるプロポーザルを行い、委託業者を選定いたしました。現在は、施設の現状調査や建設時における施設規模での調査及び移設を含めた調査・検討を進めております。

以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 新型コロナウイルスについては、これまで11名の方が質問に、もう回答もそれぞれ全て出尽くしているのかなと思いますので、気になっている部分だけお聞きします。

2にオンライン授業というのをしていますが、中城村はまだやっていないですよ、これ。今日のテレビなんですけど、中国の北京市が第2波が始まったのではないかとということで休校を要請されているようで、そして、オンライン授業に切り替えたというふうにテレビでは報道されておりました。そういうことですので、第2波、3波と来る可能性があるんで、休校と宿題だけでは難しいのではないかと、学力を保障するのに。だから、オンライン授業を実施する気持ちはありますか。教育長、よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 沖縄県内でまだこういうふうな形で授業を実施しているところは見当たりません。全ての児童生徒に同じように授業ができるという環境を整えるのに非常に大きなハードルがある。そして、今、答弁にもあったように、教師自身のスキル、そういうふうな研修も必要です。現在の段階ではオンラインで授業するという事は考えておりません。

以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今、本当に予算的に、財源的に非常に大きな問題があるだろうと思います。そういうことで、これは正しいかどうかは分かりませんが、自分の感覚からいうと、前の1人当たり10万円の寄附というか、支給、補助金がありました。それと同じように、子供たちに各家庭に必要なオンラインができる設備を整えるために、恐らく10万円ぐらいであるかどうか、あるいは15万円ぐらいかかるのかというところもあるだろうと思います。児童生徒ほぼすると2,000名以内ですので、約10万円とすると2億円が必要だろうと思います。だから、もし教育委員会が今後コロナウイルスの第2波、第3波と来たときに、それはその時点になるかもしれませんが、導入したいということであれば、財源的に約2億円ぐらい前向きに考えていただけないかどうか。村長、よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

オンラインについては今おっしゃったような環境整備というのが非常に大事なところでありまして、恐らく2億円では足りないかもしれないぐらい思っております。自己財源でそこを捻出するというのは大変難しく、その判断というのは大変厳しいかとは思っています。

あとは、そういった補助金関係でどこまで

きるかというのは検討に値するとは思いますが、ただ言えるのは、これもまたメリット、デメリットあるようですので、全てをうのみにして2億数千万、あるいは3億近い金額を自己財源で充てていくというのは大変厳しいものがあると思っているのが今の思いでございます。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今は仮の話をしたので、仮の答えが返ってきましたので、そういうことで、現実的にならないと進んでいかないんだなというのはちょっと思いました。

普通に新聞のチラシにオンライン授業のチラシが入ってきます。というようになれば、コロナウイルスで皆さん、子供たちは自宅にいらっしゃるんで、自宅にいる子供たちをどのように学力をつけようかということだと思いますけれども、これは学習塾から各家庭に配られています。ということで、学校の授業だけではなくて、今後は、テレワークとかいろいろありますから、世の中がそういう流れになるだろうということも考えられますので、中城村としても子供たちにそういうスキルをどうしても教えていただけたら、子供たちは独自でもいろいろやるんだろうと思いますけれども、おっしゃるとおり、今は機器の整備に相当金がかかると。それで、国のコロナウイルスの第2次、あるいは第3次とかで補助項目が出てきて、そこら辺まで出てくればそれは可能性があるかもしれませんということで、あんまり仮の話だけでも何もできませんので、これは終わろうかなと思います。

あと一つ、昨日も安里ヨシ子議員のほうから育英会のことで質問がありましたけれども、というよりは、言うなれば大学生が学校に行っているんですが、場合によっては生活費等足りなくて、アルバイトをしようにもまだバイト先が閉まって働く場所もないと。それで、大学行く金も生活費もないだろうということで、5名に1人は退学せざるを得ない状況に追い込まれて

いるという話もありますので、本村として本村の出身の大学生って把握できていますか。あるいは、把握する方法がありますか。そこら辺はどんなですか。よろしく申し上げます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時51分）

~~~~~

再 開（13時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 ただいまの大学生の人数ということですけども、村内出身で県外へ行ったり、住所は沖縄で県外へ通っている大学生とかもおりますので、教育委員会のほうでは承知しておりません。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今、答弁のとおりだと思います。私もどう把握すればいいのかなというのを考えたけど、分かりませんでした。それで、把握できているところがあるのかどうかというのが知りたかったわけですけども、もう少し育英会についてですね。育英会の言うなれば年間当たり何名、例えば新規ですと何名ぐらいの申込みがあって、言うなれば現在全体でもし分かるのであれば何名の育英会を利用している方がいらっしゃいますかどうかお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 先日も御答弁いたしました。今年度、新規に認定されたのが4名になります。昨年度も4名でした。奨学金のほうです。入学金のほうが今年度2名で、前年度1名となっております。

現在、今、貸与している学生の数14名になります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時53分）

~~~~~

再開（13時54分）

○議長 新垣博正 再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 そういうことであれば、学費、言うなれば大学でしたら1学期、2学期とか学費の振り込み時期はあるだろうと思いますけれども、これは学校に通学して勉学するための毎月の生活費になっていると思います、毎月々振り込まれるわけですから。それで、今、本当に大学生が、新聞等で見える範囲ですけれども、非常に困窮していると。困っていると。大学をやめざるを得ないという状況に追い込まれているのではないかと思います。だから、年間4名です、人数的に非常に少ないのではないかなと思うんです、育英会の事業の中身としては。だから、これを言うなれば10倍でも20倍でも今予算をつかって支援すべきではないかなと私は思います。これ、育英会は無利子で全額返還していただけるわけです。ですから、与えるわけではないので、4年間の苦しい時期に無利子で貸すというだけの話です、そっくりそのまま卒業して社会人になって返ってくるわけです、ぜひ何千万単位で予算をつくられて、募集をかけて、就学の支援をしていただけたらと思います。ということで、次の補正でもいいですので、本当に今学生が困っているのであれば、それを助ける手助けを取っていただきたい。これは要望でございます。よろしくお願いします。

じゃあ、それから、大枠1のコロナウイルスについては終わりました、大枠2番目の幼稚園と中学校の建設計画をお願いします。

幼稚園につきましては認定こども園で、3年保育でいくという村長さんからの回答もございました。ということで、方針は決まっているようでございますので、現在、令和2年度の予算で、幼稚園費のところ、13節委託料が不動産鑑定と基本計画策定等を入れて445万3,000円、

公有財産購入費で1億8,600万です。物件補償費で1,200万というふうに、それに必要な大きな金額が予算化されております。これは認定こども園となると、教育委員会で執行するのか、こども課で執行するのかということがあると思うんですが、これはどのようになっていますか。よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

御質問の予算につきましては、当初、教育委員会で実施するというので、教育委員会で予算を組んでありますけれども、教育委員会での建設予定地の選定までしていただきましたので、その後はこども課のほうスムーズかつ確実にできるのではないかとということで、こども課において実施する予定となっております。

現在読み上げていただいた予算につきましては、用地取得のための用地購入に関わる予算と、幼稚園の再編計画の基本方針に沿って、民間への事業者公募の際に必要な概要を示していくための設計委託を考えております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今の説明で分かりました。じゃあ、こども課のほうで進めるようですので、よろしくお願いします。

現時点で用地交渉・選定までは教育委員会というのがございましたが、もう決まったんですか。用地関係ですね。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、お答えいたします。

幼稚園の建設場所については、新庁舎から吉の浦公園近辺という形のもので絞りまして、2年から3年までの保育を有する期間の面積を絞り込んで枠を決めております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 じゃあ、今、答弁のとおり、場所と認定こども園の大きさというん

でしょうか、規模というんでしょうか、そういうところは決まっているようですので、それはぜひ早めにも実現するよう期待しております。

じゃあ、次、中城村立中学校の建設計画業務の進捗状況について伺いますので、現在、予算的な教育総務課の中に2,500万でしょうか、中城中学校の教育施設整備調査委託業務というのが組み込まれていますけれども、これについてどの程度進捗されているか教えてください。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、建設計画の業務の進捗状況なんですけれども、先ほども答弁いたしました。現在、現状の施設の状況及び建設地における施設の規模、生徒の数とかクラスの数等を絞り込んでどのようにしたらいいか、この場所がいいのか、または移設したほうがいいのかというような形のもので調査を検討しているところです。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 じゃあ、今、検討しているとおっしゃっていますけど、これは課内の検討なのか。それとも外部発注しての検討なのか。そこら辺をお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 答弁いたします。

先ほど答弁したように、4月27日にネットワーク会議でプロポーザルを行って、3つの業者が応募されておりました。このプロポーザルを行って委託業者を選定して、中城村立中学校改築設備基本計画及び民間活力の導入可能性調査業務ということで委託して事業を進めているところです。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 入札をネットで応募したということですかね。PFIを活用しようという考えですかね。PFIについては昨日資料をもらいましたが、まだちゃんと全然見ていないのでなかなか分からないんですけれども、

今日のところは進捗状況ですので、どれぐらい進んでいるかだけの報告を聞いたかっただけです。詳しくどうのこうのじゃないです。今後、工程表でしょうかね、フローチャート、これの目安というんでしょうか、そういうところをざっくばらんに頭の中にもしあれば、これを教えていただきたいなと思います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、答弁いたします。

今年度、学校施設の基本計画の作成を9月頃までにこの規模、大きさとか場所を大体9月末日までに決めて、今度、民間活力導入可能性を使えるかどうか、PFI事業を、今現在のところ、PFI事業ありきでは進めていなくて、学校の施設が老朽化していますので、その施設の建設する基本計画を9月頃までに策定、その後半の10月から市場にこの学校の規模で大体どれぐらいの規模でやった場合にどの業者が出てくるかというような形のもので各業者、大きいゼネコンとかになるとは思うんですけれども、ヒアリング等を行って、PFI事業にしたほうがいいという結果が出るのが今年度末、2月、3月頃という形のもので行っております。

PFI事業を進めたほうがいいとなった場合には、来年度はPFI事業を進めていく上のVFMという公共投資の縮減に関わるものの計算業務とか、どういうふうにやったほうがいいですよというようなアドバイザー業務というものがあまして、それを進めていく予定です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 現在進行中であるということで、なかなか全体が見えてこないんですけれども、頑張って中城中学校を、すばらしい中学校を造っていただきたいと。

それと、一つ付け加えるとすると、中学校は前にも学級数調査をお願いして、その中では中学校は1校で大丈夫だろうというのがありまし

たけれども、去年ですね、でも、今、本当、南上原の土地区画整理事業でこれだけの人口が伸びています。それで、中城村の都市計画というんでしょうか、まちづくりというんでしょうか、これが泊、北上原、新垣等まで伸びていくと、人口が今は約2万2,000人ですから、それが倍増するとなると、例えば4万人ぐらいになると、どうしても中学校も2校必要だろうと思います。そういうことも見ながら、検討しながら、言うなれば児童生徒のおうちの近くに学校はあったほうがいいですので、今、言うなればスクールバスで現在の中学校まで子供たちを運んでいる状況ではございますけれども、結局、できるだけ歩いてでも行けるような距離に学校はあってほしいものですので、上地区に中学校をぜひ造れないかという検討もよろしくお願ひしたいなと思います。

今、前の北上原分校の跡地が、敷地がございしますので、約半分、60%ぐらいあるのかな、中学校を造るにはもっと敷地が必要ですけども、だから、村有地がございしますので、そこも含めて、あと中学校が造れないかというの、ぜひこの機会に調査・検討していただきたいなと思います。希望も申し上げて、一般質問を終わりたいなと思います。大変ありがとうございます。○議長 新垣博正 以上で、渡嘉敷眞整議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時12分）

~~~~~

再開（14時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、玉那覇登議員の一般質問を許します。

玉那覇登議員。

○6番 玉那覇登議員 議長の許可を得ましたので、6番 玉那覇登、一般質問を行います。

それでは、大卒1、新型コロナウイルス関連

について質問を行います。

世界中に広がりを見せた新型コロナウイルス感染症により、感染者約718万人、死者44万人で、本県でも2月14日に初感染以来、現在142名が感染したということであります。その後、学校の休校措置等や非常事態宣言などが発令されたことで、事業所などには自粛協力などであらゆる職種において経済的に大きな打撃を受けました。学校教育に関しても、休校のため、学習習慣の乱れや学習の遅れが心配されています。そのような中、休校中でも学習の遅れを少しでも補うために、デジタル教材の活用やオンライン授業などの指導が必要であります。

そこで、何点か伺いたいと思います。

①休校措置が長引いた中、児童生徒への影響について、見解を伺いたい。

②オンライン授業を進めるためのICT機器の設置状況（PC、Wi-Fi環境、ウェブカメラ、タブレットも含めて）などを伺います。

③オンライン授業を行うためのソフトやアプリ等を使った教材研究や端末の操作研修等の実施状況などを伺います。

④第2波が再び来たときに休校になったときの対応策として、児童生徒の家庭のDVDの設置であるとか、ネット環境、スマホなどの所持率を調査することは可能か伺いたいです。

⑤休校措置に伴い、今後の授業時数の確保について伺います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 改めまして、玉那覇登議員、初登壇おめでとうございます。どうぞこれからも村政発展のために御尽力いただきたく、よろしくお願ひいたします。

それでは、御質問にお答えをいたします。

御質問は全て教育委員会のほうでお答えをさせていただきますが、本議会でも度々私のほうでも答弁させていただきましたが、特に教育関

係におけるコロナ対策等につきましては、教育現場の声をまず一番重視をいたしまして、教育委員会のほうで決断していただけたものについては、我々行政としてもしっかりと財政支援を行っていきたくて思っております。二人三脚でございますので、それはまたここでお約束をさせていただきたいなと思っております。

答弁については教育委員会のほうでお願いいたします。

以上であります。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 新型コロナウイルス関連について、玉那覇議員も学校現場のことはよく分かっていると思っておりますが、新型コロナウイルスによって学校現場も大きな影響を受けています。前年度末の学校休業、今年度は1か月余り遅れての新年度のスタートを余儀なくされました。その間、対策会議、情報交換等を何度も行いました。特に学校再開に向けては、学校現場と一緒に子供たちの安全を第一に学校長と協議を重ねてきました。現在、部活動も6月1日から再開をして、今のところ大きなトラブルもなく教育活動が進んでいます。

今後も、学校現場と連絡を取り合い、迅速に適切な対応ができるようにしていきたいと考えております。

詳細については、①、⑤は主幹、②、③、④は教育総務課長から答えさせます。

以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 玉那覇登議員の質問にお答えしたいと思います。

①について、学校休業について、授業の遅れ、感染の不安への影響は確かにあります。

これまで学習の遅れについての影響はお話をさせていただきましたが、休業中は学習課題の配布、そして教職員による電話連絡や家庭訪問を行った上で、夏休み10日間に短縮、そして学

びを保障ということで取り組んでいます。

また、感染への不安が確かに子供たち、そして保護者の中にもあります。我々としましては、各学校へマスク、消毒液、液体石けんの配布、また、熱中症対策等の対策として扇風機の配置などを行い、換気対策も十分気を配っておるところであります。

引き続きまして、⑤について、休校措置に伴い、今後の授業日数・時数の確保についての質問に対してお答えいたします。

現段階において、学習の遅れやまだ学びの空白などが生じることのないよう、授業日数・授業時数を確かに確実に確保するため、夏休みを10日間に短縮しております。

学習計画の見直し、これまでの答弁でも述べておりますが、1年生から中学校2年生の授業時間の確保は十分できておりますが、ただ、中学校3年生については4日分の授業時間の不足が生じております。

ただ、その不足分につきましては、時間割の工夫、例えば5校時の時間割を6校時にするとお答えしましたが、こういった1日の時間割の工夫などで対応は可能と考えております。

以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、玉那覇登議員の大枠1の②、③については重複しますので一緒に答弁いたします。

オンライン授業を行うための機器の設置は、村立小中学校にはパソコン等の端末等はありませんが、授業を行うに当たってのウェブカメラやマイクの設備の不備があります。また、オンライン授業を行うためのアプリもありませんし、アプリの研修や操作研修等の実施も現在のところ行われておりません。また、その授業を行うために子供たちへのアプリの使い方ということもできていませんので、現段階ではオンライン授業というのが困難だと思われま

④について、各家庭へのネットワーク通信の環境の調査等を行うことは可能と思います。今後、第2波及び次期感染拡大に向けてどのような方法がよいか検討してまいり、また、各家庭のネットワークの環境を利用したものを活用できるような形のもので検討していきたいと思います。

以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇登議員。

○6番 玉那覇登議員 ①について、どうしても休校が長引けば学力不足等が心配されます。今回の答弁でしっかり身につけさせるためということで、教材配布等を行ったということですが、これももう100%教材は配布できたのかどうかということをお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えしたいと思います。

各小中学校の児童生徒への教科書配布については100%実施されております。

○議長 新垣博正 玉那覇登議員。

○6番 玉那覇登議員 100%配布されて、児童生徒たちも学習をして学力がついているだろうというふうなことで安心をしています。

その反面、長期休業ということで、生活の乱れとか、遅くまでゲームをしたりとか、せっかく整っていた学習習慣が乱れたりしたために、学校が再開したときに学校に行きたくないという生徒とか、そういった生徒が増えているんじゃないかなという心配があります。

今朝の新聞にも、休校前よりは学校再開した数が、不登校の数が2倍に増えていると、保健室登校も2倍に増えているというふうな記事も載っておりましたが、本村の場合はどうなんでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問にお答えしたいと思います。

確かにマスコミ等で報じられているように、本村においても長期休業の影響により若干渋りの子が出ているというふうなお話を伺っております。

確かに、5月21日、22日の最初の子供たちの欠席状況の様子ですけれども、不登校の子供たちは、昨年度まで不登校であった子供たちは全員出席と先ほどお話をさせていただきましたが、欠席、小学校においては1日目4名、中学校においては5名、これについては保護者から確かな届出で病欠であるということで、登校渋りの子供たちの欠席ではないということで確認しております。2日目も同様の欠席人数で推移しており、現在のところ、登校渋りによってそのまま長期休業の状態に陥っている児童生徒は現在見当たりません。

以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇登議員。

○6番 玉那覇登議員 大変いいことであります。病気ということで、病欠の届けがあったということで、不登校というのがゼロということで大変いいことだと思っておりました。

学校にはいろんな名称のつく支援員がいると思いますが、社会福祉士とか、臨床心理士とか、そういった資格を持つ支援員も配置していますか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問にお答えしたいと思います。

本村においては、心理士の資格を持った心理相談員が1名配置されております。そして、SSW（スクールソーシャルワーカー）の専門的な資格を持った方が1名、そしてスクールカウンセリングとして配置している方が3名配置という形で、そういう状況に今はあります。

ただ、先ほどお話をなされた社会福祉士、そういった者に関しては配置はないということがあります。

○議長 新垣博正 玉那覇登議員。

○6番 玉那覇登議員 この3名で3校、4校ですか、中学校を入れて、ローテーションといえますか、それで学校から依頼があったときに訪問するというのでしょうか。それとも、中学校は何曜日と何曜日の午前・午後とか、中小はいつとか、そういうふうに決まっているのでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問にお答えしたいと思います。

教育相談員については、各小中学校に1名ずつ配置しております。

県から配置されておりますSSW（スクールソーシャルワーカー）については、南小学校、中城小学校、津覇小学校を拠点として回っているという状況になっております。

以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇登議員。

○6番 玉那覇登議員 特に不登校とか保健室登校というのは、学校にとってはいろんな心配される問題でありますので、そういったカウンセラー等と教職員も一緒になってこれを出さないようにといえますか、そういったことでよろしくをお願いします。本村にそういった児童生徒がいないということで非常に安心しています。

それでは、続きまして、2番目のオンライン授業についてですが、PCが何台、例えばWi-Fi環境は全学校そろっているとか、ウェブカメラについては設置されていない、整備されていないということでしたけれども、PCについては大体80台ぐらい各学校あるのかなというふうに思って話を進めていきますけれども、今回もコロナウイルスについて、新聞報道でも、小さな学校ではありますが、いろんなまたどこかの企業と提携をしたりして全生徒にタブレットをあげて、それでやっていたというふうなことで、県立高校でもそうですが、できた学校と

できなかった学校というふうな差が出たのかなというふうに思います。

ICTの環境を整備するという一方で、特にオンラインに特化することではなくて、普段からICTを使った授業展開等をする、児童生徒も興味関心を持って授業に参加するというふうなこともありますので、あえてオンライン授業のためにというふうなことでの設置ではなくて、これからまたそういった意味で整備してほしいなと思います。

先ほど主幹のほうからGIGAスクール構想というのがございましたが、これによりますと、政府は昨年の12月に閣議決定をして、予算をつけて、生徒各1人に1台のパソコンを行き渡らせると、いわば配るというふうな構想を立てております。その中で、高速大容量の通信ネットワークの整備については、スケジュールによると令和2年度には行くと、全国の小中ですね、そういうふうなスケジュールを出していますが、本村についてはそういったネットワークについてはどんなでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 では、玉那覇議員の再質問にお答えします。

GIGAスクール構想での令和元年の繰越事業からの事業募集ということでありましたが、本村において令和元年及び今年度、先日も議決いただきました電子黒板の設置のほうを進めております。来年で電子黒板が各小中学校全教室に行われることを先に進めておりまして、この中で電子黒板を使いながら各施設、学校施設のほうにネットワーク等を広げていき、1人1台タブレット構想まで行けないかというような形のものでやっております。

文科省のものによりまして、端末のほうも1台4万5,000円の補助がありまして、各メーカーともこのお値段で今落としてきているような状態で、いろいろ営業のほうが事務所に回っ

てきているような状態で、今年度入れなかったらこれがまた上がっていくというような形のもので、財政側と調整して、今年度には設備できるような形のもので調整していきたいと思っております。

以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇登議員。

○6番 玉那覇登議員 分かりました。どうもありがとうございます。

前に電子黒板の配置の話がありましたけど、中城小学校に6台、津覇小学校に6台、南小学校に18台というお話がございましたが、私の聞き間違いであったら訂正しますけれども、4年生を対象に電子黒板を使った授業を行うというふうに、私の聞き間違いなのかは分かりませんが、そういうふうに聞いたんですが、これはどんなでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 比嘉 保。

○教育総務課長 比嘉 保 月曜日に議決いただきました電子黒板の台数は、4年生、5年生、6年生の高学年ということで今年度配置を検討しております。中城小学校、津覇小学校が6台ずつ、南小では18台ということです。

以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇登議員。

○6番 玉那覇登議員 1年生から2年、3年、新しく次年度から順次施行される、施行といいますか、学習指導要領では情報化教育にも非常に力を入れられていると思いますが、特に今言った4年生からはプログラミング等の学習、1、2年生についてはICTを活用した学習環境の充実、デジタル教科書等の導入拡大とかいうふうに学習指導要領でもうたわれていますので、特に1年生の場合は、ICTを使った授業については非常に興味・関心を示すことだろうと思いますので、できれば1年生からも活用できたらというふうに希望します。よろしくお願ひします。

じゃあ、次に、最後の④に移りたいと思ひます。

これからまた、これで収まればいいんですが、第2波とかが再び起こったとき、休校になったときとか、児童生徒のまた環境、情報機器に関する環境等、それを把握しておく必要があるのかなというふうに、把握することによっていろんなデジタル教材を使って単元等のデジタル教材を児童生徒に持たせて自宅で学習させるとか、そういうふうな方法もあるのかなと思ひていて、答弁では、調査を検討していくというふうなことがありました。ぜひ、その方法については生活環境調査とかいろんな調査があると思いますので、情報関係のアンケートではなくて、何かの調査に何問か載せて、そういった方法でも取ればいいのかと思いますので、ぜひお願ひしたいと思ひます。

今回の休校措置で授業日数、授業時数を確保するために、8月1日から10日まで夏休みを行うというふうなことは、もう今まで何回も答弁でありましたが、これはもう決定されて保護者等へも通知をされているのでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

5月の学校再開時において、夏休みについての期間についても同時に保護者のほうには連絡はしております。

以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇登議員。

○6番 玉那覇登議員 今回は、コロナウイルスのための休校措置に伴う夏休みの短縮というふうなことで授業時数確保ということですが、今後またこれから台風シーズンにもなりますし、台風が来たときにはまた別に確保するというふうなことで理解してよろしいですね。

今回、長い休校措置によって中城の子供たちの学力や学習環境等に心配されましたが、今回

の定例会では、一般質問ではコロナ対策が多かったように思われます。一日も早くコロナが終息して普段の生活に戻れることを祈念しまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長 **新垣博正** 以上で、玉那覇登議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時54分）

## 令和2年第4回中城村議会定例会（第5日目）

|                                                 |                 |                     |         |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|---------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和2年6月15日（月）    |                     |         |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |         |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和2年6月19日（午前10時00分） |         |           |
|                                                 | 閉 会             | 令和2年6月19日（午前10時13分） |         |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号 | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番     | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番    | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番    | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番    | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番    | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番    | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番    | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番    | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |         |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 2 番             | 新 垣 修               | 3 番     | 渡 嘉 敷 眞 整 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 新 垣 親 裕             | 議 事 係 長 | 我 謝 慎 太 郎 |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 |                 |                     |         |           |
|                                                 |                 |                     |         |           |
|                                                 |                 |                     |         |           |
|                                                 |                 |                     |         |           |
|                                                 |                 |                     |         |           |
|                                                 |                 |                     |         |           |
|                                                 |                 |                     |         |           |
|                                                 |                 |                     |         |           |

## 議 事 日 程 第 5 号

| 日 程 | 件 名                              |
|-----|----------------------------------|
| 第 1 | 陳情第5号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情書  |
| 第 2 | 意見書第4号 首里城再建に台湾桧材を使用できるように求める意見書 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 陳情第5号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情書及び日程第2 意見書第4号 首里城再建に台湾桧材を使用できるように求める意見書については、関連しますので、一括して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、日程第1及び日程第2については一括議題といたします。

本件について委員長報告及び趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員会委員長 大城常良。

○文教社会常任委員会委員長 大城常良 皆さん、おはようございます。

それでは、まず審査委員会審査報告を行います。

令和2年6月19日

中城村議会議長 新垣博正 殿

文教社会常任委員会  
委員長 大城常良

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

#### 記

| 番号    | 付託年月日         | 件名                        | 審査の結果 |
|-------|---------------|---------------------------|-------|
| 陳情第5号 | 令和2年<br>6月15日 | 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情書 | 採択    |

意見書第4号

令和2年6月19日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会 文教社会常任委員会  
委員長 大城 常良

首里城再建に台湾桧材を使用できるよう求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

令和2年6月15日に本委員会に付託された陳情第5号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

首里城再建に台湾桧材を使用できるよう求める意見書

1992年、沖縄県の日本復帰20周年記念事業として、琉球王国時代の首里城正殿、北殿、南殿等が復元された。2000年には独特な建築様式や文化的、歴史的価値が認められ、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界文化遺産に登録された。しかし、昨年10月31日未明に火災が発生し、首里城正殿、北殿、南殿、書院・鎮之間(さすのま)、黄金御殿(くがにうどうん)、二階御殿(にーけーうどうん)、奉神門等が焼失した。また、琉球王国時代の数多くの国宝文化財や美術工芸品も失われた。県民、国民はもとより、世界の多くの人々が深い悲しみを抱き、一日も早い再建を望んでいる。

台湾と沖縄は、17世紀ごろから交流があったと伝えられている。1935年には、八重山にパイン生産などの技術指導があり、現在の農業発展の基礎となっている。両者の文化的、経済的、人的交流が深まり1982年には、花連懸と与那国町、1995年に蘇澳鎮(スオウチン)と石垣市、2007年に基隆市(キールン)と宮古島市がそれぞれ姉妹都市を締結している。現在も多くの県民が観光や農業研修等で台湾を訪れ、若者の留学も毎年増加している。

焼失した首里城関連施設の再建に当たっては、強度や耐久性に優れた桧材の確保が喫緊の課題になっている。前回の首里城復元には、良質な台湾産桧材が使用されている。しかし、現在台湾産桧材は、輸出が禁止されていることから、沖縄県として首里城再建を目的(限定)とし、桧材を活用できるよう、下記事項を要請する。

記

首里城再建に台湾桧材を使用できるよう、沖縄県の取り組みを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月19日  
沖縄県中城村議会

あて先  
沖縄県知事

以上であります。

○議長 新垣博正 これで、委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩（10時07分）

~~~~~

再 開（10時09分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第5号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第5号 首里城再建のため台湾産桧材の輸出許可を求める陳情書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、意見書第4号 首里城再建に台湾産桧材を使用できるよう求める意見書に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第4号 首里城再建に台湾桧材を使用できるよう求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号 首里城再建に台湾桧材を使用できるよう求める意見書は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果、乗じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本定例会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

閉 会 (10時13分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 新 垣 修

中城村議会議員 渡嘉敷 眞 整